

鳥取県地域防災計画

(原子力災害対策編)

令和 7 年 1 1 月
鳥取県防災会議

策定の経過

昭和38年9月14日	鳥取県地域防災計画（以下「県防災計画」という）基本案決定
昭和38年9月18日	基本案について内閣総理大臣協議
昭和38年12月5日	内閣総理大臣から基本案について承認通知
昭和44年3月	県防災計画「計画編」「資料編」を分冊
平成4年11月20日	県防災計画「震災対策編」基本案決定
平成4年11月25日	基本案について内閣総理大臣協議
平成5年1月26日	内閣総理大臣から基本案について承認通知
平成13年12月27日	県防災計画「原子力対策（人形峠環境技術センター）編、原子力対策（島根原子力発電所）編」基本案決定
平成14年3月7日	基本案について内閣総理大臣協議
平成14年4月16日	内閣総理大臣から基本案について承認通知
平成17年7月	県防災計画「原子力災害対策編」一部修正
平成18年9月	県防災計画「災害予防編（共通）、災害応急対策編（共通）、震災対策編、風水害等対策編、大規模事故対策編、原子力災害対策編」全部修正
平成19年6月	一部修正
平成20年6月	一部修正
平成22年7月	一部修正
平成25年3月18日	全部修正
平成26年3月26日	一部修正
平成27年8月24日	一部修正
平成30年3月23日	一部修正
平成31年3月11日	一部修正
令和2年3月24日	一部修正
令和3年3月19日	一部修正
令和4年6月20日	一部修正
令和5年8月4日	一部修正
令和6年9月2日	一部修正
令和7年11月4日	一部修正

地域防災計画（原子力災害対策編）

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
1. 鳥取県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1
2. 鳥取県地域防災計画における他の災害対策との関係	1
3. 鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所対応）との関係	1
4. 関係周辺市町等地域防災計画との関係	1
5. 島根県・岡山県地域防災計画との関係	1
6. 計画の修正	2
7. 島根地域の緊急時対応	2
8. 鳥取県国民保護計画との関係（原子力発電所への武力攻撃事態等に係る対応）	2
第3節 計画の周知徹底	2
第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	2
第5節 計画の基礎とすべき災害の想定	2
1. 鳥取県に影響する原子力施設	2
2. 島根原子力発電所（原子炉施設）で想定される放出形態	3
3. 人形峠環境技術センター（核燃料施設）で想定される放出形態	4
第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲	4
1. 範囲の考え方	4
2. 島根原子力発電所の場合	4
3. 人形峠環境技術センターの場合	5
第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	7
1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施	7
2. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施	8
第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	9
第2章 原子力災害事前対策	18
第1節 基本方針	18
第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理	18
第3節 報告の徴収と立入検査等	19
第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携	20

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	20
第6節 情報の収集・連絡体制等の整備	21
1. 情報の収集・連絡体制の整備	21
2. 情報の分析整理	22
3. 通信手段の確保	23
4. 緊急事態対処センターの整備	24
5. 実動組織現地合同調整所の整備	24
第7節 緊急事態応急体制の整備	24
1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	25
2. 災害対策本部体制等の整備	25
3. オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制	25
4. 長期化に備えた動員体制の整備	26
5. 防災関係機関相互の連携体制	26
6. 警察との連携体制	26
7. 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	26
8. 自衛隊との連携体制	26
9. 実動組織との活動調整	26
10. 原子力災害医療派遣チームの派遣要請体制	26
11. 民間事業者との連携体制	26
12. 広域的な応援協力体制の拡充・強化	27
13. オフサイトセンター	28
14. モニタリング体制等	28
15. 緊急時の住民等の被ばく線量評価体制の整備	31
16. 専門家の派遣要請手続き	31
17. 放射性物質による環境汚染への対処のための整備	31
18. 複合災害に備えた体制の整備	31
19. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携	31
20. 防災分野における新技術の活用	31
第8節 避難体制の整備	32
1. 避難計画の策定	32
2. 避難誘導体制の整備	32
3. 避難所等の整備等	32
4. 要配慮者等の避難誘導・移送体制の整備	34
5. 保育所や学校等における避難計画の整備	35
6. 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備	35
7. 住民等の避難状況の確認体制の整備	35
8. 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備	35
9. 警戒区域を設定する場合の計画の策定	35

10. 避難場所等・避難方法等の周知	35
第9節 飲食物の摂取制限及び出荷制限	36
1. 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備	36
2. 飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保	36
第10節 緊急輸送活動体制の整備	36
1. 専門家の移送体制の整備	36
2. 緊急輸送路の確保体制等の整備	36
第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	37
1. 救助・救急活動用資機材の整備	37
2. 救助・救急機能の強化	37
3. 原子力災害医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備	37
4. 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備	38
5. 避難退域時検査の実施体制の整備	38
6. 原子力防災支援基地の整備	39
7. 消火活動体制の整備	39
8. 被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の 安全確保のための資機材等の整備	39
9. 物資の調達、供給活動体制の整備	40
10. 大規模・特殊災害における救助隊の整備	40
11. 小型無人機（ドローン）を用いた情報収集体制の整備	40
第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	40
第13節 行政機関の業務継続計画の策定	41
第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び情報発信	42
第15節 被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の人材育成	43
第16節 防災訓練等の実施	43
1. 訓練計画の策定	43
2. 訓練の実施	44
3. 実践的な訓練の実施と事後評価	44
4. 教訓の反映	44
第17節 原子力施設上空の飛行規制	45
1. 原子力施設上空の航空安全確保に関する規制措置	45
2. 原子力施設上空における小型無人機（ドローン）等の飛行への対処等	45
第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	45
第3章 緊急事態応急対策	46
第1節 基本方針	46
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	46

1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡	46
2. 応急対策活動情報の連絡	54
3. 一般回線が使用できない場合の対処	57
4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	57
第3節 活動体制の確立	58
1. 県の活動体制	58
2. 地方支部の所掌事務	66
3. 県災害対策本部（原子力）事務局及び原子力グループの事務分掌	66
4. 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への出席等	68
5. 専門家の派遣要請	70
6. 応援要請及び職員の派遣要請等	70
7. 自衛隊の派遣要請等	70
8. 原子力被災者生活支援チームとの連携	70
9. 被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の安全確保	71
第4節 屋内退避、避難等の防護措置	72
1. 屋内退避、避難等の防護措置の実施	72
2. 屋内退避の指示等	75
3. 避難所等の開設等	76
4. 広域避難の実施	77
5. 広域一時滞在の実施	77
6. 避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施	78
7. 避難途中の住民に対する支援の実施	79
8. 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施	79
9. 安定ヨウ素剤の服用	79
10. 要配慮者等への配慮	80
11. 学校等施設における避難措置	80
12. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置	81
13. 観光客等一時滞在者の避難等	81
14. 警戒区域の設定、避難の指示等の実効性を上げるための措置	81
15. 食糧、生活関連物資等の供給	81
第5節 治安の確保及び火災の予防	82
第6節 飲食物の摂取制限及び出荷制限	82
第7節 緊急輸送活動	82
1. 緊急輸送活動	82
2. 緊急輸送のための交通確保	84
第8節 避難経路の確保	84
1. 避難の円滑化	84
2. 避難経路の確保体制	85
3. 自然災害等により道路等が通行不能な場合の復旧	85

4. 降雪時の避難経路の確保	8 5
5. 事故車両や放置車両等の発生により通行不能な場合の対応	8 5
第9節 救助・救急、消火及び医療活動	8 5
1. 救助・救急及び消火活動	8 5
2. 医療活動等	8 6
第10節 住民等への的確な情報伝達活動	8 7
1. 住民等への情報伝達活動	8 7
2. 住民等からの問い合わせに対する対応	9 1
第11節 自発的支援の受け入れ等	9 1
1. ボランティアの受け入れ等	9 1
2. 国民等からの義援物資、義援金の受け入れ	9 2
第12節 行政機関の業務継続に係る措置	9 2
第13節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	9 2
 第4章 複合災害対策	 9 4
第1節 基本方針	9 4
第2節 複合災害に備えた体制の整備	9 4
1. 災害対策本部の体制	9 4
2. 応急体制の整備	9 4
3. 緊急時モニタリング体制の整備	9 4
4. 複合災害を想定した訓練	9 4
第3節 屋内退避、避難等の防護措置の実施	9 4
1. 屋内退避、避難等の対応方針	9 4
2. 避難誘導時の配慮	9 6
3. 広域避難体制	9 6
第4節 屋内退避時における物資の備蓄・供給体制	9 6
第5節 緊急輸送活動体制の確立	9 7
1. 代替輸送道路の確保	9 7
2. 車両等の確保等	9 7
3. 代替輸送手段の調整	9 7
第6節 救助・救急、消火及び医療活動	9 7
1. 原子力災害医療活動	9 7
2. 安定ヨウ素剤	9 7
第7節 住民等への的確な情報伝達活動	9 7
1. 原子力発電所情報の定期的な広報	9 7
2. 情報伝達手段の確保	9 7
3. 広域的な情報提供	9 8
 第5章 感染症流行下における対策	 9 9
第1節 基本方針	9 9

第2節 感染症流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方	99
1. 全般	99
2. 基本的考え方	99
第3節 感染症流行下における体制の整備	99
1. 感染症対策	100
2. 感染症流行下における安定ヨウ素剤の事前配布	100
3. 避難車両の確保	100
4. 避難所の確保	100
5. 感染症流行下における訓練	100
6. 感染症流行下での避難に必要な物品の備蓄	100
第4節 感染者等対応の基本的考え方	101
1. 感染者の対応	101
2. 濃厚接触者及び感染の疑いのある者の対応	101
3. 健康確認の実施	101
4. 感染者等の避難に関する情報の共有	101
第5節 感染症流行下における防護措置	101
1. 共通	101
2. 屋内退避における対応	101
3. 一時集結所における対応	102
4. 避難車両における対応	102
5. 安定ヨウ素剤の緊急配布場所における対応	102
6. 避難退域時検査会場における対応	103
7. 避難所における対応	103
第6節 被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の感染症対策	103
1. 感染症対策	103
2. 個人用防護具の備蓄	103
第7節 住民等への的確な情報伝達活動	103
第6章 武力攻撃事態等における対応	104
第1節 基本方針	104
第2節 武力攻撃事態等に係る対応	104
1. 平素からの備え	104
2. 武力攻撃事態等における対応	104
3. 緊急対処事態における対応	104
4. 体制の確保等	105
5. 訓練の実施	105
第7章 原子力災害中長期対策	106
第1節 基本方針	106
第2節 緊急事態解除宣言後の対応	106
第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	106
第4節 放射性物質による環境汚染への対処	106
第5節 各種制限措置等の解除	106

第6節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	106
第7節	災害地域住民に係る記録等の作成	107
1.	災害地域住民の記録	107
2.	影響調査の実施	107
3.	災害対策措置状況の記録	107
第8節	被災者等の生活再建等の支援	107
第9節	風評被害等の影響の軽減	107
第10節	被災中小企業等に対する支援	107
第11節	心身の健康相談体制の整備	108
第12節	物価の監視	108
第13節	復旧・復興事業からの暴力団排除	108
別紙資料		
別紙1	原子力災害時の災害体制の基準（島根原子力発電所）	109
別紙2	原子力災害時の災害対応体制の基準（人形峠環境技術センター）	111
別添資料		
別添1	原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置	113
別添2	防護措置実施のフロー図	119
別添3	島根原子力発電所及び人形峠環境技術センターに係る各緊急事態区分を判断するEAL	120
別添4	OILと防護措置について	125

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工施設、原子炉、貯蔵施設、再処理施設、廃棄施設、使用施設（保安規定を定める施設）の運転、事業所外運搬（以下「運搬」という））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることにより発生する原子力災害の事前対策並びに発生時の緊急事態応急対策及び中長期対策について、県、米子市・境港市・三朝町（以下「関係周辺市町」という）、その他県内市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行（自然災害、大規模事故、国民保護事案等が複合的に発生した場合の対策は、これらの災害等に係る計画による対策も含めて現計画を臨機応変に修正して行う）によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1. 鳥取県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、鳥取県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

県等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講ずることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2. 鳥取県地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「鳥取県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「鳥取県地域防災計画災害予防編（共通）、災害応急対策編（共通）」によるものとする。

3. 鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）との関係

この計画に定める避難について、広域住民避難計画としてその実施要領について計画を定めておくものとする。

4. 関係周辺市町等地域防災計画との関係

関係周辺市町等が地域防災計画を作成又は修正するに当たっては、この計画を基本とするものとし、県の地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。

なお、県は、関係周辺市町等の地域防災計画の作成又は修正に協力するものとする。

5. 島根県・岡山県地域防災計画との関係

県は、地域防災計画（原子力災害対策編）を作成又は修正するに当たっては、島根県・岡山県（以下「所在県」という）の計画との整合性に留意するものとする。

6. 計画の修正

この計画は、災対法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は県の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

7. 島根地域の緊急時対応

避難計画を含む島根地域の緊急時における対応（「島根地域の緊急時対応」）は、島根地域原子力防災協議会において、関係府省庁、島根県、鳥取県、関係6市等により、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることが確認され、原子力防災会議（議長：内閣総理大臣）で報告・了承された。

表 1－1 「島根地域の緊急時対応」の策定状況

名称	島根地域原子力防災協議会による確認	原子力防災会議での了承
島根地域の緊急時対応	令和3年7月30日	令和3年9月7日

8. 鳥取県国民保護計画との関係（原子力発電所への武力攻撃事態等に係る対応）

原子力発電所に対する武力攻撃事態や緊急処理事態が発生した場合には、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）の枠組みの下、鳥取県国民保護計画により国民保護措置等を実施する。

国民保護措置の実施に当たっては、防災基本計画（原子力災害対策編）の定めと同様の措置を講ずることを基本とする。

なお、原子力発電所事故等の発生要因が武力攻撃等によるものか明確でなく、政府による武力攻撃事態又は緊急処理事態の認定がなされるまでの間においては、国や事業者等からの情報収集に努めるとともに、地域防災計画に基づく住民の防護措置等を行うものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。

第5節 計画の基礎とすべき災害の想定

原子力災害対策重点区域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

1. 鳥取県に影響する原子力施設

原子力災害対策指針に基づき対策を行う施設及び位置は次のとおりである。

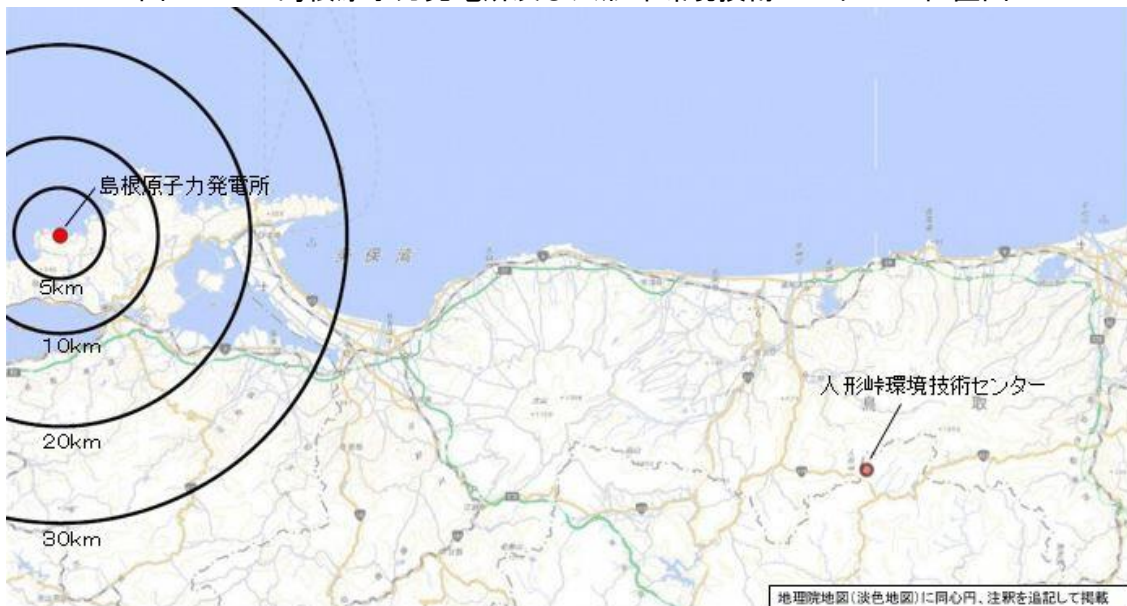
なお、島根原子力発電所1号機については、平成27年4月30日に営業運転を終了し、平成29年4月19日に国の認可を受けた廃止措置計画に基づき廃止措置が行われており、併せて、平成30年2月15日に原子力規制委員会から照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものである旨の告示（以下「冷却告示」という）がなされているが、使用済燃料が原子炉建物内に貯蔵されていること等から、原子力災害対策及び廃止措置中

の安全確保について、継続した対応が必要である。

表 1－2 鳥取県に影響する原子力施設の概要

原子力施設	所在地	概要
中国電力株式会社 島根原子力発電所	島根県松江市鹿 島町片岡654-1	着工／運転開始／経過年数（令和 7 年 3 月時点） ・ 1 号機：昭和45年 2 月／昭和49年 3 月／廃止決定 （平成29年 4 月廃止措置計画認可、同年 7 月廃止 措置作業着手） ・ 2 号機：昭和59年 2 月／平成元年 2 月／36年 ・ 3 号機：平成17年12月／未定／－
国立研究開発法人 日本原子力研究開 発機構人形峠環境 技術センター	岡山県苫田郡鏡 野町上齋原1550	核燃料物質使用施設 核燃料物質加工施設（令和 3 年 1 月加工事業に係る 廃止措置計画認可）

図 1－1 島根原子力発電所及び人形峠環境技術センターの位置図



2. 島根原子力発電所（原子炉施設）で想定される放出形態

（1）島根原子力発電所 2 号機

原子炉施設においては、放射性物質を封じ込める多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し、長期間とどまる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。実際、平成23年 3 月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性希ガス、放射性ヨウ素、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却

に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

なお、いわゆる実用発電用原子炉に係る新規規制基準の適合性審査で、セシウム137の放出量が100テラベクレルを下回ること（規制要求を満たすこと）が確認されている。

(2) 島根原子力発電所1号機

廃止措置（第2段階）中であり、放射性物質の放出を伴う最も過酷な事故としては、建物換気系フィルタが火災等によって破損し、フィルタに付着している粒子状放射性物質が周辺環境に放出される場合を想定し、周辺公衆の受ける実効線量は約0.029ミリシーベルトと評価されている。

(3) 島根原子力発電所3号機

建設中であり、放射性物質の放出を伴う事故は想定されない。

3. 人形峠環境技術センター（核燃料施設）で想定される放出形態

(1) 火災等による核燃料物質の放出

火災、爆発、設備の破損等によって六フッ化ウランが漏えいした場合、大気中でエアロゾル形態のフッ化ウラニルと気体のフッ化水素が生成されるが、施設から放出される前にフィルタ等により大部分が除去される。施設・設備の破損等によりフィルタを通らずに施設から放出された場合は、粒子状のものであるため、気体状の物質に比べ早く沈降すると考えられる。

なお、フッ化水素については、大気中に拡散・移流していくが、人の組織等に対する影響を有していること等から、人への化学的影響について、留意しなければならない。

(2) 臨界事故による放射性物質又は放射線の放出

施設では臨界事故の発生を防止するため、厳重な臨界管理が実施されているが、万一、臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物（クリプトン、キセノン等の放射性希ガス、放射性ヨウ素等）の放出に加え、中性子線及びガンマ線等が発生する。施設から直接放出される中性子線及びガンマ線等の放射線量は、施設からの距離のほぼ二乗に反比例して減衰するため、その影響は近距離に限定される。

なお、施設外に放出された放射性物質は、プルームとなって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるに従って拡散により濃度は低くなる。

第6節 原子力災害対策重点区域を含む地域の範囲

1. 範囲の考え方

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策重点区域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

2. 島根原子力発電所の場合

原子力災害対策指針の緊急防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という）の考え方を踏まえ、島根原子力発電所2号機において、原子力災害対策重点区域は、原子力施設から概ね30kmとする。

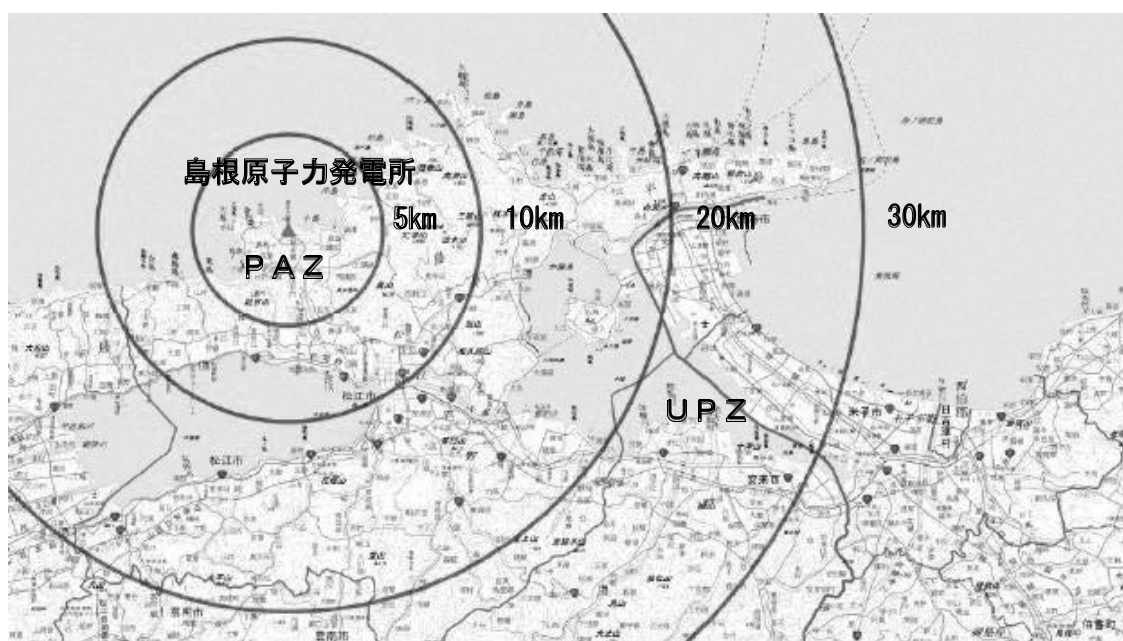
なお、島根原子力発電所1号機については、冷却告示に伴い、原子力災害対策重点区域の範囲が原子力施設から概ね半径5kmを目安として設定されており、当該原子力災害対策重点区域の全てがUPZとされている。

おって、UPZ外においては、事態の進展等に応じ、UPZと同様に必要な防護措置を実施する。

表 1－3 原子力災害対策重点区域（島根原子力発電所）

原子力災害対策重点区域を含む市町村	原子力災害対策重点区域を含む地域
境港市	境港市全域
米子市	島根原子力発電所から概ね30kmで米子市地域 防災計画（原子力災害対策編）に定める区域

図 1－2 原子力災害対策重点区域（島根原子力発電所）



※島根原子力発電所 1 号機については、UPZ の範囲は島根原子力発電所から概ね半径 5 km と定められている。

3. 人形峠環境技術センターの場合

原子力災害対策指針における原子力災害対策重点区域の考え方及び原子力災害対策重点区域を設定することを要しない原子力事業所に係る地方公共団体の役割の考え方を踏まえ、人形峠環境技術センターにおいては、原子力災害対策重点区域を設定しないが、防災対策の実施面の観点から人形峠環境技術センターで事故が発生した場合においては、施設敷地内で防護措置が必要となるような事象の発生に備え、国、原子力事業者等の関係機関との情報連絡、住民等への迅速な情報提供、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）等の施設周辺地域における対応に係る体制を平時から構築しておき、原子力災害時には国の指示、緊急時モニタリング等の状況に応じて具体的な対応を判断する。

なお、住民不安解消等の観点から、三朝町木地山、福吉、実光、鉛山、栗祖の各地域において、広報、モニタリングを中心に必要な防災対策を実施する。

表 1－4 原子力災害対策重点区域の設定を要しない原子力事業所に係る市町村及びその役割（人形峠環境技術センター）

原子力災害対策重点区域の設定を要しない原子力事業所に係る地域	左記市町村の役割
三朝町	別添 1－3「原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等」に記載する事項を基本とし、三朝町地域防災計画（原子力災害対策編）に定めるもの

図 1－3 人形峠環境技術センターの周辺図 A

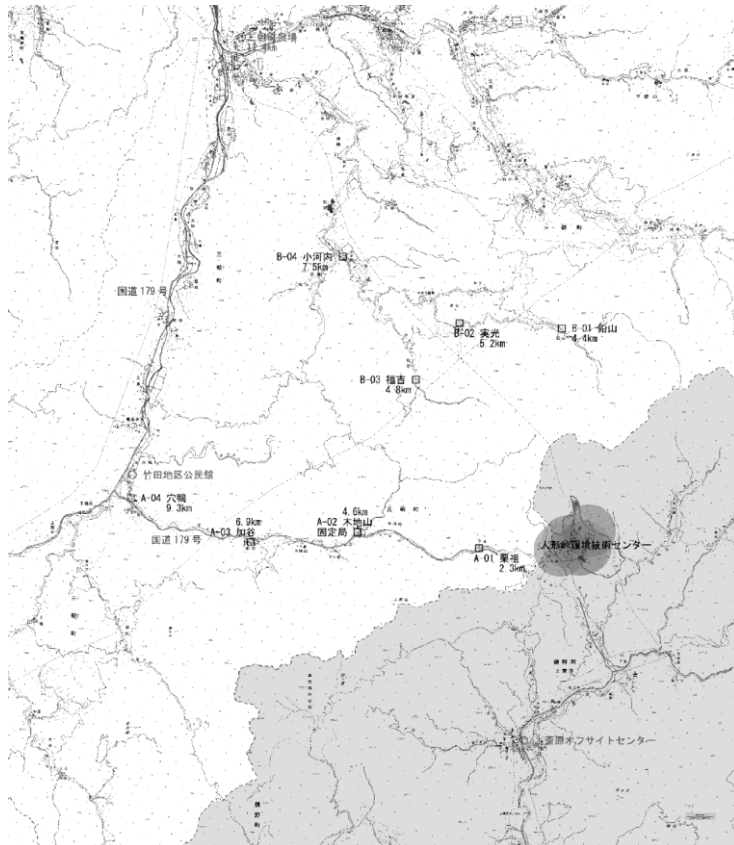
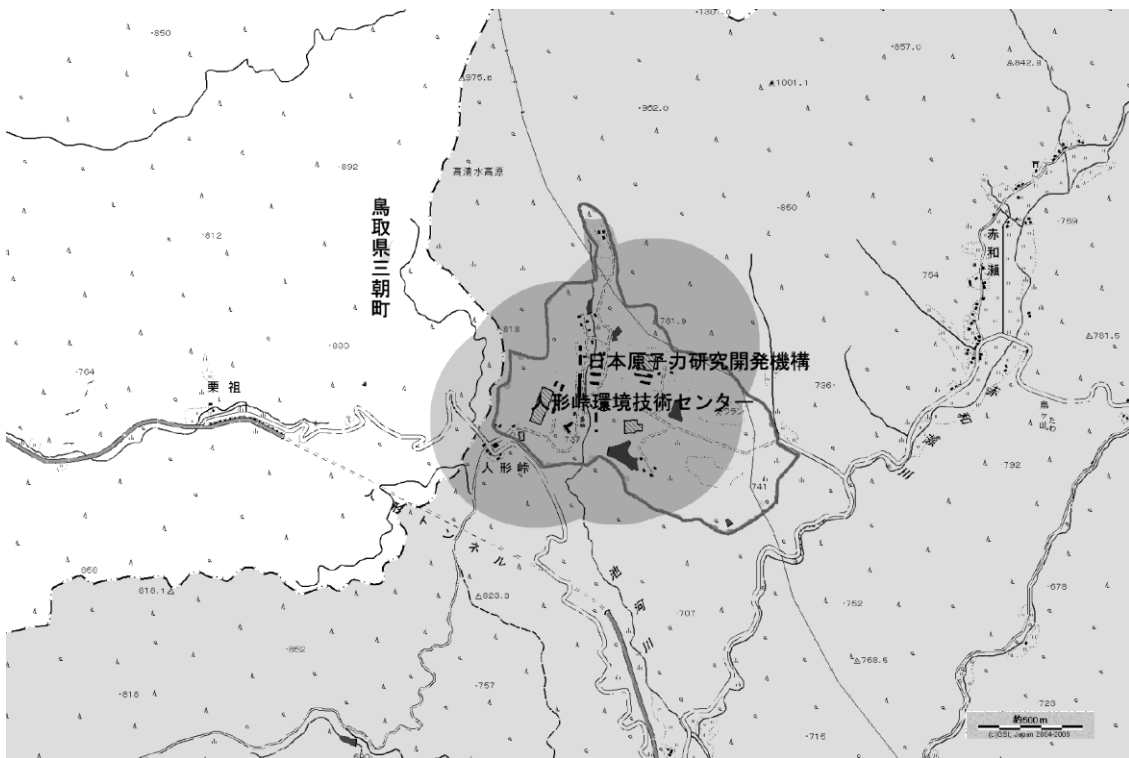


図 1 - 4 人形峠環境技術センターの周辺図B



第 7 節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）

原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によって段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

① 緊急事態区分

・情報収集事態

島根県松江市、岡山県鏡野町、鳥取県三朝町のいずれかで震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した場合（島根県松江市、岡山県鏡野町、鳥取県三朝町の震度が発表されない場合は、近傍の市町の震度を用いる）。

その他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合。

・警戒事態

EAL（AL）：Emergency Action Level（Alert）

・施設敷地緊急事態

EAL（SE）：Emergency Action Level（Site area Emergency）

・全面緊急事態

EAL（GE）：Emergency Action Level（General Emergency）

② 緊急事態区分における防護措置

緊急事態の初期対応段階においては、緊急事態区分に基づき、防護措置を実行する。

- ・別添1「原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等」
- ・別添2「防護措置実施のフロー図」
- ・別添3「島根原子力発電所及び人形峠環境技術センターに係る各緊急事態区分を判断するEAL」

(2) 島根原子力発電所の場合

UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施するものとする。（1号機については、冷却告示によりUPZが5kmであることから、UPZ外として、防護措置などが必要と判断された場合において、プラントの状況変化に応じて段階的に防護措置を実施する）

なお、UPZ外においても、事態の進展等に応じ、UPZと同様に必要な防護措置を実施する。

(3) 人形峠環境技術センターの場合

県は、施設敷地内で防護措置が必要となるような事象の発生に備え、国、原子力事業者等の関係機関との情報連絡、住民等への迅速な情報提供、緊急時モニタリング等の施設周辺地域における対応に係る体制を平時から構築しておくものとする。

緊急事態においては、緊急時モニタリングを実施するとともに、必要となる防護措置を判断して実施する。

2. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZを中心とした緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

- ・別添4「OILと防護措置について」

第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、関係周辺市町、その他県内市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は鳥取県地域防災計画災害応急対策編（共通）第1部第1章1節に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
鳥取県	原子力安全対策課 福祉保健課 健康政策課 医療政策課 医療・保険課 環境立県推進課 原子力環境センター	1 県内における原子力災害に関する総合調整 2 原子力防災に関する知識の広報及び教育訓練 3 通信連絡網の整備 4 環境放射線モニタリング設備・機器の整備 5 防護資機材の整備 6 原子力災害医療設備・機器の整備 7 環境条件の把握（気象等） 8 平常時モニタリング 9 事業者からの報告の徴収、立入検査等 10 県災害警戒本部の設置及び運営 11 県災害対策本部及びその下部組織である部（モニタリング本部、保健医療福祉対策本部、避難行動要支援者避難支援センター（以下「避難支援センター」という））の設置並びに運営 12 原子力災害合同対策協議会への職員派遣 13 緊急時モニタリングセンターへの職員派遣 14 原子力災害情報等の収集、伝達 15 避難者受入市町村との調整（県分：避難所の選定等） 16 住民等の避難の支援 17 立入制限 18 行政機関の業務継続のための機能移転に係る調整 19 放射性物質による汚染状況調査 20 緊急時モニタリング計画の作成及び実施 21 原子力災害医療活動（避難退域時検査、簡易除染及び甲状腺被ばく線量モニタリングを含む） 22 安定ヨウ素剤の配布・服用

		23 飲食物の摂取制限等 24 食糧及び生活関連物資の調達 25 環境の除染 26 制限措置の解除 27 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 28 関係周辺市町への原子力防災対策に対する指示及び指導助言 29 県民からの問い合わせ対応 30 国及び関係機関への支援の要請
県警察本部	警備第二課	1 住民等に対する避難誘導及び警備広報 2 立入制限及び交通規制 3 治安確保 4 実動組織現地合同調整所の運営
米子市	防災安全課 危機管理室	1 原子力防災に関する広報及び教育・訓練 2 通信連絡網の整備
境港市	防災危機管理課 防災危機管理室	3 環境放射線モニタリング設備、機器の整備 4 市町災害対策本部の設置及び運営
三朝町	総務課 危機管理局	5 原子力災害合同対策協議会への職員派遣 6 災害状況、避難指示の把握及び伝達等 7 住民の避難、立入制限、救出等 8 避難者受入の協議 9 行政機関の業務継続のための機能移転に係る調整（境港市） 10 緊急時モニタリングの支援 11 安否情報に関すること 12 避難先地域が行う広域避難所の運営支援 13 避難者への行政サービスの提供 14 県の原子力災害医療活動に対する協力 15 飲食物の摂取制限等 16 緊急輸送及び必需物資の調達 17 汚染物質の除去 18 制限措置の解除 19 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 20 県の行う原子力防災対策に対する協力
その他県内市町村	防災担当課	1 関係周辺市町への支援 2 広域避難所の指定 3 広域避難所の開設、管理運営 4 境港市役所の移転に伴う業務継続の支援

			5 避難手段（市町村バス等）の提供協力 6 避難誘導等に対する職員の動員 7 緊急時モニタリングの支援 8 県の原子力災害医療活動に対する協力 9 必要に応じて防護措置の実施
各消防局	警防課		1 傷病者の搬送 2 情報の収集分析 3 保健医療福祉対策本部の支援 4 住民等に対する避難指示等の伝達体制の確保 5 防災対策、立入制限及び交通規制の協力
境港管理組合	—		1 境港に関し必要な措置 2 船舶避難に関する支援
指定 地方 行政 機関	中国四国厚生局	総務課	1 独立行政法人国立病院機構との情報共有及び密接な連携
	中国四国農政局	企画調整室	1 農林畜水産物等の安全性確認のための調査への助言及び協力 2 原子力災害時における食料等の支援 3 農林漁業関係金融機関へ金融業務の円滑な実施のための連絡調整等
	中国経済産業局	資源エネルギー 環境部 電力・ガス事業課	1 電気、ガスに係る災害情報の収集、伝達 2 電気、ガスの供給の確保に必要な指導 3 被災地域において必要とされる災害対応物資生活必需品、災害復旧資材等の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導 4 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置
	中国地方整備局	防災室	1 直轄河川及び一般国道指定区間に関し、必要な措置
	中国運輸局	鳥取運輸支局	1 緊急輸送に関する要請及び支援
	第八管区海上保安本部	環境防災課 境海上保安部 美保航空基地	1 海難救助、海上における安全及び治安の確保、船舶交通の規制 2 海上モニタリングの支援 3 海上における緊急輸送 4 航空機による緊急輸送
	大阪管区气象台	鳥取地方气象台	1 気象状況等の把握、解析 2 モニタリング本部の支援

自衛隊	陸上自衛隊 中部方面総監部	防衛部防衛課 第8普通科連隊 (米子) 中部方面ヘリコプター隊第3飛行隊 (境港)	1 緊急輸送及び救護活動の支援 2 (原子力) 災害派遣への対応
	海上自衛隊 舞鶴地方総監部	防衛部第三幕僚室	
	航空自衛隊 第3輸送航空隊	防衛部運用班	
	鳥取地方協力本部	—	1 自衛隊との連絡調整
指定公共機関	西日本高速道路(株)	中国支社	1 高速道路に関し必要な措置 2 災害時の緊急通行車両等の通行に伴う料金徴収の免除の取扱い
	日本通運(株)	山陰支店	1 災害時における貨物自動車による救助物資の緊急輸送
	福山通運(株)	—	
	佐川急便(株)	中国・四国支社	
	ヤマト運輸(株)	津山主管支店	
	西濃運輸(株)	—	
	西日本旅客鉄道(株)	山陰支社	1 鉄道及び陸路による緊急輸送
	NTT西日本(株)	鳥取支店設備部 災害対策室	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
	(株)NTTドコモ	中国支社鳥取支店	
	NTTドコモビジネス(株)	プラットフォームサービス本部事業推進部危機管理室	
	KDDI(株)	中国総支社 管理部	
	ソフトバンク(株)	—	
	楽天モバイル(株)	—	
	日本赤十字社	鳥取県支部事業推進課	1 災害時における医療救護の実施 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 3 義援金の募集及び配分 4 義援物資の配布

(独) 国立病院機構	中国四国グループ	1 (独) 国立病院機構病院の救護班の派遣による医療救護の実施
日本放送協会 (NHK)	鳥取放送局放送部	1 放送協定に基づく災害応急対策等の広報活動
中国電力 (株)	島根原子力本部 鳥取支社	1 原子力発電所の安全性の確保、防災体制の整備、災害予防 2 防災上必要な社内教育・訓練 3 環境放射線等の把握 (モニタリング) 4 緊急時モニタリングの協力 5 防災活動体制の整備 6 防災業務設備の整備 (放射線 (能) 観測設備機材、通信連絡設備、放射線防護機材、消防救助用機材等) 及び要員の派遣体制の整備 7 異常時における県、米子市及び境港市 (以下「関係周辺市」という) への連絡員の派遣並びに連絡通報体制の整備 8 原子力災害等に係る情報提供 9 汚染拡大防止措置及び災害の復旧 10 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置 11 県、関係周辺市の実施する原子力防災対策に関する積極的な協力 12 県等が行う避難退域時検査、簡易除染及び甲状腺被ばく線量モニタリング等への協力 13 避難退域時検査及び簡易除染等で発生した廃棄物等の処理 14 生活物資の支援 15 福祉車両の確保 16 被災者の損害賠償請求等への対応 17 県、関係周辺市への放射線防護資機材の供給 18 住民相談窓口等の設置
(国研) 日本原子力研究開発機構	人形峠環境技術センター	1 人形峠環境技術センターの安全性の確保、防災体制の整備、災害予防 2 防災上必要な社内教育・訓練 3 環境放射線等の把握 (モニタリング) 4 緊急時モニタリングの協力 (人形峠環境技

指定地方公共機関			術センター原子力事業者防災業務計画に基づくもの) 5 防災活動体制の整備 6 防災業務設備の整備（放射線（能）観測設備機材、通信連絡設備、放射線防護機材、消防救助用機材等）及び要員の派遣体制の整備 7 異常時における県及び三朝町への連絡員の派遣並びに連絡通報体制の整備 8 原子力災害等に係る情報提供 9 汚染拡大防止措置及び災害の復旧 10 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置 11 県、三朝町の実施する原子力防災対策に関する積極的な協力 12 県等が行う避難退域時検査、簡易除染への協力 13 避難退域時検査及び簡易除染等で発生した廃棄物等の処理
		原子力緊急時支援・研修センター	1 専門家の派遣 2 放射線測定機材の提供 3 災害時応急対策の技術的支援 4 緊急時モニタリングの協力
	（国研）量子科学技術研究開発機構	量子生命・医学部門放射線医学研究所運営企画室	1 原子力災害医療（高度被ばく医療支援センター） 2 緊急時モニタリングの協力
	（公社）鳥取県医師会	事務局	1 災害時における医療救護の実施 2 保健医療福祉対策本部の支援
	（一社）鳥取県歯科医師会	事務局	1 災害時における医療救護の実施
	（一社）鳥取県助産師会		
	（一社）鳥取県薬剤師会		
	（公社）鳥取県看護協会		
	（福）鳥取県社会福祉協議会	事務局	1 災害ボランティアに関すること 2 避難支援センターの設置、運営に関すること
	（一社）鳥取県バス協会	—	1 災害時における自動車による人員の緊急輸送
	日ノ丸自動車（株）	—	
	日本交通（株）	—	

	(一社) 鳥取県トラック協会	—	1 災害時における貨物自動車による救助物資の緊急輸送
	日ノ丸西濃運輸(株)	鳥取支店	
	日本海テレビジョン放送(株)	本社	1 放送協定等に基づく災害対策等の広報活動
	(株) 山陰放送	本社	2 放送協定等に基づく避難情報の広報活動
	山陰中央テレビジョン放送(株)	鳥取支社 米子支社	3 放送協定等に基づく避難生活に必要な情報の広報活動
	(株) エフエム山陰	鳥取支社	
	(株) 新日本海新聞社	—	
	(株) 山陰中央新報社	鳥取総局	
	(株) 鳥取テレビピア	—	
	日本海ケーブルネットワーク(株)	—	
	(株) 中海テレビ放送	—	
	鳥取中央有線放送(株)	—	
原子力災害医療機関	基幹高度被ばく医療支援センター	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	1 特に重篤な被ばくを伴う傷病者への診療等 2 原子力災害医療に係る研究開発や人材育成
	高度被ばく医療支援センター	広島大学	1 原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な原子力災害医療に係る診療及び支援 2 原子力災害医療に関する医療機関等への専門教育研修等の実施
	原子力災害医療・総合支援センター		1 原子力災害拠点病院に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築 2 原子力災害時における原子力災害医療派遣チームの派遣調整等
	原子力災害拠点病院	鳥取大学医学部附属病院 鳥取県立中央病院	1 原子力災害時における傷病者等の受入 2 被ばくがある傷病者等への診療等の実施 3 原子力災害医療派遣チームの受入及び派遣

			4 県が実施する原子力災害対策への協力 5 原子力災害医療協力機関の職員等に対する研修実施又は県が実施する研修への協力
	原子力災害医療協力機関	別記のとおり	1 原子力災害拠点病院等が実施する原子力災害医療に対する協力 2 県等が実施する原子力災害対策等に対する協力 3 被ばくがある傷病者等に対する初期診療及び救急診療の提供 4 県が行う住民等の被ばくや汚染に対する検査（避難退域時検査及び甲状腺被ばく線量モニタリング等）への協力
その他公的団体及び防災上重要な施設の管理者	農業協同組合 森林組合 漁業協同組合 等		1 汚染農林水産物の出荷制限及び生鮮食料品の供給 2 有線放送施設等の利用による公共団体の行う災害対策への協力
	商工会議所 商工会 等		1 救助用物資、復旧資材の確保についての協力あつせん
	(一社) 鳥取県ハイヤータクシー協会		1 災害時における自動車による人員の緊急輸送
	鳥取県社会福祉施設経営者協議会 鳥取県老人福祉施設協議会 鳥取県老人保健施設協会 鳥取県児童福祉入所施設協議会		1 避難行動要支援者の輸送、避難受入についての協力 2 避難所における専門職員の応援派遣
	(一社) 鳥取県診療放射線技師会		1 避難退域時検査の実施に対する協力
	(公社) 鳥取県宅地建物取引業協会 (公社) 全日本不動産協会鳥取県本部 (公社) 全国賃貸住宅経営協会		1 災害時における民間賃貸住宅の媒介
	学校法人 公の施設の指定管理者		1 被災者の一時受入等応急措置についての協力

【別記】原子力災害医療協力機関

西部：済生会境港総合病院、博愛病院、山陰労災病院、米子医療センター、西伯病院、日野病院、日南病院

中部：鳥取県立厚生病院、野島病院、清水病院

東部：鳥取赤十字病院、鳥取市立病院、岩美病院、智頭病院

全県：鳥取県放射線技師会

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
原子力規制事務所 (島根、上齋原)	原子力運転検査官	1 原子力発電所又は核燃料加工施設の運転状況、設備の保全状況、保安規定の順守状況等について監視指導等 2 施設敷地緊急事態発生後、施設の状況確認
	原子力防災専門官	1 県、米子市、境港市及び三朝町への防災計画等に対する指導、助言等 2 原子力事業者への防災業務計画等に対する指導、助言等 3 緊急時におけるプラント状況の把握、オフサイトセンターの立ち上げ等
	上席放射線防災専門官	1 原子力事業者の放射線測定設備の設置・維持状況の確認 2 緊急時モニタリング計画の作成への協力 3 緊急時モニタリングの実施及び対応等 4 平常時モニタリングに対する技術的指導・助言等

※上記表にない中国四国管区警察局、中国総合通信局、中国財務局、鳥取労働局、近畿中国森林管理局、中国四国産業保安監督部、大阪航空局、中国地方測量部、中国四国地方環境事務所、中国四国防衛局、日本郵便株式会社、日本銀行、日本貨物鉄道株式会社、鳥取瓦斯株式会社、米子瓦斯株式会社、社団法人鳥取県LPガス協会、鳥取県農業協同組合中央会、若桜鉄道株式会社、智頭急行株式会社については、鳥取県地域防災計画【災害応急対策編（共通）】第1部第1章に定める「関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を参照

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災対法等に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

- (1) 県は、原子力事業者が原災法第7条第1項に基づき作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原災法施行令第2条第1項に基づき原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するとともに、直ちに原災法第7条第2項に基づき、関係周辺市町に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺市町の意見を聴き、必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。
- (2) 県は、原子力事業者から原災法第8条第4項に基づきその原子力防災組織の原子力防災要員の現況について届け出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。
- (3) 県は、原子力事業者から原災法第9条第5項及び第6項に基づき原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届け出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。
- (4) 県は、原子力事業者から原災法第11条第3項及び第4項に基づき放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届け出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。
- (5) 県は、次の各号に掲げる事項について、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という）第6条に基づき、原子力事業者から事前にその計画の報告を受けるものとする。県はその報告を受けるに当たって、まず計画概要の報告を受け、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について、意見を述べるための検討期間を考慮し、米子市、境港市及び原子力事業者と協議を行った上で、相互の意見を踏まえ、原子力事業者から適切に報告を受けるものとする。
 - ① 島根原子力発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
 - ② 原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規制法」という）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設をいう）の重要な変更（「重要な変更」とは、炉規制法第43条の3の8第1項の許可を受けようとする場合をいう。ただし、県民の安全確保等に影響を及ぼさないものは除く）
 - ③ 原子炉の廃止に伴う炉規制法第43条の3の33第2項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更

第3節 報告の徴収と立入検査等

(1) 報告の徴収

県は、必要に応じ、原災法第31条の規定に基づき、原子力事業者から報告の徴収を適時適切に行うことにより、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。

(2) 立入検査の実施

① 県は、原災法第8条4項に基づき届出のあった原子力防災要員の配置状況等及び原子力事業者防災業務計画に定める原子力災害予防対策などの履行状況等に対して、重大な疑義又は、原子力防災上問題となる事案等が発生した場合など必要と認めたときは、国及び島根県又は岡山県へ事前に連絡し、原災法第32条の規定に基づき、原災法の施行に必要な限度において、その職員に立入検査（以下「立入検査」という。）を実施させること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。

② 県は、立入検査を行う場合は、次に掲げる関係周辺市町に対し、事前に通報するものとする。

ア 島根原子力発電所に関する場合は、米子市、境港市とする。

イ 人形峠環境技術センターに関する場合は、三朝町とする。

③ 県は、立入検査の結果、原子力災害の予防に支障があると認める場合、又は届出内容と履行状況が異なると認める場合、その他原子力防災対策に必要があると認める場合には、原子力事業者に対して、適切な履行を求めるとともに、必要に応じて原子力事業者に対して、原子力事業者防災業務計画の修正を命ずる等適切な措置を講ずるよう国に対して求めるものとする。なお、県は、県内市町村に対して、その状況を連絡するものとする。

④ 県が立入検査を行う場合において、鳥取県原子力安全顧問を安全協定第11条第1項に規定する甲の職員として同行させることができるものとする。

⑤ 関係周辺市は、県が島根原子力発電所に立入検査を行う場合において、その職員を安全協定の運営要綱（以下「運営要綱」という）第8条第2項に基づき、立ち入らせて確認することとして同行させることができるものとする。

⑥ 立入検査を実施する県の職員は、知事から、立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書（原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第6条）を携帯するものとする。

(3) 立入調査等の実施

① 島根原子力発電所

ア 県は、原子力事業所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、関係周辺市と安全協定第11条第1項に基づく立入調査（以下「立入調査」という）（市は運営要綱第8条第2項に基づく確認）を行うものとする。この際、県は、その他県内市町村に対して、その状況を連絡するものとする。

イ 県は、立入調査を行う場合において、必要に応じて、鳥取県原子力安全顧問を安全協定第11条第1項に規定する甲の職員として同行させるものとする。

ウ 県は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、安全協定第12条の規定に基づき関係周辺市の意見を聴取し、中国電力（株）に対して直接、又は国を通じ、適切な措置（原子炉の運転停止を含む）を講ずることを求めるものとし、中国電力（株）はこれに対し誠意をもって対応するものとする。

エ 県は、立入調査実施後に、結果を取りまとめ公表するものとする。

② 人形峠環境技術センター

ア 県は、原子力事業所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、関係周辺町と国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定書（以下「環境保全協定」という）に基づく現地確認を行うも

のとする。この際、県は、その他県内市町村に対して、その状況を連絡するものとする。

イ 県は、現地確認の結果、周辺地域住民の安全確保のため必要があると認める場合は、日本原子力研究開発機構に対して対応を求めるものとする。

ウ 県は、現地確認実施後に、結果を取りまとめ公表するものとする。

第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

- (1) 県及び関係周辺市町は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携等の緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。原子力防災専門官は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、国の専門職員が到着するまでの間、実質的な現地における国の責任者（放射線モニタリングに係る業務を除く）として、必要な情報の収集、地方公共団体の応急対策に対する助言、その他原子力災害の発生又は拡大の防止に必要な業務を行うこととされている。
- (2) 県及び関係周辺市町は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の整備、緊急時モニタリング訓練、国の緊急時モニタリングセンター（以下「EMC」という）の設置の準備への協力、緊急時モニタリング、関係都道府県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。上席放射線防災専門官は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、国の専門職員が到着するまでの間、実質的な現地の放射線モニタリングに係る国の責任者として、緊急時モニタリングに必要な業務を行うこととされている。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- (1) 国は、原子力発電所の所在する地域ごとに、関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置することとされており、県は島根地域に設置される島根地域原子力防災協議会で要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等）対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者の協力内容等についての検討及び具体化を通じて、県及び関係周辺市の地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化を行うものとする。
- (2) 県は、島根地域原子力防災協議会に副知事を参加させることとし、同協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応（以下「緊急時対応」という）が、原子力災害対策指針などに照らして具体的かつ合理的なものであることを確認するものとする。
- (3) 県は、国及び関係周辺市、島根県等と協力し、島根地域原子力防災協議会において確認した緊急時対応に基づき訓練を行い、訓練結果から反省点を抽出し、その反省点を踏まえて当該地域における緊急時対応の改善を図るために必要な措置を講じ、継続的に地域の防災体制の充実を図るものとする。
- (4) 県は、平常時から関係機関、民間事業者等との間で協定を締結する等連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災地情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協

- 定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
- (5) 県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- (6) 県は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、国、関係周辺市町、所在県、松江市・鏡野町（以下「所在市町」という）、出雲市・安来市・雲南市（以下「所在周辺市」という）、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1. 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 県と関係機関等相互の連携体制の確保

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点及びオフサイトセンターとの間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

また、被災市町村から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が被災市町村の情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するのか等、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原子力事業者その他関係機関等に周知する。

- ・原子力事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した、代替となる手段や連絡先を含む）
- ・防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先
- ・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む）
- ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む）

(2) 機動的な情報収集体制

県は、機動的な情報収集活動を行うため、国、関係周辺市町、所在県、所在市町及び所在周辺市と協力し、必要に応じて、ヘリコプター、車両、小型無人機（ドローン）、道路監視カメラ、巡視船による海上映像等多様な情報収集手段を活用し、県対策本部等における原子力災害の防護措置の意思決定等に資する体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・整理分析及び連絡にあたる要員の指定

県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・整理分析及び連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について、必要に応じて情報の収集・整理分析及び連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく等体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信協議会との連携

県は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(5) 移動通信系等の活用体制

県は、関係機関と連携し、携帯電話、衛星携帯電話、漁業無線等の業務用移動通

信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

また、県が整備する防災映像配信システムを活用する等して関係機関との情報共有体制の整備を図るものとする。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

県は、県災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

2. 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じて専門家の意見を活用できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、これらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国、関係周辺市町、所在県、所在市町及び所在周辺市とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

県は、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原子力事業者その他関係機関と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、県災害対策本部設置予定施設、オフサイトセンターに適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

＜整備を行うべき資料＞

① 原子力施設（事業所）に関する資料

- ア 原子力事業者防災業務計画
- イ 原子力事業所の施設の配置図

② 社会環境に関する資料

- ア 原子力防災対策地図
- イ 種々の縮尺の周辺地図
- ウ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別。避難行動要支援者の概要、統計的な観光客数等季節的な人口移動に関する資料を含む）
- エ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート、空港及び港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、施設の付随設備、滑走路の長さ、ふ頭の水深、地震等発生時における道路の被災予測に関する資料等の情報を含む）
- オ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物、一時集結所、放射線防護対策を実施した施設に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、受入可能数、食糧等の備蓄状況、移動手段等の情報を含む）
- カ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障がい者支援施設、刑務所等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む）
- キ 拠点となる原子力災害拠点病院に関する資料（位置、受入能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）

③ 防護措置の判断に関する資料

- ア 周辺地域の気象資料（周辺観測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）

- イ モニタリングポスト配置図、空間放射線量率の測定候補地点図、及び環境試料の採取候補地点図
- ウ 線量推定計算（放射線の影響予測）に関する資料
- エ 平常時環境放射線モニタリング資料
- オ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
- カ 農林水産物の生産及び出荷状況
- ④ 防護資機材等に関する資料
 - ア 防護資機材の備蓄・配備状況
 - イ 避難用車両の緊急時における運用体制
 - ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
- ⑤ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料
 - ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）
 - イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段等）
 - ウ 状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表
- ⑥ 避難に関する資料
 - ア 市避難誘導要領（避難経路、誘導員の配置、道路情報表示板等を活用した情報提供等）
 - イ 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
 - ウ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）
 - エ 避難経路図（避難所の基本情報及び周辺生活情報を含む）

3. 通信手段の確保

県は、国及び関係周辺市町と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておくものとする。また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請等の緊急措置についても事前調整するものとする。

(1) 専用回線網の整備

① 県と国、関係周辺市町及び原子力施設との間の専用回線網の整備

県は、国と連携し、緊急時における県と国及び県と関係周辺市町、原子力施設との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

② オフサイトセンターとの間の専用回線網の整備

県は、国と連携し、オフサイトセンターと県及び関係周辺市町との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

③ 県災害対策本部と県現地災害対策本部等との間の専用回線網の整備

県は、県災害対策本部と県現地災害対策本部等との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

(2) 通信手段・経路の多様化、多重化等

① 防災行政無線の確保・活用

県は、国、関係周辺市町とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図るものとする。

② テレビ会議システムの整備

県は、県関係機関及び関係周辺市町との連絡を確保するため、テレビ会議システムの整備を図るものとする。また、地上回線の途絶に備え、衛星回線による伝送経路の多重化を図るなど通信の信頼性を確保するものとする。

③ 災害に強い伝送路の構築

県は、国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

④ 機動性のある緊急通信手段の確保

県は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、地域衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

⑤ 多様な情報収集・伝達システムの整備

県は、国の協力のもと、被災現場の状況を迅速に収集するため、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図るものとする。

⑥ オンライン会議システムの活用

県は、国、市町村等の関係機関との連絡を確保し、情報の共有を図るため、オンライン会議システムを必要に応じて常時接続して活用するものとする。

⑦ 災害時優先電話等の活用

県は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

⑧ 通信輻輳の防止

県は、関係周辺市町及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講ずる必要が生じた時には、総務省と事前の調整を実施するものとする。

⑨ 非常用電源等の確保

県は、関係周辺市町及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図るものとする。

⑩ 保守点検の実施

県は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

4. 緊急事態対処センターの整備

県は、迅速な緊急対応を行うため、緊急事態対処センターを整備するものとする。緊急事態対処センターでは、各種通信機器及び配信機能を整備し、原子力防災に関する各種情報の収集・整理、適宜的確な指示を行うとともに、市町村及び関係機関に対して情報共有を行うものとする。

5. 実動組織現地合同調整所の整備

県及び県警察は、琴浦大山警察署に実動組織現地合同調整所を整備し、広域的な交通規制・統制等を行うとともに、実動組織の円滑な活動調整及び情報共有等を図るため、平素から共通の基準及び活動要領を確立し、実動組織共同調整システム、通信機器等を整備するものとする。

第7節 緊急事態応急体制の整備

県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

る。また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制

県は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合、あるいは発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておく等、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、原子力災害対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成等必要な体制を整備するものとする。

(2) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制等

県は、国から要請があった場合、直ちに国、関係周辺市町、所在県、所在市町及び所在周辺市と協力して、オフサイトセンターにおける県ブースの立ち上げ及び国の原子力災害合同対策協議会機能班への参画等が行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

施設敷地緊急事態が発生し、国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに県の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておくものとする。

2. 災害対策本部体制等の整備

県は、施設敷地緊急事態発生の特報を受けた場合、あるいは内閣総理大臣が原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合に、知事を本部長とする県災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、県災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。また、必要に応じて、県現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

また、県は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

3. オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

県は、原子力緊急事態宣言発出後は、原災法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会は、オフサイトセンターに設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部と県、関係周辺市町、所在県及び所在周辺市のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が、必要に応じて出席することとされている。このため、県は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの機能班に配置

する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

4. 長期化に備えた動員体制の整備

県は、国、関係周辺市町及び関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

5. 防災関係機関相互の連携体制

県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、関係周辺市町、その他県内市町村、所在県、所在市町、所在周辺市、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

6. 警察との連携体制

県警察は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し、警察災害派遣隊の受け入れ体制等の整備を図るものとする。

7. 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

県は、消防の応援について県外の近隣市町村、消防本部（局）及び県内全市町村による協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化の推進に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

8. 自衛隊との連携体制

県は、国の原子力緊急事態宣言発出前における自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（被害状況の把握、避難の援助、救急、捜索・救助、応急医療、道路啓開、人員及び物資の緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行うものとする。

9. 実動組織との活動調整

県及び県警察は、円滑な住民避難等を実施するため、必要に応じ、琴浦大山警察署内に実動組織現地合同調整所を設置し、関係機関の情報連絡要員等との情報共有及び活動調整等を適切に行うものとする。

10. 原子力災害医療派遣チームの派遣要請体制

県は、原子力災害時の医療体制の充実を図るため、原子力災害拠点病院等に所属する原子力災害医療派遣チームの派遣要請手続き等についてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

また、県は原子力災害拠点病院と連携し、原子力災害医療派遣チームの派遣体制を整備するものとする。

11. 民間事業者との連携体制

県は、緊急時における応急対策を迅速かつ円滑に行うため、県主導のもと、民間事業者の積極的な協力を得て、避難退域時検査会場設営や資機材輸送等の場面において、能

力とノウハウを活用し、対応能力の質及び量を充実する。このため、要請の手順、連絡調整窓口及び連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど実効性の確保に努め、必要な準備を進めておくとともに、協力協定の締結を進める。この際、民間事業者の安全の確保に特に留意するものとする。

12. 広域的な応援協力体制の拡充・強化

県は、緊急時に必要な装備、資機材、輸送車両、人員、避難や住民等の避難退域時検査（「住民、車両、家庭動物（ペット）、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ）等の場所、県外の避難所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、県災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。

また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等、必要な準備を整えておくものとする。

表 2－1 鳥取県が締結する主な災害時応援協定

	名称	相手先	締結年月日
1	災害時の相互応援に関する協定	県内の全市町村	平成 8 年 3 月 29 日
2	災害時の相互応援に関する協定	兵庫県	平成 8 年 5 月 31 日
3	中国 5 県災害等発生時の広域支援に関する協定	島根県、岡山県、広島県、山口県	令和 5 年 3 月 24 日
4	中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定	島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	平成 24 年 3 月 1 日
5	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国知事会、各ブロック知事会	令和 3 年 11 月 22 日
6	関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書	関西広域連合	平成 24 年 10 月 25 日
7	原子力災害時の放射線被ばくの防止に関する協定	関西広域連合、各府県放射線技師会、日本診療放射線技師会	平成 27 年 8 月 17 日
8	大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定	関西広域連合、各府県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会各府県本部、全国賃貸住宅経営者協会連合会、日本賃貸住宅管理協会	平成 27 年 8 月 17 日
9	大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定	関西広域連合、各府県バス協会	平成 27 年 12 月 2 日

10	鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定	徳島県	令和3年11月15日
11	原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定	島根県 中国地方各県バス協会	平成29年4月17日
12	原子力災害時等における福祉タクシーによる緊急輸送等に関する協定	島根県 中国地方各県タクシー協会	平成29年7月24日
13	島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定	島根県 中国電力株式会社	令和4年7月6日

13. オフサイトセンター

- (1) 県は、所在県の協力のもと、オフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。
- (2) 県は、国及び所在県と相互に連携して、オフサイトセンター（鳥取県ブース）に非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。
- (3) 県及び国は、相互に連携して、過酷事象においても継続的に活動することのできるオフサイトセンターの施設、設備、防護資機材、資料等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。
- (4) 県は、所在県と連携して、オフサイトセンターで継続的に活動できなくなった場合、オフサイトセンターの代替施設への移転、立上げ体制を確保するとともに、必要な活動用資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。

表 2-2 オフサイトセンター一覧

名称	所在地	備考
島根県原子力防災センター	島根県松江市内中原町52	島根原子力発電所対応
島根県出雲合同庁舎（代替オフサイトセンター）	島根県出雲市大津町1139	
島根県仁多集合庁舎（代替オフサイトセンター）	島根県仁多郡奥出雲町三成555-4	
上齋原オフサイトセンター	岡山県苫田郡鏡野町上齋原514-1	人形峠環境技術センター対応
上齋原文化センター（代替オフサイトセンター）	岡山県苫田郡鏡野町上齋原409	

14. モニタリング体制等

(1) 緊急時モニタリングセンター（EMC）

緊急時モニタリングを実施するために、原子力規制委員会の統括の下、EMCが設置される。EMCは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、関係道府県（PAZを含む道府県及びUPZを含む道府県をいう。以下同じ）、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成される。県は、国が行うEMCの体制の整備に協力するものとする。

(2) 原子力環境センター

県は、原子力環境センターで環境放射線の監視や環境試料中の放射性物質の分析を行うものとし、平時から環境放射線のモニタリングを行うとともに、緊急時にはEMCに参画し、EMC及び県モニタリング本部として緊急時モニタリングを実施するものとする。

表 2-3 原子力環境センター概要

名称	所在地	備考
鳥取県原子力環境センター	東伯郡湯梨浜町南谷526-1	モニタリング拠点施設

(3) 平常時のモニタリングの実施

県は、緊急事態が発生した場合への平常時からの備えとして、平常時モニタリング計画を作成し、国の技術的支援の下、平常時から環境放射線モニタリング（空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度、水道水及び植物等の環境試料中の放射性物質の濃度）を適切に実施するものとする。

また、県は空間放射線量率等の測定結果をホームページで、リアルタイムに公表するものとし、評価結果については、四半期毎に開催する「鳥取県環境放射線モニタリングに係る検討委員会」での検討及び鳥取県原子力安全顧問の了承を得たのちに公表するものとする。

(4) 緊急時モニタリング体制の整備

県は、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原子力事業者及び関係指定公共機関等と協力して、緊急時モニタリング計画の作成、モニタリング資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保及び訓練を通じた連携の強化等を行い、緊急時モニタリング体制の整備を図るものとする。

また、海上における緊急時モニタリングについて海上保安庁、海上自衛隊等への支援要請が迅速に伝わるよう要請方法等について確認しておく。

(5) モニタリング資機材等の整備・維持

県は、平常時の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、モニタリング車、サーベイ車、積算線量計、可搬型のモニタリングの資機材、環境試料分析装置、中央監視装置、携帯電話等の通信手段、モニタリング情報共有システム等を整備・維持し、平常時から環境放射線モニタリングの測定データを国に送信するとともに、資機材等の操作の習熟に努めるものとする。

この際、自然災害等により情報が途絶することがないようにするものとし、環境放射線モニタリングシステムの耐震対策等として副監視局を設置するものとする。

また、国においては、「放射線モニタリング情報共有・公表システム」を構築し、緊急時モニタリング結果の集約、関係機関での共有及び公表を迅速に行うこととされている。

【参考】①常設のモニタリングポスト（島根原子力発電所用）：13基

（平常時モニタリング用 2基（境港市1、米子市1）、

緊急時モニタリング用 11基（境港市5、米子市6））

②常設のモニタリングポスト（人形峠環境技術センター用）：1基（三朝町）

③水準調査によるモニタリングポスト：6基

（湯梨浜町、鳥取市、大山町、日野町、琴浦町、南部町）

(6) 要員の確保

国は、緊急時モニタリングのための要員等を定めた動員計画を定めるものとされている。県は、これに協力し、必要な要員をあらかじめ指定しておくとともに、国と連携し、要員等に対する研修を実施するものとする。

(7) モニタリング本部の体制及び役割

モニタリング本部の実施体制と役割は次のとおりとする。

表 2-4 モニタリング本部の体制と役割

区分	チーム等	役割
原子力環境センター	本部長	・モニタリング本部を総括し、モニタリング活動を指揮
	副本部長	・本部長の補佐又は代行 ・EMCへの派遣
	企画・評価チーム	・初動モニタリング計画（項目及び地点等）の決定又は見直し ・モニタリング結果の解析、評価及び報告 ・県モニタリング要員の被ばく管理 ・県モニタリング要員及び資機材の調整
	情報収集チーム	・災害対策本部等の関係機関、各チームとの連絡調整 ・放出源情報及び気象情報の収集 ・測定結果及び関連情報の収集
	監視チーム	・環境放射線モニタリングシステム及びモニタリング情報共有システムによる監視（空間線量率、大気浮遊じん中の放射能濃度、気象情報等）
	分析チーム	・Ge半導体検出器による採取試料中の放射性物質濃度の測定 ・積算線量の測定
	総合支援チーム	・鳥取県モニタリング本部庶務（その他、他の班に属さないものを含む） ・情報収集チームの補助
	機動モニタリングチーム	・モニタリング車等による空間線量率、大気中放射能濃度の測定 ・サーベイ車による走行モニタリング ・固定観測局等の維持 ・可搬型モニタリングポストの配備 ・モニタリングポスト等の維持 ・積算線量計の配置、回収 ・可搬型ダストサンプラによる大気浮遊じん及び放射性ヨウ素の採取 ・環境試料（土壌、飲料水等）の採取、分析チームへの引き渡し

(8) 訓練等を通じた測定品質の向上

県は、平常時から、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原子力事業者及び関係指定公共機関等と定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて意思疎通を深

- め、バックグラウンドレベルを把握するほか測定品質の向上に努めるものとする。
- (9) 緊急時における大気中放射性物質の拡散計算の活用

県は、活用可能な放射性物質の拡散解析情報がある場合は、緊急時モニタリング結果を優先しつつ、専門家と連携し、防護対策の参考情報として活用するものとする。

15. 緊急時の住民等の被ばく線量評価体制の整備

県は、国の支援や原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の協力を得て、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、緊急時に甲状腺被ばく線量モニタリング等を対象となる住民等に行い、当該住民の被ばく線量の評価・推定を適切に行えるよう、必要な資機材（NaI（Tl）サーベイメータ、甲状腺モニタ、ホールボディカウンタ等）の確保・整備、測定・評価要員の確保、避難所又はその近傍の適所における測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、住民等の被ばく線量評価体制を整備するものとする。

16. 専門家の派遣要請手続き

県は、原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合に備え、国に対し事態の把握等のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きのほか、鳥取県原子力安全顧問に参集を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

17. 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

県は、国、市町村、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

18. 複合災害に備えた体制の整備

県は、国と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

また、災害発生に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じる等、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

19. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

県は、防災対策に必要な資機材を整備するとともに、定期的な保全点検と使用方法に関する訓練及び研修を定期的に実施し、常に使用可能な状態に維持しておくものとする。

また、県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、市町村及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

県は、必要な資機材の標準化を行うとともに、種類、数量、保管方法、保管場所等について、訓練結果等により検討を行うものとする。

20. 防災分野における新技術の活用

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル技術の有効性を検証するものとする。

第 8 節 避難体制の整備

1. 避難計画の策定

県は、関係周辺市に対し、国、関係機関及び原子力事業者の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の策定について支援するものとする。

原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則として広域避難計画を策定するものとし、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とするものとする。なお、個別の県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

また、UPZ外の市町村に対する原子力防災に対する支援を必要に応じて行い、災害発生時の屋内退避や避難に関する留意事項等を、広く周知するものとする。

2. 避難誘導体制の整備

関係周辺市は、一時集結所における誘導方法を定めた避難誘導要領を作成するとともに、各地域の自主防災組織や消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導体制を構築する。

県は、各避難所の駐車可能台数等の把握を行い、あらかじめ避難車両誘導計画を策定するものとする。

3. 避難所等の整備等

(1) 避難所等の整備

県は、市町村に対して、地域防災センター、公民館等の公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所等をあらかじめ指定し、平時から、避難所の場所、収容人数等について住民への周知徹底を図るよう助言するものとし、県は、原子力災害時の避難所の表示や原子力災害時の避難に必要なとなる物品の事前配備等周知徹底に当たって市町村と協力する。また、県は、関係周辺市等における指定緊急避難場所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮するよう助言するものとする。

併せて、県は、事前に定めた避難先がやむを得ない事情により避難者の受け入れをできない場合等に備えて、予備の避難先を確保しておくものとする。

また、県は、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

さらに、県及び市町村は、避難所として指定した建物について、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

関係周辺市からの避難を受け入れる市町村は、災害時に避難者の受け入れを円滑に行えるよう広域避難の受け入れに係るマニュアルを整備するとともに、必要に応じ見直すものとし、県はこれを支援するものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

県は、関係周辺市に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するとともに、県は、関係周辺市等と協力し、広域避難も想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。特に、避難行動要支援者等の広域避難に必要な福祉車両等の確保について留意する。

(3) コンクリート屋内退避施設の整備

県は、関係周辺市等に対しコンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備について助言するものとする。

また、県は、要配慮者等のコンクリート屋内退避施設を確保するものとする。原子力災害時には、当該施設の避難者を優先的に救助・救出するものとする。

(4) 避難先の多重確保

県は、自然災害、新型コロナウイルスのような感染症流行等により、事前に定めた避難先が利用できなくなった場合に備え、県内に加え、災対法及び広域避難に係る応援協定に基づき、県外においても避難先を追加確保するよう努めるものとする。

さらに、県外避難先が、被災等のやむを得ない事情により事前に定めた人数の受け入れができない場合には、国等に対し、その受け入れができない部分についての受け入れの調整を要請する。

(5) 病院等医療機関、社会福祉施設等に対する放射線防護対策の整備等

県は、全面緊急事態において、避難が容易でないと想定される等の事情により、一定期間その場にとどまらざるを得ないことが想定される病院等医療機関、社会福祉施設等について、放射性物質又は放射線の異常な放出に対する放射線防護対策に努めるものとする。

県は、屋内退避後の避難の判断を行うため、放射線測定器を設置するものとする。

放射線防護対策を行った施設は、避難計画を整備し、定期的な訓練や避難計画の見直し、放射線防護対策設備の定期点検を行うなど、確実に放射線防護対策を行えるよう平時から備えるとともに、7日分の食糧、燃料等の備蓄及び調達手段を確保しておくものとする。

また、自然災害による施設の被災等により放射線防護対策設備が使用できない場合は、迅速に復旧作業を行うとともに、プラントの状況や避難の準備状況等を考慮し、避難の実施についても検討する。その際、移動による健康リスク等にも十分に留意するものとする。

(6) 避難退域時検査会場の整備

県は、県内市町村と連携し、避難退域時検査会場予定場所をあらかじめ定めるとともに、避難退域時検査会場予定場所となる市町村と協定を締結する等、原子力災害時に円滑な会場設営が可能となるよう努めるものとする。

また、国と連携し、避難退域時検査会場予定場所については必要な限度においてユニバーサルデザイン化を行う。

さらに、あらかじめ定めた避難退域時検査会場予定場所が使用できない場合を考慮し、代替の避難退域時検査会場を選定する際の会場の基準を定めておくとともに候補地を選定しておくものとする。

(7) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(8) 応急仮設住宅の供給体制等の整備

県は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握する等、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握する等、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(9) 救助に関する施設等の整備

県は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに

労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めるものとする。

(10) 避難者支援の仕組みの整備

県は関係周辺市と連携し、あらかじめ避難途中における避難者支援の仕組みを整備するものとする。

(11) 被災者支援の仕組みの整備

県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(12) 避難所における設備等の整備

県及び市町村は、原子力災害時の避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

この際、一部資機材については市町村の協力を得て、事前配備を行う。

(13) 物資の備蓄に係る整備

県は、市町村と連携し、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄設備を確保し、食糧、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄を進めるとともに、避難所として指定された学校等における備蓄のためのスペース、通信設備の整備等について助言するものとする。

4. 要配慮者等の避難誘導・移送体制の整備

(1) 要配慮者の安全な避難

県は、要配慮者の避難については、無理な避難の実施により健康リスクが高まることを防止するとともに、在宅の要配慮者については、避難に際して混乱や事故を防止し、安全かつ円滑な避難等が可能となるよう早期に対処や必要な支援等を行うよう配慮する。このため、情報の確実な伝達を行いつつ、屋内退避や放射線防護対策施設の利用等効果的な被ばくの低減及び避難手段、避難先を確保してからの避難を行うものとする。また、県は、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児、妊産婦等について、無用な被ばくを回避するよう十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

- ① 必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受け入れ体制の整備を支援するものとする。特に、在宅の避難行動要支援者の移送体制について整備しておくものとする。
- ② 乳幼児、妊産婦が、バスを利用して避難する場合は、優先乗車等の配慮を図るものとする。
- ③ 在日・訪日外国人の災害対策を充実させるため、多言語情報の提供の充実と、わかりやすい日本語の活用を行う。特に、原子力防災アプリ、原子力防災パンフレットを多言語化する等平時から外国対応に備えておくものとする。関係機関も外国語での避難誘導を行うように協力を求めるものとする。
- ④ 避難が長期化した場合、要配慮者の健康が著しく低下するおそれがあることから、あらかじめ生活支援および健康支援の方法について十分に配慮しておくものとする。
- ⑤ 関係周辺市に対し、要配慮者避難支援計画等を整備することを助言するものとする。

(2) 入院患者等の避難

原子力災害対策重点区域に立地する病院等医療機関の管理者は、県及び関係周辺市と連携し、原子力災害時における避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、県は、国の協力のもと、病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。

(3) 社会福祉施設入所者等の避難

原子力災害対策重点区域に立地する入所型の介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び関係周辺市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者の安全に配慮した避難誘導體制の整備を図るものとする。

また、県は、災害時に派遣可能な社会福祉施設の職員数を把握することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

5. 保育所や学校等における避難計画の整備

原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「児童生徒等」という~~一~~）の安全を確保するため、保育所や学校等、児童生徒等が通う施設の管理者は、県及び関係周辺市と連携し、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、県は関係周辺市と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

6. 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県及び関係周辺市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

なお、この際、外国人への対応や必要に応じて、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

7. 住民等の避難状況の確認体制の整備

県は、関係周辺市等が屋内退避又は避難のための立退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう関係周辺市に対し助言するものとする。

8. 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

県は国と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

9. 警戒区域を設定する場合の計画の策定

県は、市町村が警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援するものとする。

10. 避難場所等・避難方法等の周知

県は、関係周辺市に対し、避難、避難退域時検査等、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集結所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物（ペット）との同行避難等を含む）、屋内退避の方法等について、平時から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を関係周辺市、被ばくの可能性のある環境下で緊急事態応急対策に従事する者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、関係周辺市及び原子力事業者と連携の上、情報収集事態、警

戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

また、県は関係周辺市と共同で、避難先となっている市町村の協力を得て、住民に対して、広域避難所に指定されている施設について、平時から原子力防災パンフレットを配架するなど周知を行うものとする。

第9節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

1. 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備

県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

2. 飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保

県は、関係周辺市町に対し、飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。

第10節 緊急輸送活動体制の整備

1. 専門家の移送体制の整備

県は、国及び関係機関と協議し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学研究所（高度被ばく医療支援センター）、広島大学（高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター）、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。

2. 緊急輸送路の確保体制等の整備

- (1) 県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送手段、輸送拠点（物資等の仮集積場）等について把握・点検し、緊急時における輸送機能の確保を図るものとする。また、県は、国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。
- (2) 県は、県の管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。
- (3) 県警察は、警察庁と協力し、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図るものとする。
- (4) 県警察は、警察庁と協力し、緊急性の高い区域からの迅速かつ円滑な輸送及び避難地域への車両の進入防止を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。
- (5) 県及び県警察は、国及び関係周辺市町の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置、情報板、交差点信号機の遠隔制御化等の整備を行うとともに、平素から関係機関と連携して情報共有体制を整え、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

また、冬季の円滑な道路交通を確保するため、あらかじめ除雪計画を定め、降雪時において迅速な除雪が行えるよう体制を整えるものとする。

- (6) 県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに

に、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図る等の所要の措置を講ずるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じて、当該候補地に備蓄するよう努めるものとする。

- (7) 県は、国と連携し、必要に応じて、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

また、県は運送事業者の運転手等の被ばく線量の管理や放射線及び放射線防護についての知識の取得のための研修等の機会を提供する。

- (8) 県は、国と連携し、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

- (9) 県は、国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にする等、その普及を図るものとする。

第 11 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1. 救助・救急活動用資機材の整備

県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、関係周辺市町を管轄する消防局と協力し、必要な資機材の整備に努めるとともに、関係周辺市町を管轄する消防局に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言するものとする。

2. 救助・救急機能の強化

県は、国、原子力事業者、関係周辺市町を管轄する消防局と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3. 原子力災害医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備

- (1) 県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。なお、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うための平常時の手順及び配備、緊急時の手順、体制の整備が必要であるが、当面は、県における備蓄と配布手順などを明確にしておくものとする。
- (2) 県は、国と協力し、関係機関等と調整の上、国が示す指定要件に基づき指定又は登録を行った原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関（以下「協力機関」という）について、概ね5年ごとに指定要件に合致しているか否かを確認する。
- (3) 県は、国と協力し、原子力災害医療体制の構築、原子力災害医療派遣チーム受入体制の整備・維持を行うものとする。また、原子力災害拠点病院及び協力機関は、原子力災害医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。
- (4) 県は、国、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターと協力し、県内の原子力災害医療に関係する者に対して、研修・訓練を実施し、人材の育成及び確保に努めるとともに、原子力災害拠点病院等の診療状況等の情報を迅速に把握するための、原子力災害医療に係る情報システムの整備に努め、併せて操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。
- (5) 県は、原子力災害医療派遣チームが派遣出動及び中期的にも医療活動を展開できる

体制の確立や、原子力災害医療派遣チームから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームへの一層の改善に努めるものとする。

また、慢性疾患患者の広域搬送についても、原子力事業者及び関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。

- (6) 県は、国と協力し、原子力災害拠点病院及び協力機関、一般病院、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター間のネットワーク及び傷病者等の搬送手順等について、自然災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、構築するよう努めるものとする。
- (7) 県は、原子力災害医療及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な原子力災害医療が行われるよう原子力事業者及び関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。

4. 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備

県は、原子力災害対策指針を参考に、関係周辺市、医療機関等と連携して、住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の配布及び服用が行えるよう、準備しておくものとする。なお、服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児含む）である。

- (1) 県は、関係周辺市と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際の安定ヨウ素剤の配布体制（配布場所、配布のための手続き）を整備するとともに、緊急時に、迅速に配布するための安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。特に、緊急配布の場合、避難者が避難車両から降車せずに受け取ることが可能な配布方法（車両内配布、ドライブスルー方式）等、配布に要する時間を短縮する方法について検討するものとする。

また、避難等が一層円滑に進むよう県は関係周辺市と連携し、服用を優先すべき対象者へ事前配布について積極的に周知し、避難の際に配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定され、事前配布を希望する住民に対して、事前配布を行うものとする。事前配布は、事前配布説明会による配布、保健所における通年配布及び郵送による配布により実施するものとする。。

これらの事前配布に当たっては、事前に医師等が安定ヨウ素剤の服用に関する説明等を行い、健康への影響に十分に配慮するものとする。なお、郵送による配布に当たっては、申込者の利便性を高めるため、電子申請やメールによる申込み、医師説明のホームページ上の動画視聴を整備するほか、電子的手続きが困難な者には電話による申込みを受け付け、説明動画のDVDを配布するなど、十分な配慮を行うものとする。

- (2) 県は、関係周辺市と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。
- (3) 県は、安定ヨウ素剤の備蓄を行う学校、病院・有床診療所、社会福祉施設に対して、安定ヨウ素剤の取扱いに関する留意点等を説明するものとする。
- (4) 県は、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した際の対応を依頼するとともにヨウ素過敏症の症状等の情報を提供するなど、救急医療体制の整備に努めるものとする。

5. 避難退域時検査の実施体制の整備

- (1) 県は、避難退域時検査会場を迅速に設置し、検査を円滑に実施するために、検査要領の標準化、避難退域時検査会場の標準設計及び検査資機材の標準化・セット化を行うこととし、次の事項について、平素から準備をしておくものとする。
 - ① 避難退域時検査会場周辺の車両の運行経路及び検査会場内でのスムーズな動線を確保するために、会場内の配置図及び会場周辺図等の作成

- ② 車両ゲートモニター、大型車両用除染テント、放射線測定器、防護服などの資機材の標準化及び備蓄
 - ③ 避難退域時検査及び簡易除染に係る会場設営の手順、業務実施手順及び業務実施体制等
 - ④ 資機材の搬送及び会場設営について、民間事業者との連携
 - ⑤ 車両検査の避難経路上での先行実施
- (2) 県は、(1) ②の資機材の円滑な輸送、展開方法及び③の会場設営等について、計画しておくものとする。
- (3) 県は、車両除染で発生する洗浄水の飛散防止対策、回収等について、計画しておくものとする。

6. 原子力防災支援基地の整備

- (1) 県は、主に避難退域時検査会場開設に係る原子力防災資機材の一括管理を行う原子力防災支援基地を、主な避難方向である山陰自動車道・国道9号方面及び米子自動車道・国道181号方面にそれぞれ1箇所整備し、避難退域時検査会場の速やかな開設等に資する後方支援体制を整備するものとする。
- (2) 緊急時における運用
- 避難退域時検査会場の開設及び運営に係る推進並びに後方支援拠点とし、避難準備の段階で、基地内で一括管理する原子力防災資機材の輸送を開始する。迅速な輸送体制の確保のため、平時から運送計画の策定や運送事業者との契約締結など、運用体制を整備しておくものとする。また他地域から原子力防災資機材等が融通された場合の資機材等受入・集積拠点としても利用するものとし、円滑な受け入れが行えるよう受入体制を整備するものとする。
- 他地域にて原子力災害が発生し支援要請があった場合には、原子力防災支援基地から迅速な資機材融通が行えるよう、必要な体制を整備するものとする。
- (3) 平時における運用
- 緊急時に迅速な資機材輸送が行えるよう、平時から原子力防災支援基地を活用した訓練を実施するとともに、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者に対する研修及び防災訓練、原子力防災資機材の保守点検等の場所として活用するものとする。また、住民に対する資機材に係る広報・啓発施設としても利用するものとする。

表 2－5 原子力防災支援基地の概要

所在地	延べ面積	構造	備考
鳥取市松原地内	約697㎡	鉄骨造	令和4年12月運用開始
江府町大字美用地内	約535㎡	鉄骨造	令和5年11月運用開始

7. 消火活動体制の整備

県は、平常時から関係周辺市町、関係周辺市町を管轄する消防局及び原子力事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に関する助言を行うものとする。

8. 被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 県は、国、関係周辺市町及び指定地方公共機関と協力し、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための体制及び資機材をあらかじめ整備するものとする。
- (2) 県は、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の安全確保の

ため、平常時から、国、関係周辺市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

- (3) 被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者が属する組織は、国があらかじめ定めた被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護に係る基準を適用する、または同基準を参考として、当該被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護に係る指標をあらかじめ定めておくものとする。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請された組織は、上記の基準を参考として、要請した組織と協議して同指標を定めることができるものとする。

9. 物資の調達、供給活動体制の整備

- (1) 県は、国、関係周辺市町及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定される等地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食糧その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設ける等、体制の整備に努めるものとする。
- (2) 県は、国、関係周辺市町と連携の上、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。
- (3) 国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難所ごとの避難者数等に応じて食糧等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとされている。

県は、災害の規模等に鑑み、関係周辺市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。

10. 大規模・特殊災害における救助隊の整備

県は、国、県警察本部、市町村、消防局等と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するものとする。

11. 小型無人機（ドローン）を用いた情報収集体制の整備

県は、小型無人機（ドローン）を整備し、災害時における道路状況の把握、住民の搜索等、被害情報の早期把握及び無人飛行の特性を生かした立ち入り困難な区域における情報収集に活用するとともに、小型無人機（ドローン）の運用に係る規定及び収集した情報を実動組織へ伝達するための連絡体制等を整備するものとする。

このため、小型無人機（ドローン）の航空基地を設定し、適切に管理するとともに、小型無人機（ドローン）パイロットの養成及び練度の維持向上並びに放射線量の測定に関する技術的な検討に努める。

第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

(1) 情報の伝達

県は、国、関係周辺市町と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。

また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

また、県は、国と連携し、自然災害等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、県防災行政無線等の施設、装備の整備を図るものとする。

さらに、県は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び関係周辺市町と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。避難所等で必要となる生活情報等については、Wi-Fi（無線LAN）を活用するとともに、新聞等を活用して住民に提供するなど、情報伝達手段の特性を踏まえた情報伝達に留意するものとする。

加えて、チラシや掲示物等を作成する際にはイラストを使用したり文字の大きさを工夫したりするなど、情報が的確に伝わるよう配慮するものとする。

（２）原子力防災アプリの活用

県は、原子力防災アプリ等を活用した住民等に対する情報の伝達体制の充実を図るものとする。

なお、原子力防災アプリを通じて、平時から原子力防災に関する知識の普及や避難所等に関する情報提供を行うことにより、住民にとって身近な情報収集手段となるよう機能強化及び多言語化に努めるものとする。

（３）メディアの活用

県は、放送事業者（テレビ、ラジオ）、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティFM放送、ソーシャルメディア（SNS）等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送、道路情報板、商業施設等の大型ビジョンの活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

（４）相談窓口の設置等

県は、国及び関係周辺市町と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

県は、外国人に対して災害情報を提供するとともに、問い合わせへの対応等を実施するため、平時や災害時における総合的な相談体制を整備するものとする。

第 13 節 行政機関の業務継続計画の策定

（１）県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれた場合の避難先をあらかじめ定めておく。

（２）県は、境港市の庁舎所在地が避難指示等の地域に含まれた場合を想定し、県の庁舎等において受け入れるための体制を整備する。この際、民間事業者の活用等により円滑に受け入れを行うものとする。

（３）県は、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るとともに、市町村等に対して助言を行うものとする。

（４）県は、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うとともに、市町村等に対して助言を行うものとする。

第 14 節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び情報発信

- (1) 県は、国、関係周辺市町及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係周辺市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。

この際、避難先自治体においても避難住民の円滑な受け入れに対する理解が深まるように、避難先自治体の協力を得て、普及啓発を行う。この際、原子力防災に関する透明性を確保し、双方向の対話や広聴等のコミュニケーション活動を進める。また、科学的に正確な情報や客観的な事実（根拠）に基づく情報体系の整備に努めるものとする。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
 - ② 原子力事業所の概要に関すること
 - ③ 原子力災害とその特殊性に関すること
 - ④ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
 - ⑤ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
 - ⑥ コンクリート屋内退避施設、避難所等に関すること
 - ⑦ 屋内退避、避難、避難退域時検査に関すること
 - ⑧ 要配慮者への支援に関すること
 - ⑨ 緊急時にとるべき行動に関すること
 - ⑩ 避難所での運営管理、行動等に関すること
 - ⑪ 地震などとの複合災害が発生した場合の考え方と対応に関すること
- (2) 県は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、原子力防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 県が原子力防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者（特に避難行動要支援者）を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めるものとする。
- また、避難行動要支援者の訓練参加機会を拡充し、原子力防災に関する知識の普及と啓発に努めるものとする。
- なお、外国人に係る災害対応としては、平時から多言語による原子力防災知識の情報発信に努めるものとする。
- (4) 県は、避難状況の確実な把握のため、住民等が市町村の指定をした避難所以外に避難した場合等に、市町村災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することを市町村が周知することについて、協力するものとする。
- (5) 県は、国及び市町村と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
- (6) 県は、県の災害発生時の災害対策等や優先度の高い通常業務の実施に当たり密接に関係する機関に対して、代替拠点の整備等を含めた事業継続計画の策定を促すものとする。
- (7) 県は、UPZ内の企業について、原子力災害にも考慮した事業継続計画の策定を支援するものとする。
- (8) 県及び関係周辺市町は、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため原子力防災訓練への参加を促すものとする。

第 15 節 被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の人材育成

県は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、教育訓練の管理を行う。このため、県又は国、指定公共機関等が被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、計画的な人材育成と研修受講者の要員としての把握に努めるものとする。

特に、県においては、全職員が緊急事態応急対策に従事することを想定し、より積極的に研修等の受講を促し、原子力災害時の対応能力強化を図るなど人材育成に努めるとともに、避難を受入れ避難所運営等を行う受入側の市町職員等についても、放射線の基礎や原子力災害対応等についての研修等の受講を促し、人材育成に努めるものとする。

また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者に対する研修を、必要に応じて実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性等、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修の充実・強化に努めるものとする。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ 環境放射線モニタリングの実施方法及び機器並びに環境放射線モニタリングにおける気象情報の活用に関すること
- ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑦ 緊急時に県や国等が講ずる対策の内容に関すること
- ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑨ 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑩ 資機材の取扱に関すること
- ⑪ 地震などとの複合災害が発生した場合の考え方と対応に関すること
- ⑫ その他緊急時対応に関すること

第 16 節 防災訓練等の実施

1. 訓練計画の策定

(1) 県は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、自衛隊等と連携し、訓練環境を分析した上で、適切な訓練目的を決定して、その目的を達成するため、主要訓練項目と訓練手段を確定する。その際、次に掲げる防災活動の機能別又は各機能を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練
- ⑤ 原子力災害医療訓練
- ⑥ 周辺住民に対する情報伝達訓練
- ⑦ 周辺住民避難訓練
- ⑧ 人命救助活動訓練

(2) 県は、国が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、原子力災害医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等に関し

て県が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成する等、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

- (3) 県が実施する原子力防災訓練のうち、特に国の関係機関が参加し総合的に実施する防災訓練については、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等について、島根地域原子力防災協議会において検討するものとする。
- (4) 県は、避難行動要支援者関係団体の企画立案からの参画及び避難行動要支援者の訓練参加の機会を設けるなど、関係機関と連携し、避難計画の実効性について訓練を通じて点検するよう留意するものとする。

2. 訓練の実施

(1) 機能別訓練等の実施

県は、計画に基づき、国、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の機能別又は各機能を組み合わせた訓練を定期的の実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

県は、国が原災法第13条に基づき実施する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて、必要に応じて住民の協力を得て、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

(3) 自衛隊と共同の防災訓練

県は、自衛隊と共同の防災訓練の実施に努めるものとする。

3. 実践的な訓練の実施と事後評価

県は、訓練を実施するに当たり、原子力防災訓練推進官の統括の下、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用する等、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

県は、訓練を実施するに当たり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国、事業者と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じて、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に計画的に取り組むものとする。

県は、訓練に参加した国、地方公共団体、指定公共機関等と島根地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を検討し、これらを共有するものとする。訓練に参加した国、地方公共団体、指定公共機関等は、明らかになった課題に関して、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの改善等を行うものとする。

県は、必要に応じて、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

4. 教訓の反映

県は、訓練により得られた教訓については、計画等に反映させるとともに次回の訓練でさらに検証し、計画を深化させ、実効性の継続的向上を行うものとする。

第 17 節 原子力施設上空の飛行規制

1. 原子力施設上空の航空安全確保に関する規制措置

原子力施設上空の飛行については、国の通達（「原子力関係施設上空の飛行規制について」昭和44年7月5日付け空航第263号、運輸省航空局長から地方航空局長あて）により、次のとおり規制されており、県は、この措置の周知徹底に努めるものとする。

- (1) 施設付近の上空飛行はできるだけ避けさせること。
- (2) 施設付近の上空に係る航空法第81条ただし書き（最低安全高度以下での高度での飛行）の許可は行わないこと。

2. 原子力施設上空における小型無人機（ドローン）等の飛行への対処等

原子力施設上空における小型無人機（ドローン）等の飛行については、「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）」により規制されており、島根原子力発電所の敷地又は区域及びその周囲概ね300mの地域の上空においては、小型無人機等の飛行が原則禁止されている。県は、このことに係る周知徹底に努めるものとする。

第 18 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されていないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。防災関係機関は、こうした輸送の特殊性等を踏まえた対応について、備えておくものとする。

また、県は、安全協定第7条に基づく連絡（輸送計画及びその輸送に係る安全対策が確定した時を含む）があった場合は、輸送の経路を管轄する市町村と連絡体制を確認するものとする。なお、原子力規制委員会が規制する核物質防護上の機微情報は公表しないものとする。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

なお、各種防護措置については、別添1-1、1-2及び1-3に示すEAL及びOILに基づき実施するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

(1) 情報収集事態が発生した場合

- ① 原子力規制委員会及び内閣府は、情報収集事態を認知した場合には、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地情報連絡室を設置し、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体（PAZを含む地方公共団体及びUPZを含む地方公共団体をいう。以下同じ）に対して情報提供を行うものとされている。また、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。
- ② 県は、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(2) 警戒事態が発生した場合

- ① 原子力規制委員会及び内閣府は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断した場合には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置することとされている。
また、原子力規制委員会は警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行い、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請することとされている。
- ② 県は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。
- ③ 立入検査の実施
県は、警戒事態の発生を認知した場合、県の職員の安全が確保される範囲内で必要に応じて立入検査を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。
- ④ 立入調査等の実施
県は、原子力事業所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内で関係周辺市と立入調査（市は運営要綱第8条第2項に基づく確認）又は関係周辺町と現地確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨

げないよう配慮するものとする。

なお、県が島根原子力発電所の立入調査を行う場合において、必要に応じて、鳥取県原子力安全顧問を安全協定第11条に規定する県の職員として同行させることができる。

⑤ 適切な措置の要求

県は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、安全協定第12条の規定に基づき関係周辺市の意見を聴取し、中国電力（株）に対して直接、又は国を通じ、適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を講ずることを求めるものとし、中国電力（株）はこれに対し誠意をもって対応するものとする。

⑥ 関係機関への連絡

県は、原子力事業者から施設敷地緊急事態の基準に達しない異常情報等の連絡を受けた場合、図3-1及び3-2のとおり関係周辺市町、その他県内市町村、自衛隊、関係する指定地方公共機関等に連絡を行うものとする。

(3) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

① 原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書を送信するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。

② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態であるか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部に連絡するものとされている。また、国は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部を設置するものとされており、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、県及び関係周辺市町に対して、屋内退避の準備を行うよう、その他県内市町村に対しては、住民の避難等の防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとされている。

③ 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し市町村及び関係する指定地方公共機関等に連絡するものとする。

- ・所在市町と同様の情報を市町村に連絡すること
- ・市町村に連絡する際には、PAZ内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を記載すること

④ 原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況を把握し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、国及び関係地方公共団体に連絡するものとされている。

⑤ 立入検査の実施

県は、原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、県の職員の安全が確保される範囲内で必要に応じて立入検査を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。

⑥ 立入調査等の実施

県は、原子力事業所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内において関係周辺市と立入調査（市は運営要綱第8条第2項に基づく確認）又は関係周辺町と現地確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。

なお、県が島根原子力発電所の立入調査を行う場合において、鳥取県原子力安全顧問を安全協定第11条に規定する県の職員として同行させることができる。

⑦ 適切な措置の要求

県は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要が

あると認める場合は、安全協定第12条の規定に基づき関係周辺市の意見を聴取し、中国電力（株）に対して直接、又は国を通じ、適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を講ずることを求めるものとし、中国電力（株）はこれに対し誠意をもって対応するものとする。

⑧ 関係機関への連絡

県は、原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた事項について、図3-3及び3-4のとおり関係周辺市町、その他県内市町村、自衛隊、関係する指定地方公共機関等に連絡を行うものとする。

(4) 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合

- ① 県は、原子力事業者から通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見し、その原因が機器の故障等でないと判断される場合は、直ちに原子力防災専門官並びに島根原子力発電所及び人形峠環境技術センターに係るモニタリングを担当する島根原子力規制事務所の上席放射線防災専門官に連絡するとともに、必要に応じて原子力事業者を確認を行うものとする。また、所在県、市町村及び関係する指定地方公共機関等に連絡するものとする。

なお、人形峠環境技術センターに係る場合は上齋原原子力規制事務所にも連絡する。

- ② 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示するものとされており、県はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。

③ 立入検査の実施

県は、①に該当する事象が発生した場合、県の職員の安全が確保される範囲内で必要に応じて立入検査を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。

④ 立入調査等の実施

県は、原子力事業所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内で関係周辺市と立入調査（市は運営要綱第8条第2項に基づく確認）又は関係周辺町と現地確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。

なお、県が島根原子力発電所の立入調査を行う場合において、鳥取県原子力安全顧問を安全協定第11条に規定する県の職員として同行させることができる。

⑤ 適切な措置の要求

県は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、安全協定第12条の規定に基づき関係周辺市の意見を聴取し、中国電力（株）に対して直接、又は国を通じ、適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を講ずることを求めるものとし、中国電力（株）はこれに対し誠意をもって対応するものとする。

⑥ 関係機関への連絡

県は、県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生時の通報を行うべき数値を発見した場合、図3-5及び3-6のとおり原子力事業者、関係周辺市町、その他県内市町村、自衛隊、関係する指定地方公共機関等に連絡を行うものとする。

(5) 島根県のモニタリングポストで通報を行うべき数値が検出された場合

島根県のモニタリングポストで通報を行うべき数値が検出され島根県からの連絡等により県がこれを覚知し、その原因が機器の故障等でないと判断される場合は、県は、関係周辺市等に連絡を行うとともに、島根県と連携して、モニタリング活動の強化を行うものとする。

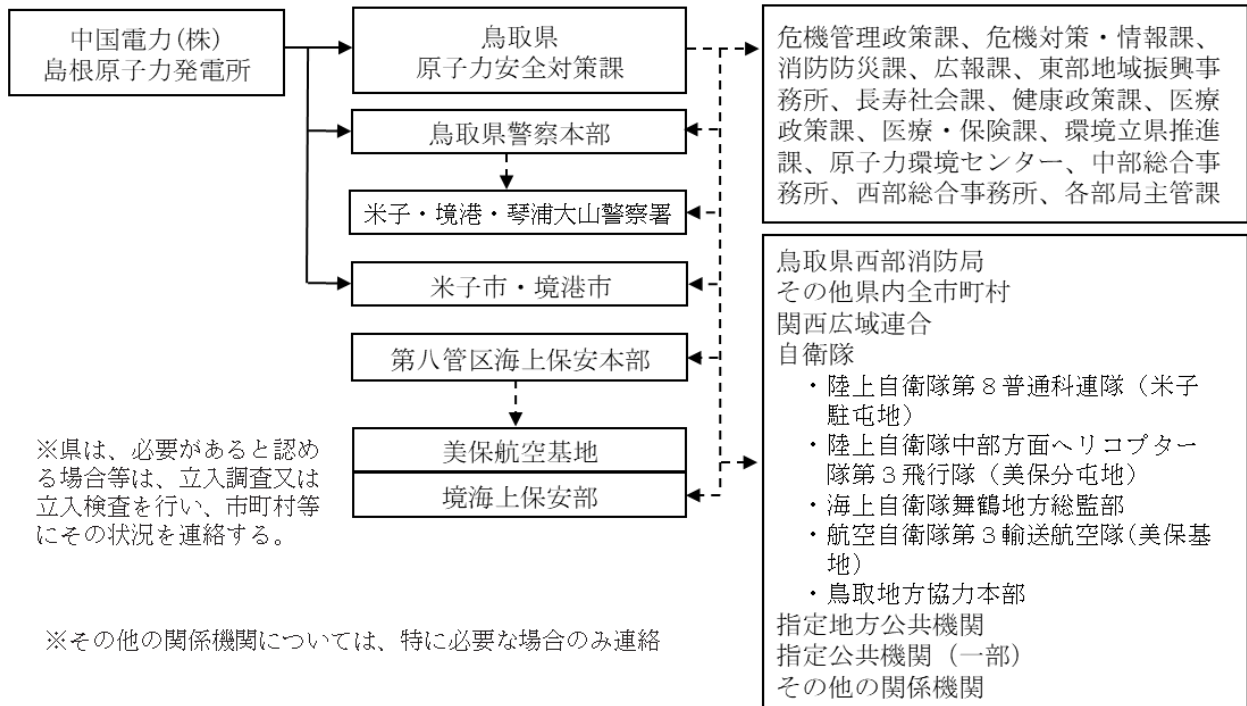
(6) 岡山県のモニタリングポストで通報を行うべき数値が検出された場合

岡山県のモニタリングポストで通報を行うべき数値が検出され岡山県からの連絡等により県がこれを覚知し、その原因が機器の故障等でないと判断される場合は、県は、

三朝町等に連絡を行うとともに、岡山県と連携して、モニタリング活動の強化を行うものとする。

- (7) その他、安全協定又は環境保全協定に基づき原子力事業所周辺の安全を確保するため安全確認の必要があると認める情報等を入手した場合等県が必要と認めたときは、立入検査又は立入調査若しくは現地確認を行うものとする。

図 3-1 施設敷地緊急事態の基準に達しない異常情報等の連絡系統図（島根原子力発電所）



連絡先一覧

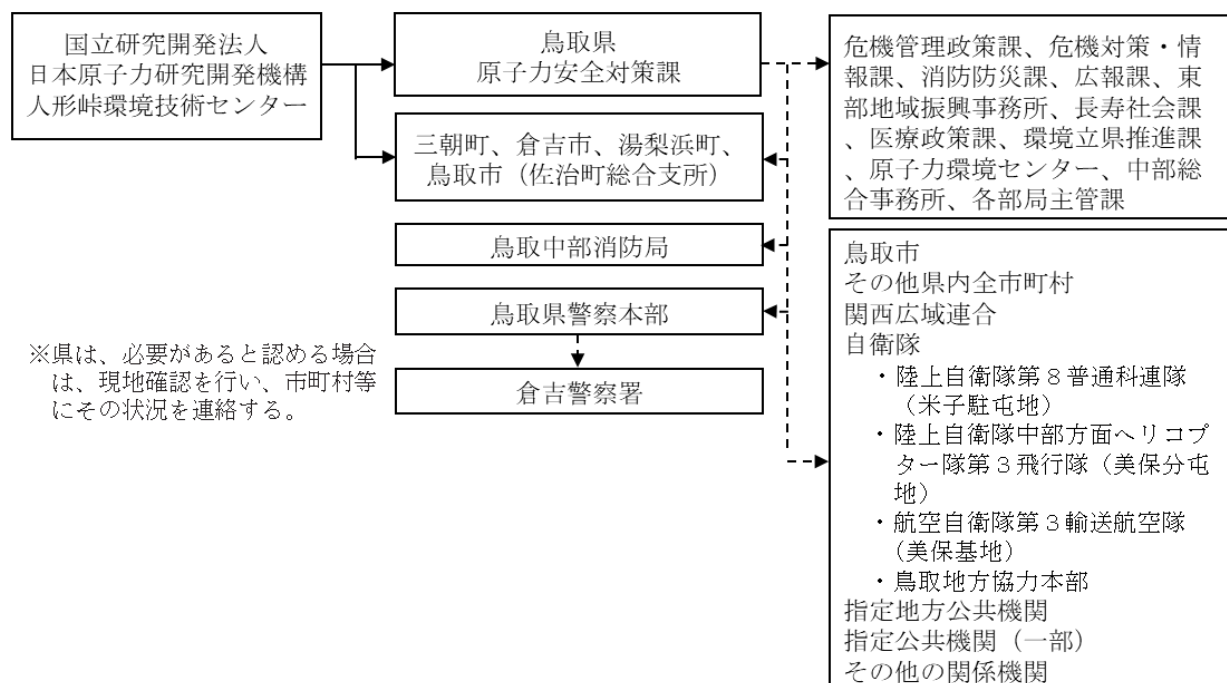
○指定地方公共機関

公益社団法人鳥取県医師会、一般社団法人鳥取県歯科医師会、一般社団法人鳥取県助産師会、一般社団法人鳥取県薬剤師会、公益社団法人鳥取県看護協会、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会、一般社団法人鳥取県バス協会、日ノ丸自動車株式会社、日本交通株式会社、日本海テレビジョン放送株式会社、株式会社山陰放送、山陰中央テレビジョン放送株式会社、株式会社エフエム山陰、日ノ丸西濃運輸株式会社、鳥取ガス株式会社、米子瓦斯株式会社、株式会社新日本海新聞社、若桜鉄道株式会社、一般社団法人鳥取県トラック協会、株式会社山陰中央新報社、一般社団法人鳥取県LPガス協会、鳥取県農業協同組合中央会、智頭急行株式会社、日本海ケーブルネットワーク株式会社、株式会社鳥取テレトピア、株式会社中海テレビ放送、鳥取中央有線放送株式会社

○指定公共機関（一部）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター、日本銀行鳥取事務所、日本赤十字社鳥取県支部、日本放送協会鳥取放送局、西日本高速道路株式会社中国支社、西日本旅客鉄道株式会社山陰支社、日本貨物鉄道株式会社米子営業支店、NTT西日本株式会社鳥取支店、NTTフィールドテクノ中国支店鳥取営業所、日本郵便株式会社鳥取中央郵便局、日本通運株式会社山陰支店、中国電力株式会社鳥取支社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ中国支社、NTTドコモビジネス株式会社

図 3-2 施設敷地緊急事態の基準に達しない異常情報等の連絡系統図（人形峠環境技術センター）



※その他の関係機関については、特に必要な場合のみ連絡

図 3-3 施設敷地緊急事態発生時の通報系統図（島根原子力発電所）

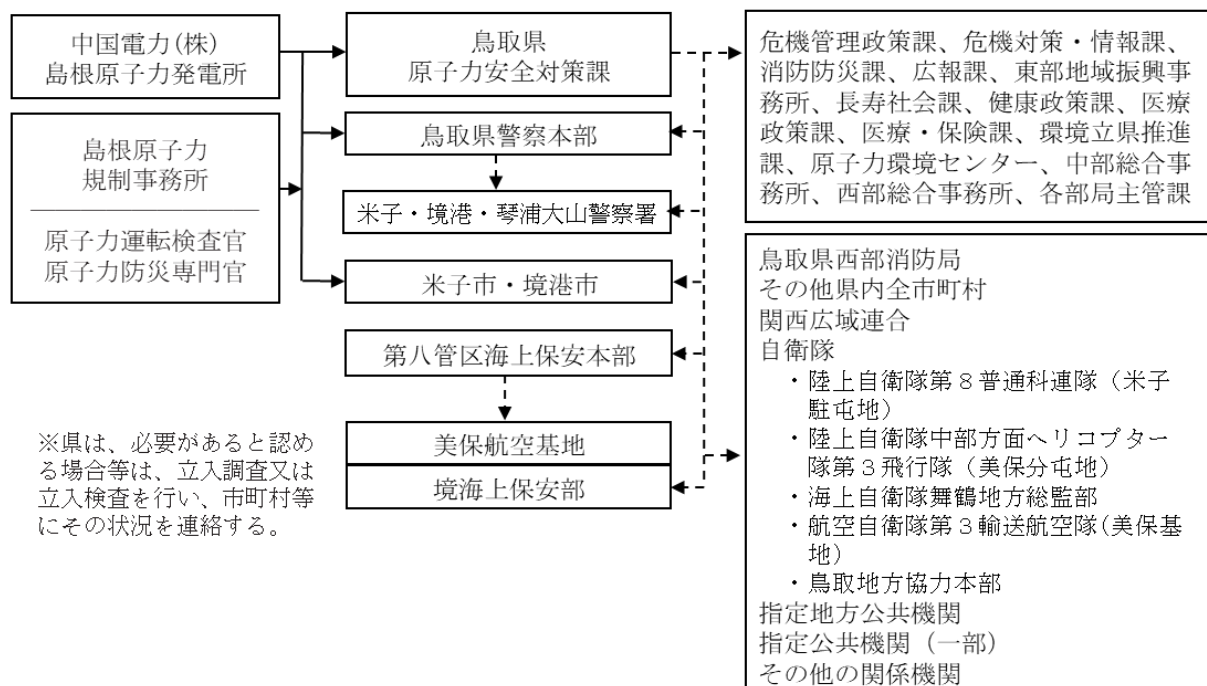


図 3-4 施設敷地緊急事態発生時の連絡系統図（人形峠環境技術センター）

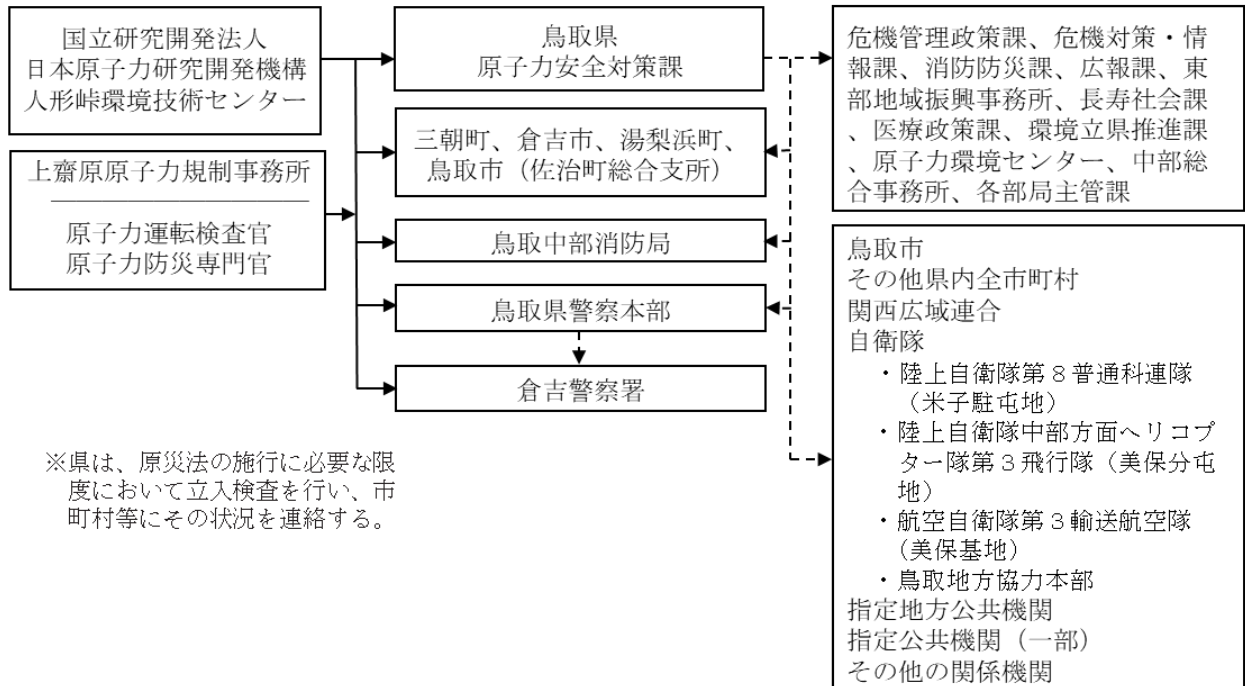


図 3-5 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を発見した場合の連絡系統図（島根原子力発電所）

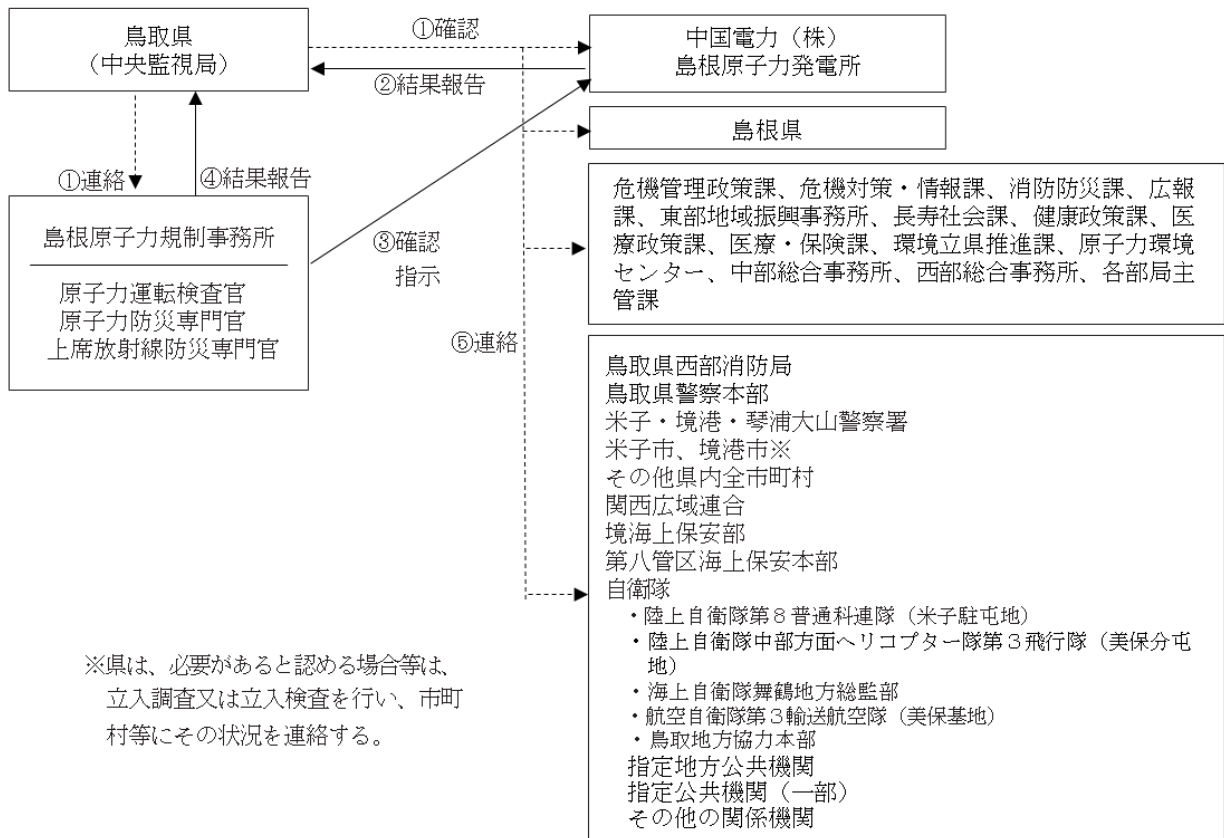
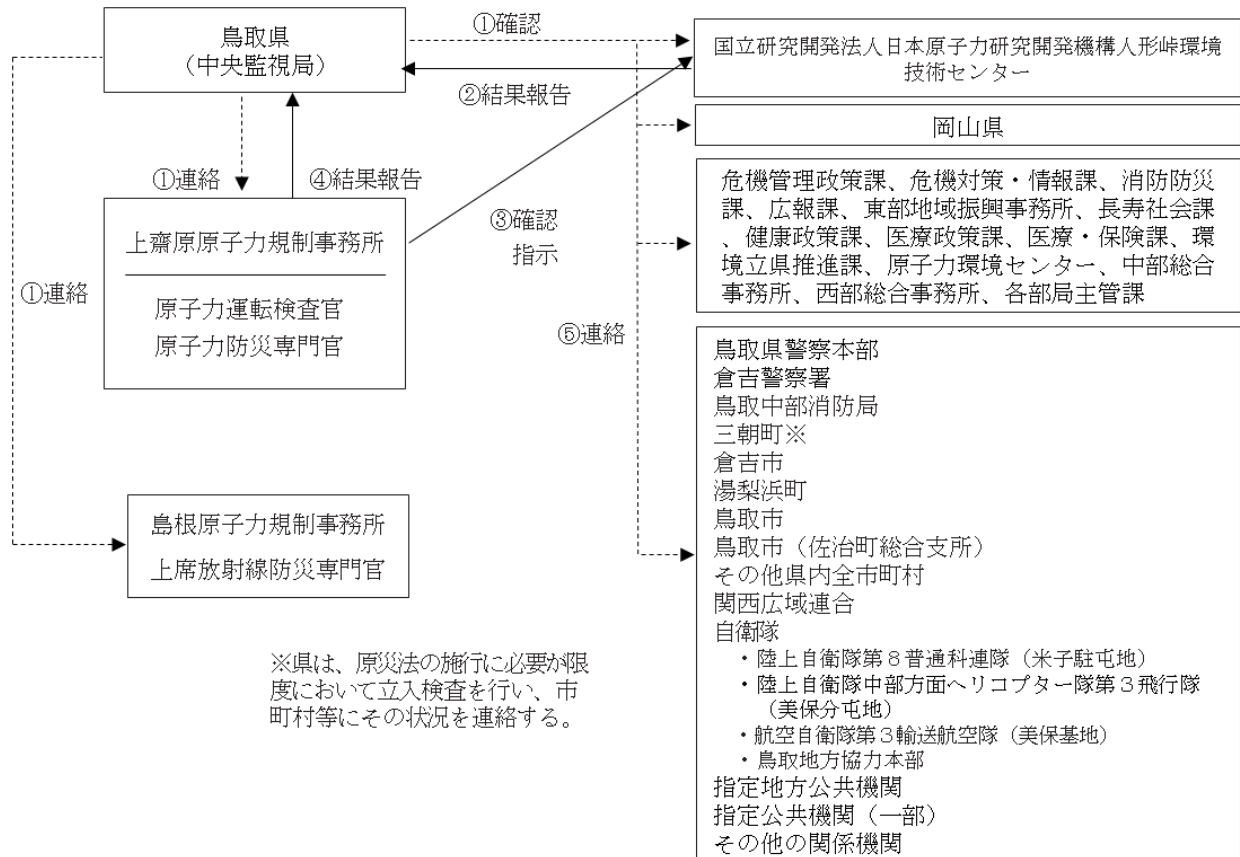


図 3-6 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を発見した場合の連絡系統図（人形峠環境技術センター）



2. 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- ① 原子力事業者は、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府（原子力防災担当）、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとされている。また、原子力規制委員会は、連絡を受けた場合、現地事故対策連絡会議に連絡するものとされている。
- ② 関係地方公共団体が施設敷地緊急事態における防護措置を実施するに当たり、次の事項について、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部等において、要請内容の判断のため関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行うとともに、要請後においても、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部と関係地方公共団体等は、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとされている。
 - ・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針
 - ・避難ルート、避難先の概要
 - ・移動手段の確保見込み
 - ・その他必要な事項
- ③ 県は、国（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を国に対して随時連絡する等、相互の連絡を密にするものとする。
- ④ 県は、市町村及び指定地方公共機関に対して、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡する等、連絡を密にするものとする。
- ⑤ 県及び市町村は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。
- ⑥ 県は、オフサイトセンターに立ち上げられる機能班及び県ブースにそれぞれ職員を派遣し、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

県は、国が現地事故対策連絡会議を開催する場合には、県ブースに配置する職員をもって出席するものとする。

また、県ブースに配置した職員に対し、県が行う応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとし、オフサイトセンターにおいて関係地方公共団体等と応急対策活動の状況等の共有及び必要な調整を行うものとする。

(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

- ① 原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府（原子力防災担当）、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力規制事務所等に同時に文書を送付するものとされている。さらに主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。
- ② 全面緊急事態を受けて設置された国の原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断したことを直ちに関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとされている。

県は、国の原子力災害現地対策本部、指定公共機関、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う各機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、国が合同対策協議会を開催する場合には、県ブースに配置する職員をもって出席するものとする。
- ③ 県は、県ブースに配置した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被

害の状況等に関する情報を随時連絡するものとし、オフサイトセンターにおいて関係地方公共団体等と応急対策活動の状況等の共有及び必要な調整を行うものとする。

- ④ 関係地方公共団体が全面緊急事態における防護措置を実施するに当たり、次の事項について、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部等において、指示内容の判断のため関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとされている。

- ・ P A Z 内の避難者の数及び避難の方針
- ・ U P Z 内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針
- ・ 避難ルート、避難先の概要
- ・ 移動手段の確保見込み
- ・ その他必要な事項

- ⑤ 原子力防災専門官等現地に派遣された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県、所在県、所在市町、及び関係周辺市町をはじめ原子力事業者、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うものとされている。

⑥ 関係機関への連絡

ア 島根原子力発電所

国（原子力規制委員会）から連絡を受けた事項について、県は、関係周辺市、その他県内市町村、自衛隊、関係する指定地方公共機関等に連絡を行うものとする。

- ・ 図 3 - 7 「全面緊急事態時の通報系統図（島根原子力発電所）」

イ 人形峠環境技術センター

国（原子力規制委員会）から連絡を受けた事項について、県は、三朝町、その他県内市町村、関係する指定地方公共機関等に連絡を行うものとする。

- ・ 図 3 - 8 「全面緊急事態時の連絡系統図（人形峠環境技術センター）」

図 3－7 全面緊急事態時の通報系統図（島根原子力発電所）

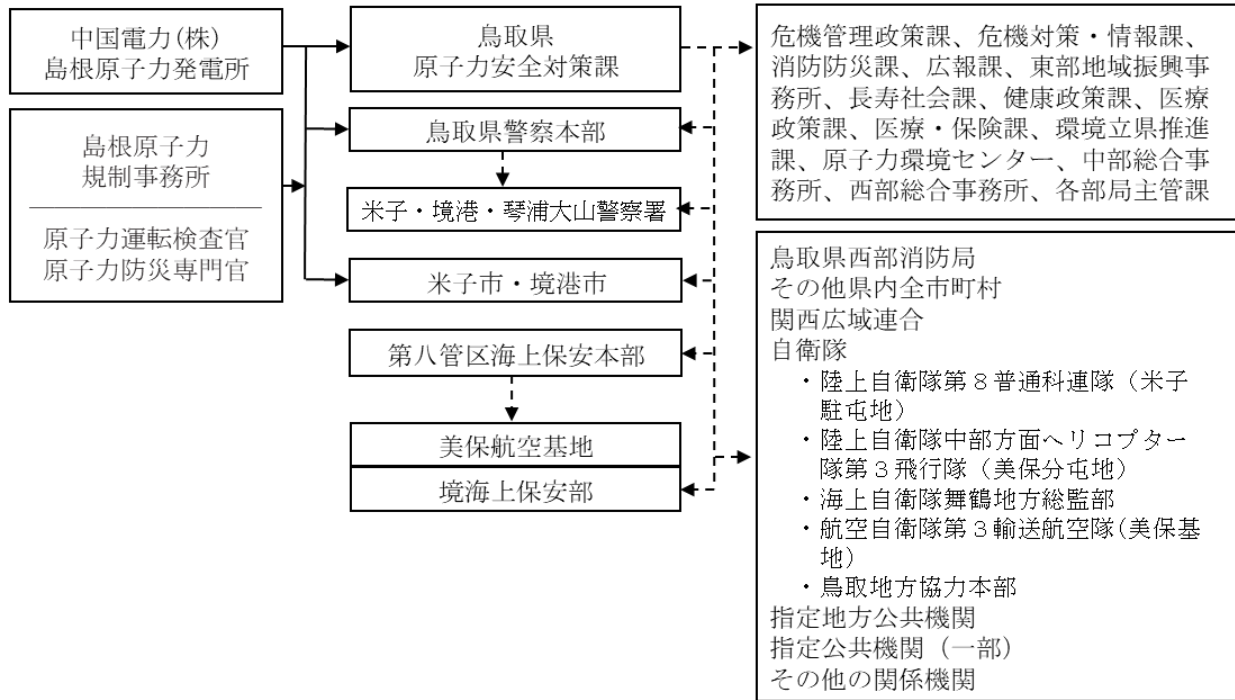
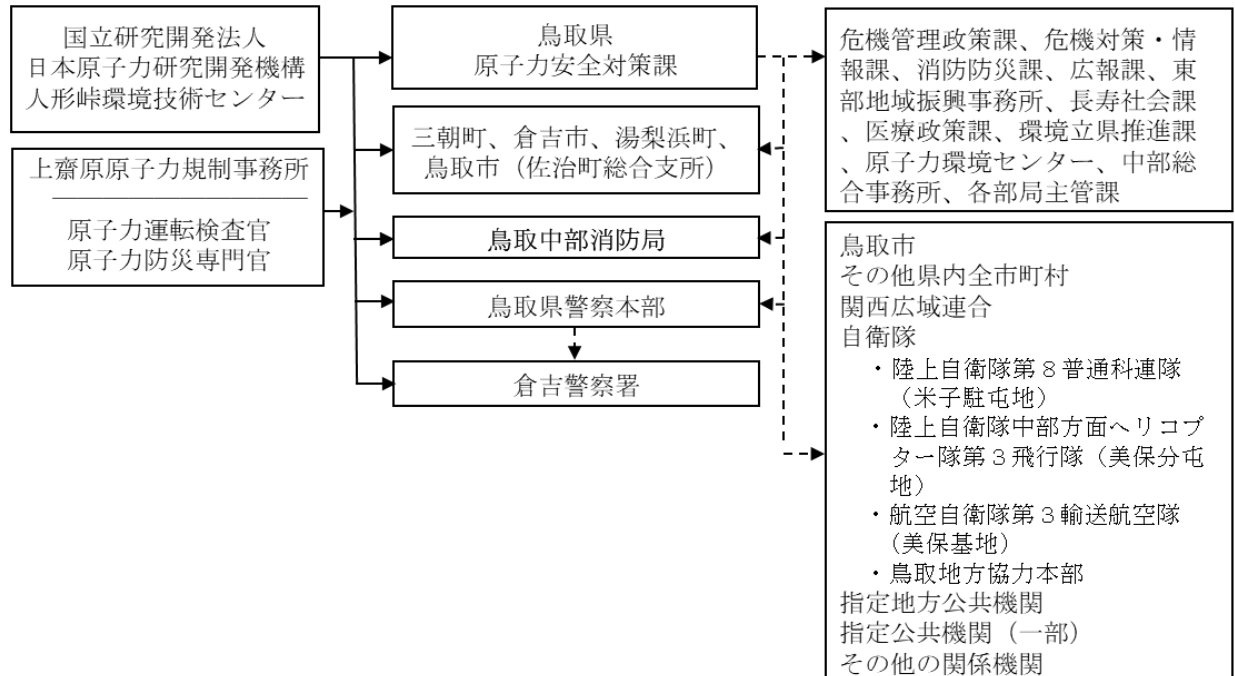


図 3－8 全面緊急事態発生時の連絡系統図（人形峠環境技術センター）



3. 一般回線が使用できない場合の対処

国の原子力災害対策本部は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じて、衛星電話、インターネットメール等多様な通信手段を用いて、国の原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は、伝達された内容を関係周辺市町に連絡するものとする。

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

(1) モニタリング本部の設置及び緊急時モニタリング等の実施

① 情報収集事態の環境放射線モニタリング

県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行い、平常時モニタリングを継続するものとする。

② 警戒事態の環境放射線モニタリング

県は、警戒事態の発生を認知した場合、モニタリング本部を設置する。モニタリング本部は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始するものとする。また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、環境放射線モニタリングの観測結果を報告するとともに、国によるEMCの立上げ準備に協力するものとする。

③ EMCの立上げ及び緊急時モニタリング実施計画の策定

施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合には、国は、EMCを立ち上げるものとされている。県は、国によるEMCの立上げに協力するとともに、職員を派遣するものとする。

国は、原子力災害対策指針等に基づき、緊急時モニタリング計画を参照して、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力施設の状況及び気象情報等を参考にしつつ、緊急時モニタリング実施計画を策定するものとされている。

④ 緊急時モニタリングの実施

県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、EMCの統括の下、緊急時モニタリングを実施するものとする。

⑤ 緊急時モニタリング実施計画の改訂

国は、原子力災害対策指針、初動対応段階の緊急時モニタリングの結果及びEMCからの意見等に基づき、緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂するものとされている。

⑥ 緊急時モニタリング結果の共有

国（EMC）は、緊急時モニタリングの結果の妥当性を判断した後、国が一元的に集約し、必要な評価を実施して、防護措置の判断等のために共有し、活用する。県は、原子力災害対策本部放射線班が評価した緊急時モニタリング結果及び関連情報を関係市町等と情報共有する。

県モニタリング本部が実施した測定結果については、必要に応じてオフサイトセンターで行われる原子力災害合同対策協議会等で共有する。

また県は、モニタリング情報共有システムを活用し、県から情報を送信し関係機関と情報を共有するとともに、他機関から情報を受信し、情報を共有するものとする。

(2) 緊急時の住民等の被ばく線量の実測

県は、国及び指定公共機関と連携し、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、住民等に対して緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを把握するための甲状腺被ばく線量モニタリング、放射性セシウム等の経口摂取による内部被ばくを把握するためのホールボディカウンタ等による測定、緊

急時モニタリングの結果等から外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

第3節 活動体制の確立

1. 県の活動体制

原子力災害時における県の活動体制については、鳥取県地域防災計画・災害応急対策編（共通）に記載する組織及び体制を基本とし、事務局内に原子力グループ等を設置して応急対策を実施する。

（1）原子力災害対策のための警戒態勢

① 警戒態勢

県は、情報収集事態又は警戒事態の発生を認知した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、関係周辺市町、所在県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためあらかじめ定められた警戒態勢をとるものとする。

② 情報の収集

県は、警戒事態発生を認知した場合、県災害警戒本部を設置し、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得る等国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

また、県災害警戒本部設置に合わせ緊急事態対処センターにある機器等を立ち上げ、県が入手する情報を一元的に管理するものとする。

③ オフサイトセンターの設営準備への協力

県は、国から要請があった場合、オフサイトセンターの立上げ準備への協力を行うものとする。

④ 国等との情報の共有等

県は、施設敷地緊急事態が発生し、オフサイトセンターに職員を派遣した場合、当該職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡する等当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

⑤ 警戒態勢の解除等

警戒態勢の解除又は警戒態勢からの体制移行は、概ね以下の基準によるものとする。

ア 原子力施設の事故等が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき

イ 災害対策本部に移行したとき

（2）県災害対策本部の設置等

① 県は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に知事を本部長とする県災害対策本部を設置するものとする。また、原則として島根原子力発電所の場合においては、副知事を長とする県現地災害対策本部を西部総合事務所に設置し、政策統轄監及び連絡要員をオフサイトセンターに派遣するものとし、人形峠環境技術センターの場合においては、副知事を長とする県現地災害対策本部をオフサイトセンターに設置するものとする。

さらに、住民避難開始後に、避難が予期のように進展しない場合、予期しない状況に遭遇した場合など緊急の現地対応を必要と認めた場合は、迅速に状況を把握するとともに、避難の焦点となる場所に知事を本部長とする県前方災害対策本部を臨時設置するものとする。

② 県災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

原子力緊急事態解除宣言がなされた後、本部長が、原子力施設の事故が終結し、原子力災害中長期対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

(3) 県災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等

県災害対策本部等の組織、構成、配備体制（参集方法）、所掌事務等については、鳥取県地域防災計画・災害応急対策編（共通）の定めによるほか、原子力災害時には以下に示すとおりとする。なお、これらに定めのない事項については、必要に応じて本部長が指示するものとする。

- ・ 図3-9「県災害警戒本部体制」
- ・ 図3-10「島根原子力発電所に係る県災害対策本部体制」
- ・ 図3-11「人形峠環境技術センターに係る県災害対策本部体制」
- ・ 表3-1「県災害対策本部の所掌事務」
- ・ 別紙1「原子力災害時の災害体制の基準（島根原子力発電所）」
- ・ 別紙2「原子力災害時の災害体制の基準（人形峠環境技術センター）」

(4) 複合災害時の対応

複合災害が発生し、県災害対策本部において原子力災害以外の災害についても対応が必要となった場合は、必要に応じて要員の所在調整等を行うとともに、災害対策本部内の情報共有、連絡調整等を緊密に行う等、効率的かつ実効的な組織運営を図るものとする。県現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行うものとする。

(5) 部の設置

県災害対策本部を設置したときは、業務を統一的かつ効果的に実施するため、下部組織として次の部を設置する。

- ア モニタリング本部（警戒態勢から引き続き設置）
- イ 保健医療福祉対策本部
- ウ 避難支援センター

図 3－9 県災害警戒本部体制

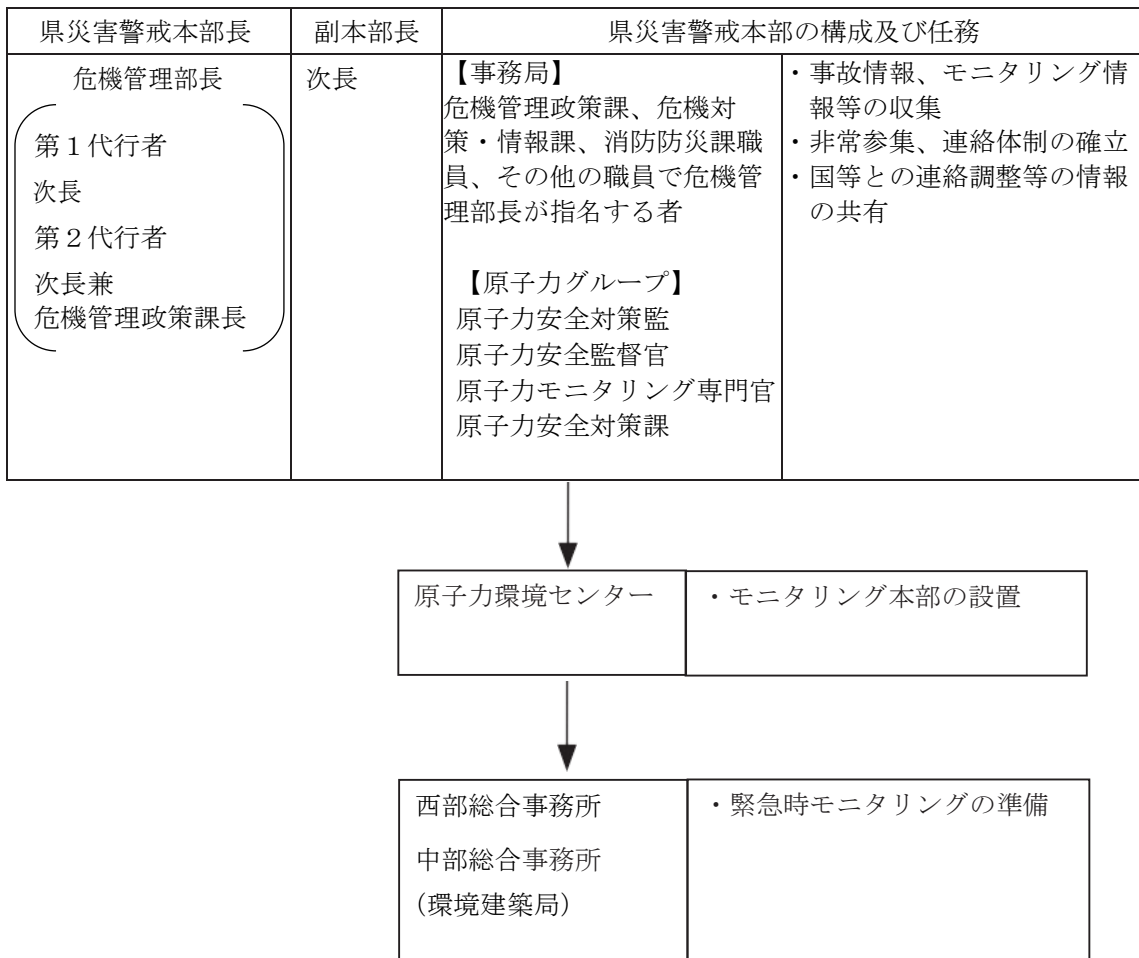
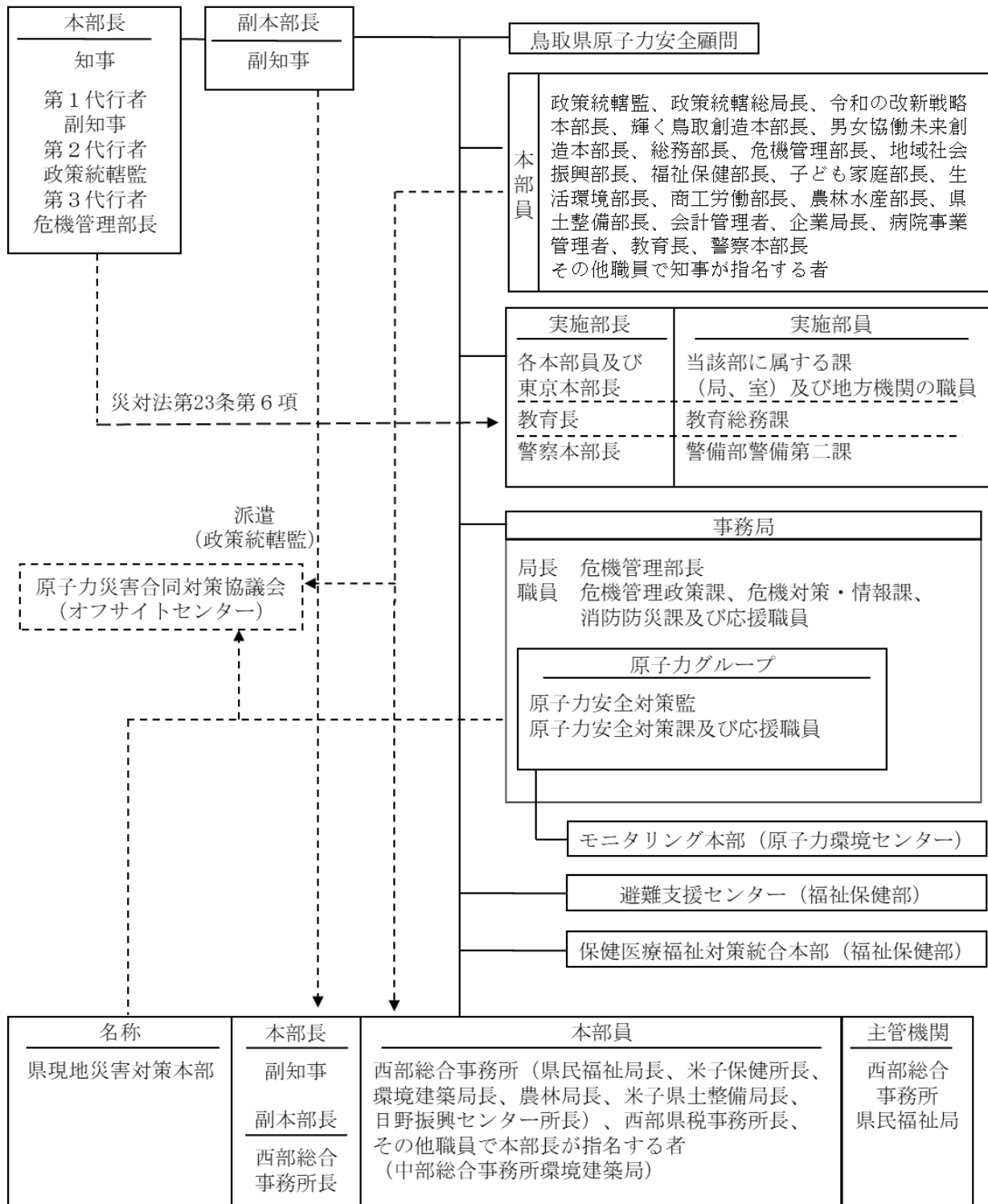
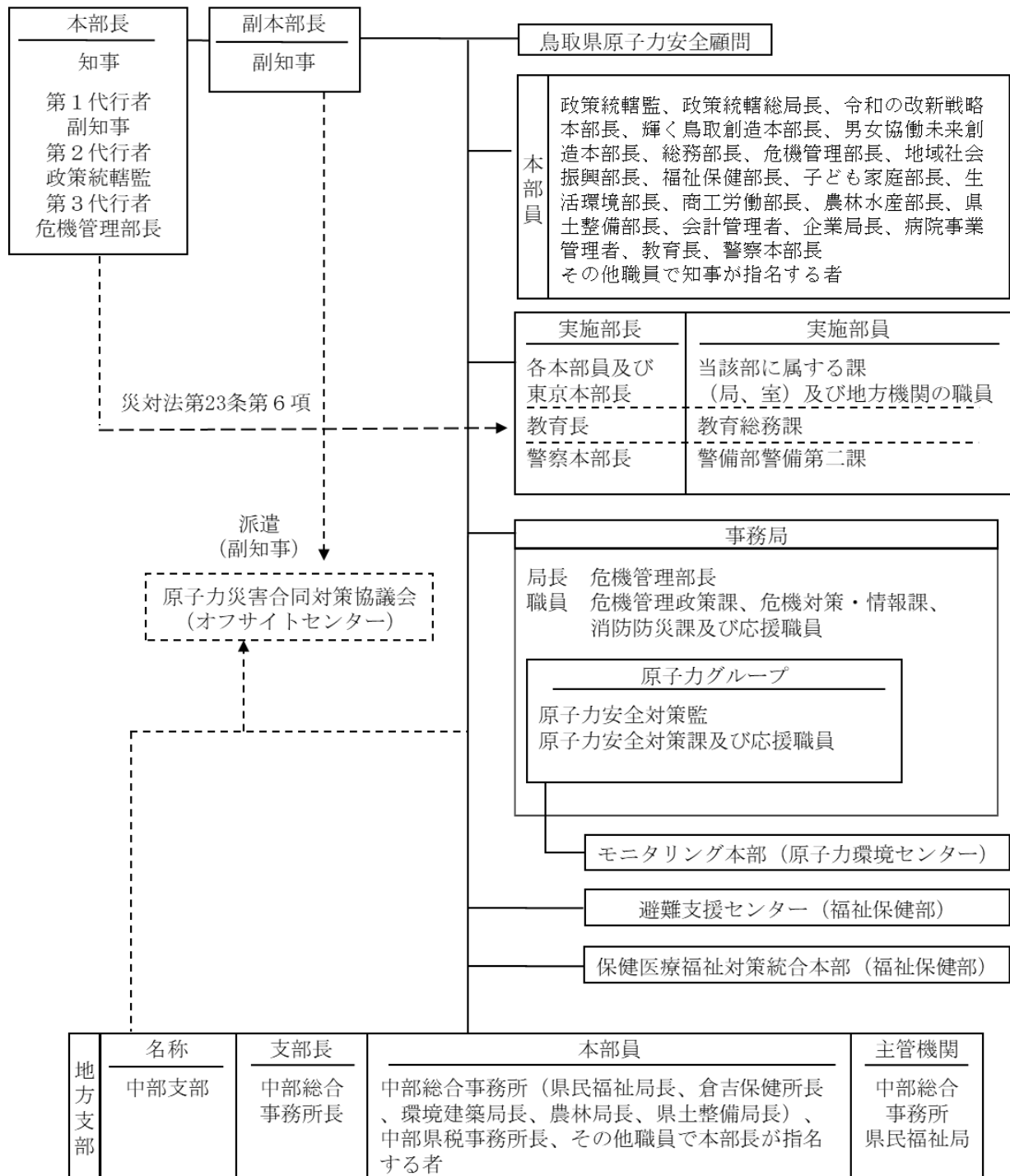


図3-10 島根原子力発電所に係る県災害対策本部体制



※その他の総合事務所には地方支部を置く。

図 3-11 人形峠環境技術センターに係る県災害対策本部体制



※その他の総合事務所には地方支部を置く。

表 3－1 県災害対策本部の所掌事務

実施部の所掌事務

実施部長	主管課	課（班）長	事務分掌
政策統轄総局長	政策統轄課	政策統轄課長	1 政策統轄監の連絡調整に関する事
令和の改新戦略 本部長	令和の改 新推進課	令和の改新推進 課長	1 関係省庁の視察に関する事
		広報課長	1 報道機関との連絡調整に関する事 2 県災害対策本部事務局の応援に関する事
		財政課長	1 陳情書（政府・国会）の作成に関する事
輝く鳥取創造本 部長	中山間・地 域振興課	交通政策課長	1 災害時における公共交通機関の運行状況の把握に 関する事 2 災害時における避難住民の輸送力の確保に関する 事 3 避難車両の確保に関する事
		観光戦略課長	1 観光施設における風評被害対策に関する事
男女協働未来創 造本部長	未来創造課	未来創造課長	1 男女共同参画の視点を生かした災害対策に関する 事
総務部長	総務課	総務課長	1 本部長及び副本部長の連絡調整に関する事 2 災害見舞、視察者等の主要来県者の対応に関する 事
		政策法務課長	1 損害賠償に関する事
		人事企画課長	1 職員の服務、給与、手当てに関する事 2 職員の動員、派遣要請、受け入れに関する事 3 広域避難所の運営の統括に関する事 4 広域避難所の運営（県営分）に関する事
		職員支援課長	1 職員の被ばく線量管理に関する事
		行財政改革推進課 長	1 公有財産の管理に関する事 2 派遣専門家等応援要員の宿舎に関する事
地域社会振興部 長	市町村課	市町村課長	1 安否情報（外国人を含む）の収集、問い合わせに 関する事
		東部地域振興 事務所	1 庁舎（東部庁舎）の管理、運用、調査に関する 事
福祉保健部長	福祉保健課	福祉保健課長	1 県災害対策本部事務局の応援に関する事 2 避難支援センターに関する事 3 ボランティアの受け入れに関する事
		障がい福祉課長	1 り災者に対する身体障害者福祉法の適用に関する 事 2 避難行動要支援者（障がい者施設入所者）の輸送 手段確保の支援に関する事
		長寿社会課長	1 避難行動要支援者（高齢者施設入所者）の輸送手 段確保の支援に関する事
		健康政策課長	1 避難者の避難退域時検査、簡易除染に関する事

			2 保健・栄養指導に関すること
		医療政策課長	1 原子力災害医療活動に関すること 2 避難行動要支援者（入院患者）の輸送手段確保の支援に関すること 3 甲状腺被ばく戦勝モニタリング及びホールボディカウンタの運用に関すること
		医療・保険課長	1 安定ヨウ素剤の配布・服用に関すること
子ども家庭部長	子育て王国課	家庭支援課長	1 り災母子世帯に対する母子福祉資金及びり災寡婦世帯に対する寡婦福祉資金の融資に関すること 2 り災児童の援護、メンタルヘルスに関すること
生活環境部長	環境立県推進課	環境立県推進課長	1 電力事業者の被害状況の把握に関すること 2 環境の除染に関すること
		原子力環境センター所長（危機管理部と共管）	1 環境放射線モニタリングに関すること 2 モニタリング本部の設置、管理、運営に関すること 3 原子力環境センターの管理、運営に関すること
		くらしの安心推進課長	1 飲食物の摂取制限に関すること（農林水産物を除く） 2 入浴施設（公衆浴場）のあっせんに関すること 3 旅館・ホテル等の避難所としての借り上げに関すること 4 県災害対策本部事務局の応援に関すること
商工労働部長	商工政策課	企業支援課長	1 商工会議所、商工会および中小企業団体中央会等の連絡に関すること 2 商業関係施設の災害対策に関すること
農林水産部長	農林水産政策課	生産振興課長	1 農産物、養蚕の災害対策に関すること 2 農産物の採取、出荷の規制に関すること
		畜産振興課長	1 畜産物の出荷の制限に関すること 2 家畜の移動等に関すること
		森林・林業振興局長	1 特用林産物の収穫及び出荷の制限に関すること
		漁業調整課長	1 漁業無線に関すること 2 漁船に関すること
		水産振興課長	1 県有船舶の運用、調整に関すること 2 水産物の漁獲、出荷の制限に関すること
		食パラダイス推進課長	1 農畜水産物の風評被害対策に関すること
県土整備部長	技術企画課	技術企画課長	1 公共土木施設用地の供与、土地等の使用に関すること
		県土総務課長	1 庁舎（八頭庁舎）の管理、運用、調査に関すること
病院事業管理者	総務課	県立中央病院 県立厚生病院	1 県立病院への患者受入可能状況の把握に関すること
			2 県立病院救護班派遣可能状況の確認に関すること

			3 県立病院における災害時の原子力災害医療体制に関すること
教育長	教育総務課	教育総務課長	1 学校の避難計画作成支援に関すること 2 避難所の確保、開設、運営に関する協力に関すること 3 教職員等のり災給付に関すること
		小中学校課長	1 公立学校等への情報の伝達に関すること
		特別支援教育課長	2 避難児童及び生徒の救護に関すること 3 応急教育に関すること
		高等学校課長	4 り災生徒・児童の育英奨学に関すること
		社会教育課長	1 防災活動に協力する婦人会、青年団の連絡調整に関すること
警察本部長	警備第二課	警備第二課長	1 警察災害派遣隊の受け入れ体制等の整備に関すること 2 避難対象地域、避難施設等の治安維持に関すること 3 被災者の支援と情報収集に関すること 4 オフサイトセンターへの要員派遣に関すること

2. 地方支部の所掌事務

支部長	支部員		事務分掌
西部総合事務所長	県民福祉局	県民福祉局長	1 県災害対策本部地方支部の設置に関する事 2 職員応援体制の整備に関する事 ○島根原子力発電所対応 1 島根原子力発電所の立入調査に関する事 2 島根県庁へのＬＯ（連絡員）派遣に関する事 3 県現地災害対策本部の設置に関する事 4 島根オフサイトセンターへの要員派遣に関する事
	環境建築局	環境建築局長	1 モニタリング本部の支援に関する事 ○島根原子力発電所対応 1 平常時モニタリングに関する事
	関係する所属		1 広域避難所の運営支援に関する事 2 被害状況の把握及び報告に関する事 ○島根原子力発電所対応 1 住民等に対する支援に関する事
中部総合事務所長	県民福祉局	県民福祉局長	1 県災害対策本部地方支部の設置に関する事 2 職員応援体制の整備に関する事 ○人形峠環境技術センター対応 1 上齋原オフサイトセンターへの要員派遣に関する事 2 平常時モニタリングに関する事
	環境建築局	環境建築局長	1 モニタリング本部の支援に関する事 ○人形峠環境技術センター対応 1 平常時モニタリングに関する事
	関係する所属		1 広域避難所の運営支援に関する事 2 被害状況の把握及び報告に関する事 ○島根原子力発電所対応 1 住民等に対する支援に関する事
東部地域振興事務所長	東部振興課	東部振興課長	1 県災害対策本部地方支部の設置に関する事 2 職員応援体制の整備に関する事 ○島根原子力発電所対応 1 住民等に対する支援に関する事
	関係する所属		1 広域避難所の運営支援に関する事 2 被害状況の把握及び報告に関する事 ○島根原子力発電所対応 1 住民等に対する支援に関する事

※島根原子力発電所に係る西部総合事務所の体制は、図３－１０のとおり

※人形峠環境技術センターに係る中部総合事務所の体制は、図３－１１のとおり

3. 県災害対策本部（原子力）事務局及び原子力グループの事務分掌

原子力災害時の災害対策本部事務局の体制については、「鳥取県地域防災計画【災害応急対策編（共通）】第２部 組織体制計画「第１章 組織及び体制」」に定める体制を基本としながら、原子力災害の特殊性を考慮し、事務局内に「原子力グループ」を特別に設ける。

原子力グループは原子力災害に関する技術的・専門的事項について災害対策本部長を補佐する。このため、事務局長の統制の下、国、関係自治体及び関係機関と連携を図り

ながら、モニタリング情報やプラント情報等原子力災害特有の情報を収集・分析し、県の原子力災害応急対策の基本方針を企画立案し、災害対策本部長に提案を行うとともにその履行補助について担任する。これらにより、災害対策本部として情報収集、意思決定、指示調整について一元化を図り、実際の現場や被害の状況を把握し、その状況に即した緊急事態応急対策を実施する。

○事務局長（危機管理部長）

対策本部長の主要な補佐者として、対策本部長の指示のもと、事務局の職務を統制する。

○原子力グループ長（原子力安全対策監）

事務局内に原子力災害に関する応急対策を総括する原子力グループを設置し、原子力グループ長が原子力に関する災害対策本部長の主要な補佐者として班員の職務を統制する。この際、事務局と密接に業務の連携を図る。

○情報管理官

災害対策本部長の指示のもと、情報業務を所掌する。また、その他、災害対策本部長から指示のあった事務を行う。原子力グループ内の各班長を指揮監督し、所掌事務を遂行する。

	事務分掌
事務局	1 原子力グループ及び各実施部の災害応急対策の総合調整に関すること 2 本部の予算に関すること 3 県現地災害対策本部に関すること 4 各機関のヘリコプターの調整、その他、輸送力の確保（自衛隊関係）に関すること 5 国及び都道府県に対する連絡調整、応援要請に関すること 6 各班及び県現地災害対策本部等への情報提供に関すること 7 自然災害と原子力災害の情報の整理に関すること 8 災害対策および避難等に係る広報（放送要請を含む）に関すること 9 隣接県の災害対策本部設置状況及び被害状況の取りまとめに関すること 10 原子力損害賠償に関すること 11 国等との情報伝達手段の機能確保に関すること 12 通信施設の保全及び通信連絡の総括 13 被災市町村の原子力災害対策の代行調整に関すること 14 県外避難者に対する支援に関すること 15 市町村が行う住民避難の支援に関すること 16 被災住民の避難（避難時の食糧等の供与及び医療の提供等を除く）に関すること 17 避難路及び緊急輸送路等の総合調整に関すること 18 避難手段及び輸送手段の確保（緊急通行車両の申請手続きを含む）に関すること 19 安否情報の問い合わせへの対応に関すること 20 社会秩序の維持及び安全の確保（立入制限地域の設定及び危険物質の除去等を含む）に関すること 21 飲食物の摂取制限に関すること 22 要配慮者対策の総括に関すること 23 その他、避難に関する総合調整に関すること 24 その他災害対策に関すること
原子力グループ	○原子力総括班 1 県の原子力災害応急対策の基本方針の策定及び実施の総括に関すること 2 原子力防災資機材の確保に関すること

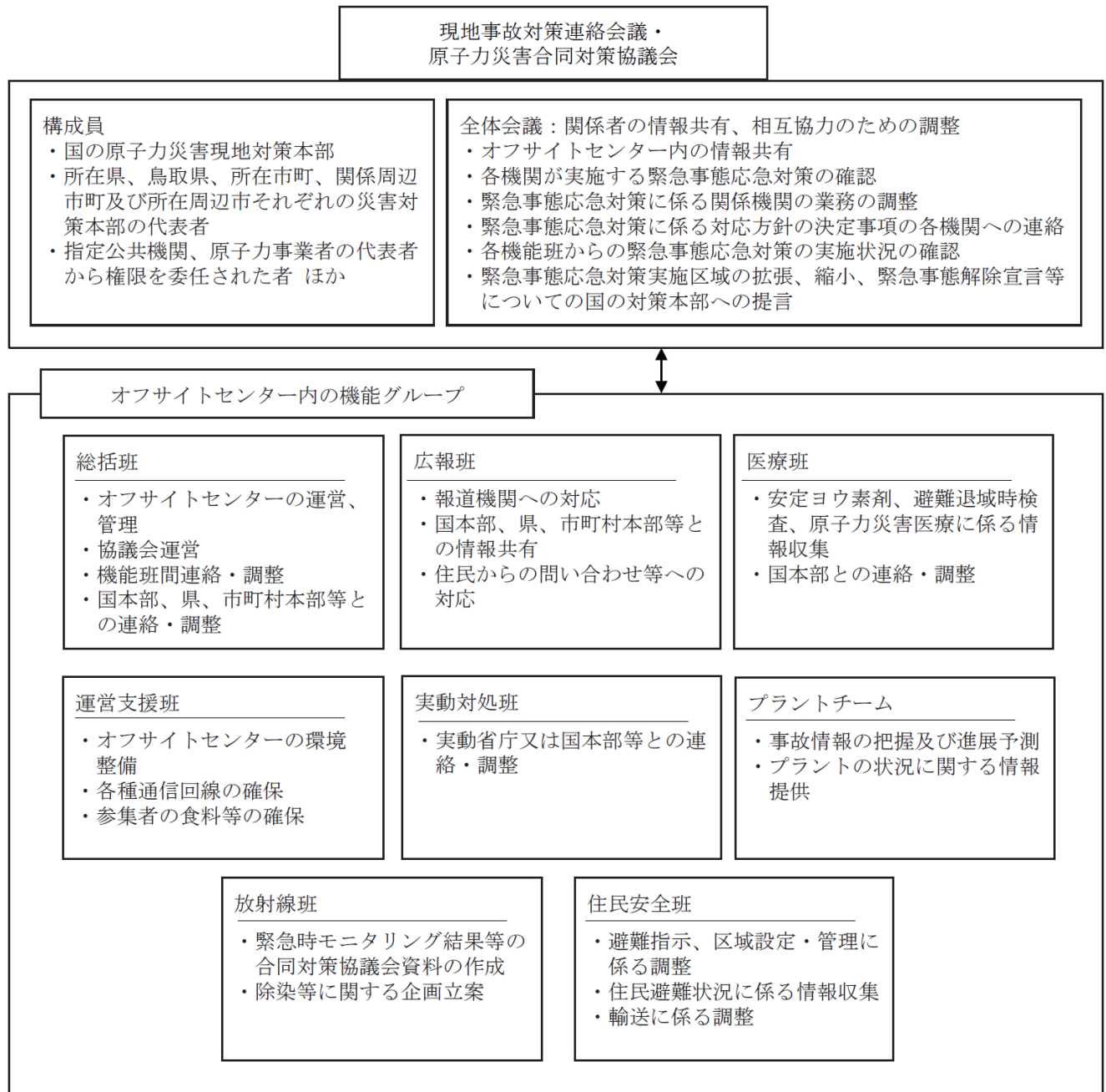
	3 環境の除染に関すること 4 災害廃棄物の処理に関すること 5 国の原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部、原子力専門家会議との連絡調整に関すること 6 オフサイトセンターへの要員派遣の総括に関すること 7 原子力防災専門官、原子力災害合同対策協議会、鳥取県原子力安全顧問との連絡調整に関すること 8 専門家の派遣要請に関すること ○応急対策班 1 各事態区分に応じた防護措置の実施方針の作成に関すること 2 その他原子力災害応急対策に関すること ○モニタリング班 1 緊急時モニタリングに関すること 2 放射線測定調査に関すること 3 環境の除染に関すること ○プラント班 1 プラント情報に関すること
--	--

4. 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への出席等

オフサイトセンターにおいて現地事故対策連絡会議、又は原子力緊急事態宣言が発出され、原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、県は、原則としてあらかじめ定められた者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

・図3-12「現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会の組織、構成員」

図 3-12 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会の組織、構成員



5. 専門家の派遣要請

県は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じて、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請し、鳥取県原子力安全顧問に対しては、原子力応急対策・放射線管理・放射線防護等の専門分野について助言等を求めるとともに、必要に応じて鳥取県原子力安全顧問に対して参集を要請するものとする。

6. 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

県は、必要に応じて、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

県は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は市町村から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。

県は、必要に応じて、原子力事業者に対し、応援要請を行うものとする。

県警察は、必要に応じて、警察庁を通じ他の都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請するものとする。

(2) 指定行政機関等への職員の派遣要請等

知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。特に、連絡員としての役割を担う職員派遣を積極的に要請し、派遣された連絡員を通じて関係機関と相互に状況を共有し、迅速な対応につなげるものとする。

知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

(3) 緊急時モニタリング要員の要請等

EMCの長は、必要な場合には、原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後においては、原子力災害対策本部）に対しモニタリング要員の動員を要請するものとなっている。

7. 自衛隊の派遣要請等

知事は、自衛隊の災害派遣要請の必要があると認める場合、市町村長から災害派遣の要請の要求があった場合又は国の原子力災害対策本部設置前等で自衛隊の原子力災害派遣が行われていない場合、直ちに災害派遣を要請するものとする。

また、国の原子力災害対策本部長又は知事は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに自衛隊の部隊等の撤収を要請するものとする。

8. 原子力被災者生活支援チームとの連携

国の原子力災害対策本部長は、国の原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

県は、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

また、国の原子力災害対策本部長は、原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び原子力被災者生活支援チームの必要な要員を、原子力被災自治体支援チームとして原子力被災県庁舎等へ派遣することとされている。この際、県は、派遣された原子力被災自治体支援チームと連携し、国との連絡・調整を密接かつ円滑に行うものとする。

9. 被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の安全確保

県は、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の安全確保を図るものとする。

(1) 被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の安全確保方針

県は、緊急事態応急対策に従事する者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、県災害対策本部（又は県現地災害対策本部）と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者相互の安全チェック体制を整える等安全管理に配慮するものとする。

(2) 防護対策

- ① 県災害対策本部長（又は県現地災害対策本部長）、保健医療福祉対策本部長は、EMCの長と連携し、必要に応じその管轄する被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者に対し、防護服、防護マスク、直読式個人線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

また、県災害対策本部長（又は県現地災害対策本部長）は、市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、直読式個人線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

- ② 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、県現地災害対策本部長は、関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行うものとする。

さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力災害合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。

(3) 被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護

- ① 被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護については、電離放射線障害防止規則や県とバス協会等との協定も参考にしつつ、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準又は指標に基づき行うものとする。この際、活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするように努めるものとする。

表3-2 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）及び人事院規則10-5（昭和38年人事院規則10-5）（職員の放射線障害の防止）に定める被ばくの限度

区分等		災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合		放射線障害を防止するための緊急を要する作業に従事する場合
実効線量		5年間	100mSv	100mSv
		1年間	50mSv	
		3か月（女性）	5 mSv	
		妊娠中の女性（内部被ばく）	1 mSv	—
等価線量	目の水晶体	5年間	100mSv	300mSv
		1年間	50mSv	
	皮膚	1年間	500mSv	1 Sv
	腹部表面	妊娠中の女性	2 mSv	—

《参考》福島第一原子力発電所事故直後の外部被ばくの状態について
福島第一原子力発電所事故の際、発電所から半径20km圏内のオフサイトで防災業務に従事した警察・消防・自衛隊の方々の発災後初期（概ね平成23年3月12日～3月31日）の外部被ばく線量については、1mSv未満が6割、2mSv未満が8割を占めた。この結果により、事前の作業計画による作業の工程管理や作業者の被ばく線量管理を行うことで、防災業務関係者の被ばく線量を1mSv以下に低減できる可能性が示唆された。
（内閣府『オフサイトの防災業務関係者の安全確保の在り方に関する検討会（第4回）配布資料（資料1－1）』より引用）

- ② 県は、県職員の被ばく管理を行うとともに、県職員への放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去を行うものとする。
 - ③ 県の放射線防護を担う班は、県現地災害対策本部に被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じて除染、ホールボディカウンタによる内部被ばく測定等の医療措置を行うものとする。
 - ④ 県の本部の放射線防護を担う班は、保健医療福祉対策本部及び原子力災害医療に係る医療チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。
さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部等）に対し、原子力災害医療に係る医療チーム等の派遣要請を行うものとする。
- （4）安全対策
- ① 県は、応急対策活動を行う県の被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材を確保するものとする。
また、人形峠環境技術センターの対策に関しては、放射線に対する安全対策に加え、六フッ化ウランが大気に漏れいした際に大気中で発生する気体のフッ化水素への対応のため、あらかじめフッ化水素検知器の整備を行うものとする。
 - ② 県は、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、所在県、所在市町、関係周辺市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。
 - ③ 被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者が属する組織は、当該被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行うものとする。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した組織は、当該被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援するものとする。

第4節 屋内退避、避難等の防護措置

1. 屋内退避、避難等の防護措置の実施

県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル、原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム会合報告書等に基づき、UPZ内では、全面緊急事態に至った場合、屋内退避を原則とし、必要があれば避難等の防護措置を実施するものとする。また、複合災害が発生した場合においては人命の安全を第一とし、第4章の複合災害の対応をとるものとするとともに、感染症流行下において、原子力災害が発生した場合には、第5章の感染症流行下における対策の対応をとるものとする。

（1）島根原子力発電所において県が実施する対策

島根原子力発電所で原子力災害が発生した場合、UPZ内では、放射性物質の放出前にまずは予防的に屋内退避を行い、その後のプラントの状況又は放射性物質放出後の緊急時モニタリング結果に基づき防護措置を行うものとする。

県は、次に規定する事項について対策を行うこととしているが、事態の進展に応

じ、UPZを超えて実施が必要となった場合は、対策を講ずることとなった区域も同様に対応することとする。

- ① 県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、UPZ内における屋内退避の準備を行うとともに市町村に対し、住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。
- ② 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難が指示された場合は、島根県の要請に基づき、必要な住民避難の受け入れを行うものとする。また、県は、国の要請又は独自の判断により、関係周辺市に対し屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、その他県内市町村に対し、関係周辺市が行う防護措置の準備への協力の要請並びに必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

併せて、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講ずるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。

県及び関係周辺市は、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、災対法に基づき、国の指示を待たず迅速に独自の判断で避難指示を発出することができる。その際は、県及び関係周辺市は国と緊密な連携を行うものとする。

一方で、県及び関係周辺市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、事態に照らし緊急を要するときは、住民等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示することができる。

原子力災害合同対策協議会等は、県及び関係周辺市が避難・一時移転を実施するに当たり、次の事項について、指示内容の判断のため関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と県及び関係周辺市はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとされている。

- ・UPZ内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

- ③ 放射性物質が放出された後は、国の原子力災害対策本部は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、緊急時モニタリングの結果に応じたOILに基づき地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。国の原子力災害対策本部が指示を行うに当たり、原子力災害対策本部から事前に指示案を伝達された県は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、県は、市町村から求めがあった場合には、国の原子力災害対策本部による助言以外にも、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。
- ④ 県は、住民等の避難に要する車両について、国、関係機関の協力を得て確保するものとする。県は、緊急事態応急対策の実施のための緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

このうち、避難に要するバスについては、「原子力災害等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書」に基づき、県が中国地方の各県バス協会等に要請し、確保するものとする。また、避難に要する福祉タクシーについては、「原子力災害時等にお

ける福祉タクシーによる緊急輸送等に関する協定書」に基づき、県が中国地方の各県タクシー協会等に要請し、確保するものとする。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災対法第86条の14第2項に基づき被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

- ⑤ 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、住民等に向けて、避難や避難支援ポイント、避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県は、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要等の情報について、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

- ⑥ 県は、福祉車両等の手配が必要な避難行動要支援者等の避難に関して、屋内退避の可能期間を考慮した上で放射線防護対策を実施した病院等医療機関、社会福祉施設等における一時的な屋内退避の実施を検討するものとする。また、在宅の避難行動要支援者の避難についても、これら病院等医療機関、社会福祉施設等での一時的な屋内退避の実施を検討するものとする。

なお、県は放射線防護対策を実施した施設等に対し、屋内退避の実施に必要な支援を行うものとし、当該施設等の備蓄が不足した場合に備え、必要な補給が行えるよう、関係機関との供給確保に向けた仕組みを構築するとともに、状況により放射線防護対策施設から避難させるための手段等についても検討するものとする。

また、県は、屋内退避後に放射線防護対策施設に設置した放射線測定器の測定結果を考慮し、避難受入施設の確保、避難車両の確保等について、関係機関と調整の上、避難等の判断を行うものとする。

- ⑦ 県は、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合等、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合は、受入先の市町村に対し、受入施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう求めるものとする。また、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合、県は受入先の市町村と協議の上、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示すものとする。

なお、県境を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難の受け入れに関する国の支援が必要であると判断した場合には、国の原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。

- ⑧ 県は、災害の実態に応じて、市町村と連携し、飼い主による家庭動物（ペット）との同行避難を呼びかけるものとする。
- ⑨ 大雪・台風等により気象庁（鳥取地方気象台）から警報等が発表された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは屋内退避を優先するものとする。
- ⑩ 県は、市町村と連携し、避難又は屋内退避等の実施に当たり、自宅での屋内退避が困難な場合等には、コンクリート屋内退避施設の利用を検討するものとする。

(2) 人形峠環境技術センターにおいて県が実施する対策

- ① 県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。

県又は三朝町は、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、災対法に基づき、独自の判断で避難指示を発出することができる。その際は、県及び三朝町は国と緊密な連携を行うものとする。

一方で、県及び三朝町は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがあって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、屋内での退

避等の安全確保措置を指示することができる。

- ② 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、避難所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。
- ③ 県は、避難のための立退きの指示等を行った場合は、避難対象区域を含む市町村に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、国の原子力災害対策本部に対しても情報提供するものとする。
- ④ 県は、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合等、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合は、受入先の市町村に対し、受入施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう求めるものとする。また、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合、県は受入先の市町村と協議の上、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示すものとする。
- ⑤ 県は、災害の実態に応じて、市町村と連携し、飼い主による家庭動物（ペット）との同行避難を呼びかけるものとする。

2. 屋内退避の指示等

(1) 屋内退避の指示

県は、施設敷地緊急事態発生時には、今後の事態の進展により屋内退避を行う可能性がある旨をUPZ内の住民等に伝え、屋内退避に必要な準備を促すものとする。

また、県は、全面緊急事態に至った場合は、住民に対し、原子力防災アプリ、ホームページ、テレビ、ラジオ等により屋内退避の指示を伝えるとともに必要な情報提供を行うものとし、実動組織等の支援を得ながら、屋内退避中の住民等からの緊急の物資供給要請又は救出要請に対応できる体制について検討するものとする。

また、プラントの状況等、事態の進展を注視し、屋内退避が長期間になり、住民の健康リスクの不安が大きいと想定される場合は、食糧等の備蓄やライフラインの状況なども踏まえ、避難に切替えることも検討するものとする。この際、放射線量に留意しつつ、避難等の準備状況や自然災害が発生している場合にはその被災状況なども考慮し、県及び関係周辺市は国と緊密な連携を行い、状況に応じて関係周辺市長から避難指示を発出するものとする。

なお、「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム会合報告書」では、屋内退避中は屋内に留まることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な一時的な外出は、屋内退避の概念に含まれるものと整理されており、県は国と緊密に連携し、ブルームが到達する可能性が高いという特別な情報を得たときを考慮して、一時的な外出先を短時間で屋内退避の場所に移動できるところとするよう住民等に伝えるとともに、このような情報を得た際は、直ちに関係自治体と共有し、住民等に屋内退避を行うよう緊急速報メールや防災行政無線など、様々な媒体を用いて呼びかけるものとする。

(2) 屋内退避の解除、避難への切替え等

屋内退避の継続の判断は、国が地方公共団体と緊密な連携を行いながら、屋内退避実施後3日目を目安として行い、それ以降は日々行うこととされている。

県は、屋内退避中の生活の維持の状況、環境放射線モニタリングによる屋内外の空間放射線量率の推移、原子炉の状態などについて情報収集し、原子力安全顧問及び米子市、境港市の意見を聴き、住民の安心、安全を第一義として、国に対し防護措置の実施方針の継続又は変更について意見を伝えるものとする。また、屋内退避の継続又は解除もしくは避難等への切替えについて、県は、原子力防災アプリ、ホームページ、テレビ、ラジオ等により指示を伝達するものとする。

(参考)屋内退避の解除又は避難への切替えの考え方の例

解除	重大事故等対策が奏功して原子炉の状態が安定し、放射性物質が追加的に放出される可能性がないことに加え既に放出されたプルームが大気中に滞留していないことが確認できた場合は、U P Z 全域でプルームの到来に対する防護措置の継続が不要となるため、屋内退避は解除される。
避難への切替え	屋内退避中の住民の生活の維持が困難と判断する場合には、避難への切替えが行われる。避難への切替えが検討される代表的な例は、食料や飲料水、生活必需品等の物資を追加的に供給できず、物資が不足する場合などである。 【判断資料のポイント】 ・食料や飲料水、生活必需品等の物資の供給状況 ・医療・介護・福祉施設等への人的支援の実施状況 ・ライフライン（電気・ガス・上下水道・通信等）の被害状況 ・プルームが長時間又は繰り返し到来したかの状況

出典：原子力規制庁「原子力災害時の屋内退避の運用に関するQ & A」（令和7年3月28日）を参考に編集

3. 避難所等の開設等

- (1) 一時移転又は避難への切替えの指示があったときは、県は、県営の広域避難所を開設するとともに、市町村に対し、緊急時に必要に応じて指定避難所及び避難支援ポイント、避難退域時検査等の場所の開設、住民等への周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設することを支援するものとする。
- (2) 県は、市町村と連携し、それぞれの避難所に受け入れられている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報については県及び市町村に提供するものとする。
- (3) 県は、市町村と連携し、避難所における生活環境が、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、必要に応じて、家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (4) 県は、厚生労働省と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。慢性疾患患者の薬剤等に留意するものとする。
特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
また、県は市町村と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- (5) 県は、市町村と連携し、避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、性別によるニーズの違い等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

- (6) 県は、市町村と連携し、避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する等女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (7) 県は、国及び市町村と連携し、要配慮者への配慮、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (8) 県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保及び避難所となった公共的施設等における日常活動の早期再開のために、必要に応じて、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めるものとする。
- (9) 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上、建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（ペット）の受け入れに配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。

4. 広域避難の実施

- (1) 市町村は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、避難所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては、災対法及び県内の相互応援協定に基づき、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (2) 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。
- (3) 国は、都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとされており、県は市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。
- (4) 県は、国、市町村及び運送事業者等と連携し、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (5) 県は、関係機関と連携し、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

5. 広域一時滞在の実施

- (1) 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難、受入状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受け入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。
- (2) 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、被災市町村からの要請を待ついとまがないときは、市町村の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議

を当該市町村に代わって行うものとする。

- (3) 国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとされており、県は市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。
- (4) 国は、市町村及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合において、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村及び当該市町村を包括する都道府県に代わって行うものとされている。
- (5) 国の原子力災害対策本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとされている。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するとともに、要請した被災県にも計画の内容を示すものとされている。

県は、必要に応じて、国の原子力災害対策本部等に、広域的避難収容実施計画の作成を要請するものとする。
- (6) 県は、被災した場合、避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

6. 避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施

国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染を実施するよう地方公共団体に指示するものとされている。

県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、次のとおり避難退域時検査及び簡易除染を実施する。

- (1) 県は、主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設置し、住民等のO I Lに基づき特定された区域等からの避難において、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む）を避難所に受け入れするまでの間に住民の汚染状況を確認することを目的に、主要経路から避難退域時検査会場へ確実に誘導を行った上で、避難退域時検査を実施し、検査結果に応じて、O I Lに基づく簡易除染を行うものとする。

また、必要に応じて、避難車両に対する検査を先行して行うため、主要経路上で避難退域時検査（車両検査先行実施）を行うものとする。

なお、この検査によって健康リスクが高まると判断される要配慮者及びその車両については、体調等が悪化しないように避難所に併設された避難退域時検査会場等で健康上の配慮を行いつつ検査を行うなど十分配慮するものとする。
- (2) 主要経路沿い等の避難退域時検査会場で避難退域時検査等を実施しなかった住民等については、避難先地域内に設置する避難所併設の避難退域時検査会場又は保健所併設の避難退域時検査会場で避難退域時検査等を行うものとする。
- (3) 避難退域時検査及び簡易除染は、次の手順に従って行うこととし、表面汚染検査用の放射線測定器、車両用ゲートモニター、大型除染テント等の資機材を用いて行う。

また、県は複数の会場で避難退域時検査及び簡易除染を実施することを考慮し、資機材を効率的に輸送するよう努めるものとする。

 - ① 自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民等の検査は、乗員の検査の代用として車両の検査を行う。
 - ② 車両や携行物品の除染を講ずるための基準を超える場合には、乗員の代表者に対して検査を行う。
 - ③ 乗員の代表者がO I L 4を超える場合には、乗員の全員に対して検査を行う。
 - ④ 車両以外で避難している住民等については、全員に対して検査を行う。
 - ⑤ 検査の結果、O I L 4を超える住民等、物品等の除染の基準を超える車両及び携行物品については簡易除染を行う。また、簡易除染によってもO I L 4を超える住民等は除染が行える原子力災害拠点病院等の機関で除染や必要な措置を行い、物品等の除

染の基準を超える車両や携行物品は検査場所で一時保管等の措置を行う。

- (4) 車両に係る避難退域時検査等については、車両の動線が確保できる場所を確保しスムーズな検査等を行う。

なお、これまでの県の基本的な考え方に基づき、車両の検査でO I L 4を超えない場合であっても、乗員が希望すれば避難退域時検査を行うものとする。

- (5) 車両除染、避難退域時検査及び簡易除染での作業において、放射性物質の拡散が生じないように対策を講ずるものとする。
- (6) 避難退域時検査を終了した住民に対しては、終了した旨の証明書を発行し、紛失しないよう注意喚起を行う。
- (7) 車両除染、避難退域時検査及び簡易除染で発生した洗浄水、放射性物質等が付着した防護服等の汚染物については、発災元の原子力事業者が処理するものとする。
- (8) 外国人や高齢者、障がい者等の要配慮者の不安を払拭するため、多言語表記やイラスト、やさしい日本語を用いた検査方法等の説明資料などを用い、検査及び簡易除染を実施する。

7. 避難途中の住民に対する支援の実施

県は、避難途中の住民に、原子力防災アプリ、道路情報板等により必要な情報を提供する。また、避難退域時検査会場等に併設した避難支援ポイントを設置し、避難途中の住民へ避難に関する情報、物資やW i - F i (無線LAN) スポットの提供等の支援を行うものとする。

8. 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施

県は、国の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、住民等がO I Lに基づき特定された区域等から避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、住民等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。

このため、県は、必要となる資機材や体制等に関する国の技術的・財政的な支援を受けて、実施体制等の整備について検討するものとする。

(1) 対象者

O I Lに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された地域に居住する住民等（放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く）であって、19歳未満の者、妊婦及び授乳婦を基本とする。また、乳幼児については、測定が困難な場合には行動を共にした保護者等を測定することで乳幼児の線量を推定する。

なお、原子力災害等の状況に応じて対象とする地域を見直すなどにより、対象とする者について柔軟に対応する必要がある。

(2) 実施方法及び実施場所

簡易測定を行い、スクリーニングレベルを超える者を対象として詳細測定を行う。

簡易測定は、可能な限りバックグラウンドの値が低い所であって、住民等の利便性を考慮して、避難所又はその近傍の適所で実施する。

詳細測定は、甲状腺モニタやホールボディカウンタがある原子力災害拠点病院又は高度被ばく医療支援センターで実施する。

なお、これらの測定結果は、個人情報保護の観点から適切に管理する必要がある。

9. 安定ヨウ素剤の服用

県は、市町村、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講ずるものとする。

- (1) 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として原子力規制委員会がその必要性を判断し、判断を踏まえ、国の原子力災害対策本部又は地方公共団体が住民等に指示することとされている。

- (2) 県は、市町村と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の緊急配布・服用指示を行うとともに、併せて事前配布を受けている住民への服用指示を行うものとする。なお、可能な限り薬剤師等の医療専門職が関与する体制で配布・服用を行うものとする。

10. 要配慮者等への配慮

- (1) 市町村は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。また、住民組織等が主体となって作成する独居、寝たきり及び認知症等の高齢者、障がい者等及びその支援者の情報、避難所及び避難経路を盛り込んだ地図である支え愛マップ等の活用を検討するものとする。
- (2) 県は、市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、放射線防護対策施設の活用、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、避難所への優先的入所や応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。特に避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた屋内退避施設に屋内退避するものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

なお、要配慮者については、きめ細やかな対応等について、配慮するものとする。

- (3) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。この際、放射線防護対策を実施した病院等医療機関については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の病院等医療機関からの受け入れや避難又は他の医療機関への転院等を判断するものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。

また、県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受け入れ協力を要請するものとする。

- (4) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。この際、放射線防護対策を実施した社会福祉施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の社会福祉施設等からの受け入れや避難又は他の社会福祉施設への転所等を判断するものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受け入れ協力を要請する等、避難先の調整のための必要な支援を行うものとする。
- (5) 在宅の避難行動要支援者については、あらかじめ定められた避難先へ移送することとするが、避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた近隣の屋内退避施設へ移送するものとする。
- (6) 県及び関係機関は、外国人に係る災害対応として、外国語ややさしい日本語による避難誘導を行うものとする。

11. 学校等施設における避難措置

学校等施設において、児童生徒等の在校時に原子力災害が発生し、児童生徒等の保護者への引き渡し等が完了する前に避難のための立退きの指示等があった場合は、あらか

じめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に児童生徒等を避難させるものとする。また、児童生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき児童生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

12. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

13. 観光客等一時滞在者の避難等

県及び市は観光客等の一時滞在者に対し、警戒事態において早期の帰宅等を呼びかける。

14. 警戒区域の設定、避難の指示等の実効性を上げるための措置

県は、国の原子力災害現地対策本部、関係機関等と連携し、市町村長等が設定した警戒区域又は避難を指示等した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導する等、警戒区域の設定、避難指示等の実効性を上げるために必要な措置をとるものとする。

15. 食糧、生活関連物資等の供給

(1) 県は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料、毛布等の生活関連物資等を調達・確保し、乳幼児、妊産婦及び食物アレルギーのある方、世代、性別によるニーズの違い等にも配慮し、ニーズに応じて供給・配分を行うものとする。

なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含める等被災地の実情を考慮する。

(2) 県は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。

(3) 県は、備蓄物資の状況等踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難である場合には国（物資関係省庁）又は国の原子力災害対策本部に物資の調達を要請するものとする。

(4) 県は、被災市町村における備蓄物資等が不足する等緊急事態応急対策を的確に行うことが困難であると認める等、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。

(5) 県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定公共機関又は指定地方公共機関のうち運送事業者及び運送事業者団体に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。

なお、県は、指定公共機関又は指定地方公共機関のうち運送事業者及び運送事業者団体が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。

第5節 治安の確保及び火災の予防

県は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む）における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立退きの指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

第6節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

- (1) 国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するものとする。
- (2) 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果により、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県等に検査計画の策定・検査の実施を指示・要請するものとされている。国は、当該検査の結果を取りまとめ、その結果に基づき、O I Lの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について都道府県等に指示するものとされている。
- (3) 県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。また、県は、国の指示及び要請に基づき、飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限及び出荷制限を実施するものとする。

第7節 緊急輸送活動

1. 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位及び範囲

県は、緊急事態応急対策実施区域を含む市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、下表の順位を原則として調整するものとする。

表3－2 緊急輸送の順位及び範囲

緊急輸送の順位		緊急輸送の範囲
第1順位	・人命救助、救急活動に必要な輸送	・救助、救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ・傷病者
第2順位	・避難者の輸送（緊急性の高い区域からの優先的な避難） ・災害状況の把握、進展予測のための専門家、資機材の輸送	・避難者 ・緊急事態応急対策要員（国の原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員）及び資機材
第3順位	・緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送	・緊急事態応急対策要員（第2順位を除く国の原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、情報通信要員）及び資機材

第4順位	・住民の生活を確保するために必要な物資の輸送	・コンクリート屋内退避施設、避難所を維持管理するために必要な人員、資機材、食糧、飲料水等生活に必要な物資
第5順位	・その他緊急事態応急対策のために必要な輸送	

(2) 緊急輸送体制の確立

- ① 県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。なお、避難者の輸送に当たっては、自家用車、バス等準備車両による避難を中心とするが、補完手段として鉄道、船舶、航空機、ヘリコプター等を確保し、輸送手段の複層化を図る。県は、これら輸送手段の特性、種別、数量等を総合的に判断し、輸送手段の配分を決定する。
- ② 県は、人員、車両等の調達に関して、関係機関のほか、輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じて、周辺市町村や周辺県に支援を要請するものとする。このうち、バスの調達に関して、県バス協会である事業者には緊急輸送の協力要請を行い、必要な台数のバスを確保するものとし、県内でバスの必要台数が確保できない場合は、中国4県のバス協会である事業者には協力を要請し、必要な台数のバスを確保するものとする。この際、島根県と事前に調整の上で行うものとする。
- また、中国地方のバス協会である事業者から輸送手段を確保できない場合は、関西広域連合に対し協力を要請し、必要な輸送能力を確保するものとする。

表3-3 緊急輸送にかかる応援機関

輸送手段	応援機関・応援手段	備考
陸路（鉄道）	西日本旅客鉄道	- 中国運輸局鳥取運輸支局（本庁舎）を通じて、輸送力確保のあっせん依頼 「災害発生時等の物資の輸送、保管等に関する協定書」に基づき、県トラック協会に応援要請 「原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」に基づき、中国地方5県バス協会に協力を要請
陸路（トラック）	日本通運、日ノ丸西濃運輸、県トラック協会、自衛隊	
陸路（バス）	日ノ丸自動車、日本交通、中国地方5県バス協会、自衛隊	「バスによる災害時における緊急輸送に関する協定」に基づき要請
	関西広域連合内の各府県バス協会	
陸路（福祉車両）	中国地方5県タクシー協会、鳥取県社会福祉施設経営者協議会、鳥取県老人福祉施設協議会、鳥取県老人保健施設協会、自衛隊、中国電力株式会社	「原子力災害時等における福祉タクシーによる緊急輸送等に関する協定」に基づき、中国地方5県タクシー協会に協力を要請 「島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定」に基づき、中国電力（株）に協力を要請
海路（船舶）	公共的団体等の所有船舶	中国運輸局鳥取運輸支局（境庁舎）に対するあっせん又は調整の要請
	海上保安部・海上保安署所属巡視船艇	

	海上自衛隊所属艦艇	
空路（航空機）	自衛隊所属航空機 第八管区海上保安本部航空機 地方公共団体のヘリコプター 緊急消防援助隊のヘリコプター	

③ 県は、避難者の輸送に当たり、避難エリア内の人口や要支援者数等を速やかに抽出し、迅速かつ適切な避難を実施するための避難オペレーション支援システムを整備・運用するものとする。

④ 県は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

2. 緊急輸送のための交通確保

(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針

県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して道路渋滞把握対策、交通誘導対策、交通広報対策、交通規制対策を行うものとする。交通規制対策の実施に当たっては、主要交差点における交通誘導、信号機操作等により、緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。

また、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動のための先導等に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に配慮するよう努めるものとする。

なお、島根県の避難住民が県内を通過する場合は、必要に応じて、交通誘導等を行い、県内の通過が円滑に行われるよう努めるものとする。

(2) 交通の確保

県警察は、現地の警察職員、関係機関等からの情報に加え、道路監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとし、交通障害の発生時には、緊急輸送のための交通を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行うものとする。また、交通規制を行うため、必要に応じて、県警備業協会との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

なお、県警察は、交通規制に当たっては、原子力災害合同対策協議会において道路管理者と相互に密接な連絡をとり、広域における交通の確保を図るものとする。海上保安庁は、海上に警戒区域が設定された場合、通行船舶に対し航行制限及び航泊禁止等の措置を講ずるものとする。

(3) 運転手等の安全確保

県は、避難業務に従事する者の安全を確認し、運送事業者には避難者の輸送を要請するものとする。輸送に当たっては、国等と協力し運送事業者等から派遣された運転手等の被ばく管理や資機材等の提供など運転手等の安全に配慮するものとする。

このため、県は運送事業者が運転手等の被ばく管理するために必要な個人線量計、マスク、防護服等を整備するとともに、緊急時における当該資機材の受け渡し方法及び連絡手段等の確保等について検討し、併せて避難業務に従事する者等に対する研修を実施するものとする。

第8節 避難経路の確保

1. 避難の円滑化

県は、県警察及び道路管理者と連携し、避難経路上において円滑な避難を阻害する要

因を早期に排除するとともに、主要交差点等の交通要所における交通誘導、信号機操作等により、避難の円滑化に努めるものとする。この際、道路監視カメラ等の情報により交通状況を把握するとともに、必要に応じて、道路情報板による案内、道路監視カメラ情報の提供等を行い、避難者に対し避難経路に関する情報の周知を行うものとする。

2. 避難経路の確保体制

県は、避難の円滑化、道路等の復旧、除雪等について関係機関と緊密に連携するものとする。

また、広域迂回等については、道路管理者、関係府県警察と調整するとともに、国に実施について協力を要請するものとする。

3. 自然災害等により道路等が通行不能な場合の復旧

県は、避難計画で避難経路としてあらかじめ定めた県が管理する道路が、自然災害等により使用出来ない場合は、代替経路を設定するとともに復旧作業を実施するものとする。

また、県が管理する道路以外の道路については、県と緊密な連携の下、道路管理者が被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を要請し、早期の交通確保等に努めるものとする。

さらに、県は、避難経路上において被災状況により早期に応急架橋が必要な場合は、自衛隊と連携し、応急復旧を図るものとする。

4. 降雪時の避難経路の確保

県は、県が管理する道路について冬季の円滑な道路交通を確保するため、除雪計画を定め、これに基づき、降雪時において除雪（集中除雪）、広域迂回等を行う除雪体制を早期に構築し、迅速かつ適切な雪寒対策の実施に努めるものとする。

また、県が管理する道路以外の道路については、県と緊密な連携の下、道路管理者の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努めるものとする。

5. 事故車両や放置車両等の発生により通行不能な場合の対応

県は、避難計画で避難経路としてあらかじめ定めた県が管理する道路が、事故車両や放置車両等の発生により通行出来ない場合は、代替経路を設定するとともに、県警察と連携して車両の撤去作業を実施し、避難経路を確保するものとする。

また、県が管理する道路以外の道路については、県と県警察及び道路管理者が緊密な連携の下、車両の撤去作業を実施し、早期の交通確保等に努めるものとする。

なお、車両の移動等について、状況に応じて災対法第76条等の適用についても検討を行う。

第9節 救助・救急、消火及び医療活動

1. 救助・救急及び消火活動

(1) 県は、市町村及び当該市町村を管轄する消防局の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じて他都道府県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保する等の措置を講ずるものとする。

(2) 県は、市町村及び当該市町村を管轄する消防局から救助・救急及び消火活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内他市町村、県内他消防局、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。

この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

- (3) 県は、市町村及び当該市町村を管轄する消防局から応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町村及び消防局に連絡するものとする。

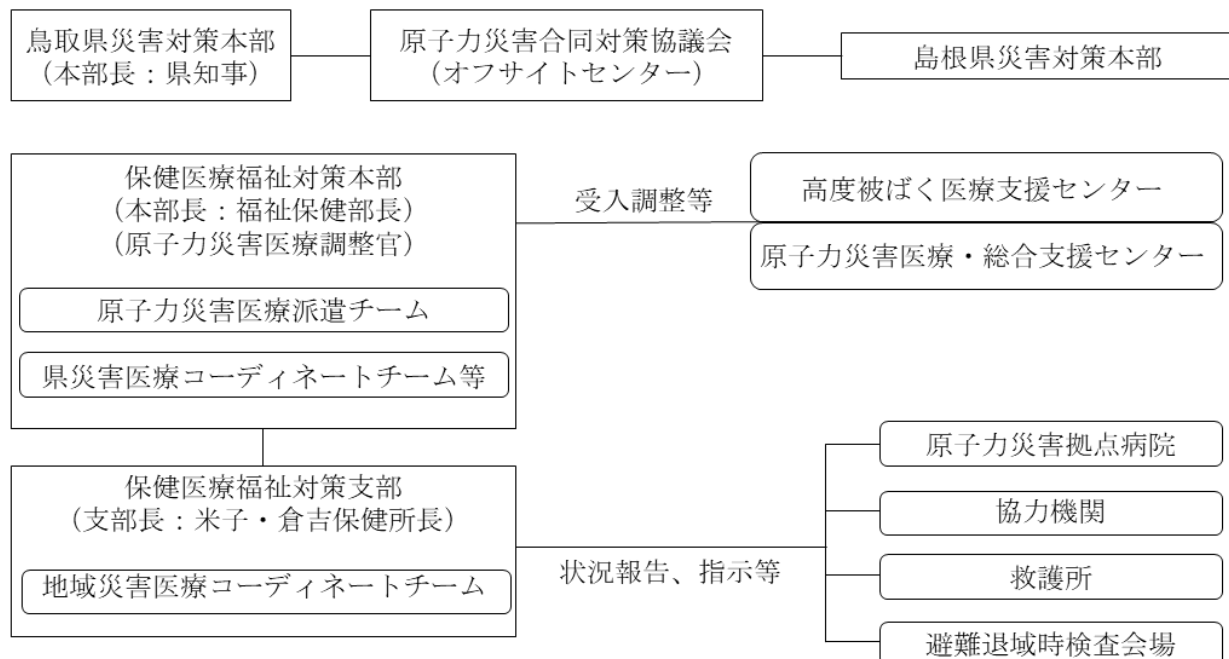
なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- ① 救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間
- ② 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ③ 関係周辺市町への進入経路及び集結（待機）場所

2. 医療活動等

- (1) 県は、被災地の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、原子力災害拠点病院を中心として医療活動を行うものとする。その際、災害拠点病院やDMA T等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。
- (2) 県は、国、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター及び原子力災害医療協力機関等の診療状況等の情報を原子力災害医療に係る情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。
- (3) 県は、必要に応じて、国の原子力災害現地対策本部又は原子力災害医療・総合支援センター（広島大学）に対し、原子力災害医療派遣チーム等の派遣について要請するものとする。
- (4) 県は、原子力災害医療・総合支援センターの協力の下で、国の原子力災害現地対策本部と、県内又は近隣都道府県からの原子力災害医療派遣チーム等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（原子力災害拠点病院、救護所、広域搬送拠点等）の確保を図るものとする。
- (5) 県は、保健医療福祉対策本部において、原子力災害医療全般を統括する原子力災害医療調整官を配置するとともに、関係医療機関等との密接な連携を図りつつ総合的な判断と統一された見解に基づき、医療活動等を実施するものとする。

図 3-13 原子力災害医療体制図



また、県は、必要と認められる場合は、国立病院、国立大学病院、県立病院等医療機関及び医師会等医療関係団体に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員

- の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。
- (6) 県等は、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学研究所、国立病院及び国立大学病院を中心に、各医療機関から派遣された医療関係者等からなる原子力災害医療に係る医療チームの指導を受ける等により、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じて治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避施設、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。
- また、県等は、国の原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。以下「被ばく傷病者等」という）の医療機関や救急組織への搬送・受入を支援するものとする。
- (7) 県は、国から安定ヨウ素剤の服用指示があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。原子力災害対策指針を参考に、安定ヨウ素剤の配布及び服用は、医師や薬剤師が関与する体制で行うよう努めるが、時間的制約等のため難しい場合は、状況に応じて適切な方法により行うものとする。
- (8) 県は、避難経路上に避難退域時検査会場を設置し、避難者を避難所に受け入れるまでの間に、避難退域時検査及び必要に応じて簡易除染を行う。また、避難退域時検査会場を通過しなかった避難者については、避難先地域内に設置する予備会場で避難退域時検査を行う。
- (9) 県は、避難退域時検査の結果等、内部被ばくの可能性がある場合には、甲状腺モニタやホールボディカウンタによる詳細な内部被ばく線量推定のための計測を行うものとする。また、必要に応じて移動式ホールボディカウンタ車を臨時に設置し、計測を行うものとする。
- (10) 県は、自ら必要と認める場合又は関係周辺市町等から汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等の高度被ばく医療センター及び原子力災害医療・総合支援センターへの搬送について要請があった場合は、消防庁に対し、搬送手段の優先的確保等の特段の配慮を要請するものとする。

第10節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また住民等から問い合わせ、要望、意見等が数多く寄せられることから、これらに適切に対応できる体制を整備する。

なお、広報活動の際には、外国人、高齢者、障がい者等にもわかりやすい「やさしい日本語」の使用や外国語への自動翻訳を前提とした表現を使用するとともに、音声読み上げ機能による視覚障がい者等への情報伝達を行うとともに、チラシ又は掲示物等を作成する際にはイラストを使用したり文字の大きさを工夫したりするなど、情報が的確に伝わるよう配慮するものとする。

また、速報性を有しない避難生活関連情報等の提供については、新聞による広報等を実施するものとする。

1. 住民等への情報伝達活動

- (1) 県は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられない等の原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。
- (2) 県は、住民等への情報提供に当たっては国及び市町村と連携し、情報の一元化を図

るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

- (3) 県は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報等）、安否情報、医療機関等の情報、飲食物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。

なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

- (4) 県は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について国の原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体、原子力事業者等と相互に連絡を取り合うものとする。

- (5) 県は、原子力防災アプリ等によって、避難所や避難経路等の情報を迅速かつ定期的に発信し、避難者の適切な避難行動等につながるよう情報伝達に努めるものとする。特に避難経路の交通状況については速報性が求められるため、県警察や道路管理者の協力も得ながら、各機関が所有する情報伝達ツールを活用して、迅速かつ確実に避難者へ情報が伝達できるよう努めるものとする。

- (6) 県は、情報伝達に当たって、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者の生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行う等、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

図 3-14 住民に対する広報及び情報伝達系統図

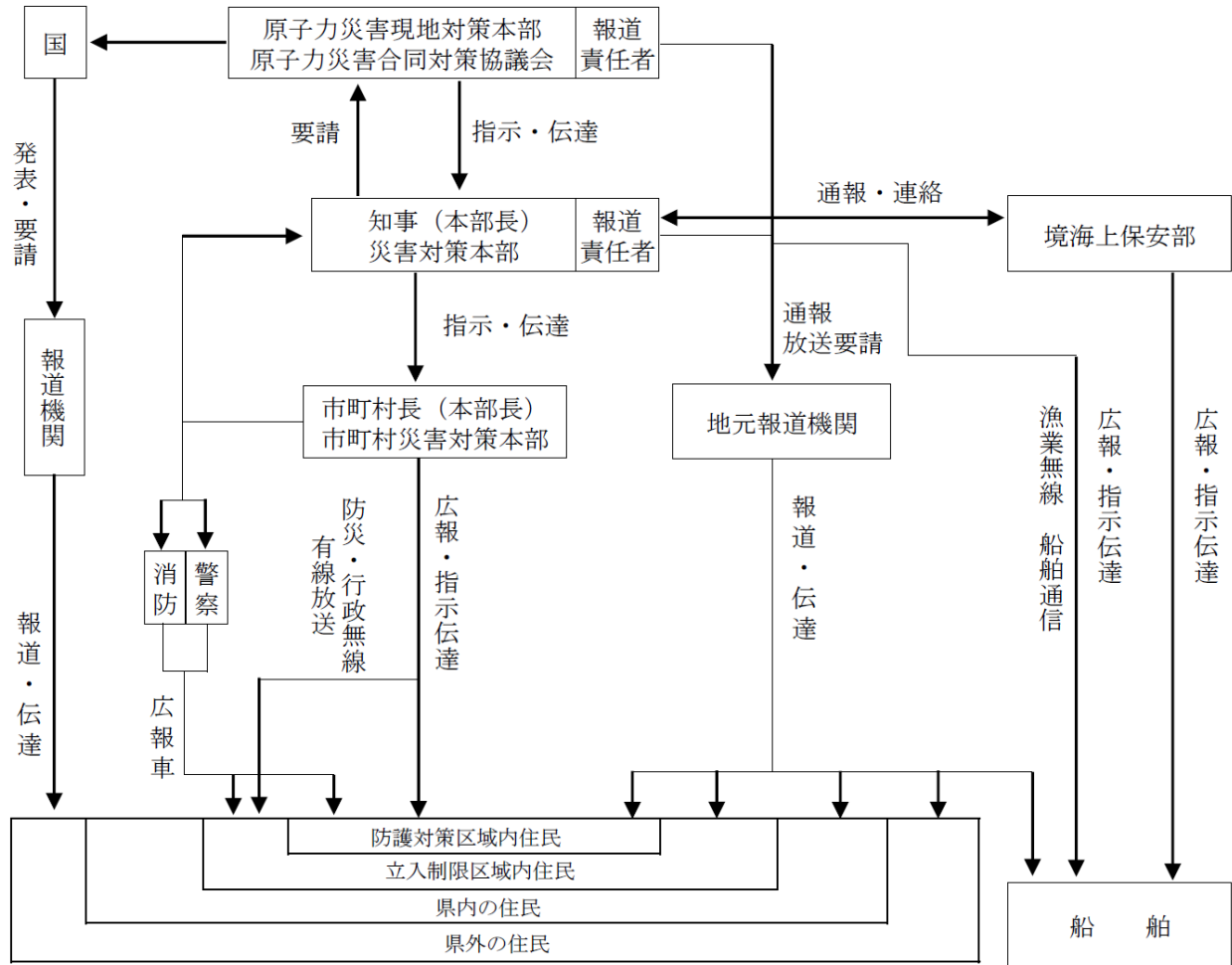


表 3－4 住民に対する広報時期及び広報事項

広報時期	広報事項
トラブル発生時、警戒事態発生時、施設敷地緊急事態発生時、全面緊急事態発生時（上記に加え、放射性物質の放出、避難等の防護措置の実施の指示等、状況に変化があった場合に、必要に応じて広報を実施）	・プラントの状況（今後の見込み） ・放射性物質の放出の有無 ・身体・環境等への影響（モニタリング結果） ・住民の方がとるべき行動 （警戒事態発生時：特別な対応は必要ないこと） （施設敷地緊急事態発生時：屋内退避の準備） （全面緊急事態発生時以降：屋内退避の実施、避難準備、避難、安定ヨウ素剤の服用、避難退域時検査等の実施、飲食物の摂取制限等）
避難生活段階、復帰段階、生活支援段階	・プラントの状況（今後の見込み） ・環境への影響（モニタリング結果） ・被災者に対する生活支援（物資供給、ライフラインの状況等）に関すること ・原子力災害医療に関すること ・飲食物の摂取制限 ・各種相談窓口（住宅、生活資金、教育等）の情報

ただし、新たな伝達情報がない場合であっても、住民を不安にさせないよう定期的（概ね3時間ごと）な広報に努めるものとする。

表 3－5 広報事項における役割分担

オフサイトセンター	・緊急事態の発生に係る事項、防災対策の重要事項について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて県外の住民も含めて広範囲に広報する。
県	・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、地元報道機関、インターネット、原子力防災アプリ等を通じて県民に広報する。 ・オフサイトセンター所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市町村に広報を依頼する。
市町村	・緊急事態、災害の概要、市町村が実施する防災活動の内容、住民のとりべき措置、注意事項について、サイレン、防災行政無線、広報車等を通じて住民に広報する。 ・オフサイトセンター所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。

表 3－6 報道機関への広報事項

事象	広報事項
トラブル状況（異常情報・事故情報）、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の発生時	・施設の概要 ・事故の発生時刻と概要 ・事故等の状況（発生日時、場所、概要、経過、今後の見通し）と今後の予測 ・環境への影響（モニタリング結果） ・原子力発電所における対応状況 ・傷病者の発生状況 ・県の対応状況（立入調査又は現地確認、本部体制、本部会議の開催等） ・住民への周知事項（とるべき行動等） ・避難対象区域及び屋内退避区域
避難生活段階、復帰段階、生活支援段階情報	・プラントの状況（今後の見込み） ・事故等の状況（発生からの経過、今後の見通し） ・環境への影響（モニタリング結果） ・傷病者の状況等 ・県、市等の対応状況（本部体制等） ・避難所の設置状況及び避難者数 ・被災者に対する生活支援（物資供給、ライフラインの状況等）に関すること ・原子力災害医療に関すること

2. 住民等からの問い合わせに対する対応

- (1) 県は、国、市町村及び関係機関等と連携し、必要に応じて、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を機動的に拡充するものとする。
- (2) 県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、消防機関、県警察本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第11節 自発的支援の受け入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、県及び国、関係団体は、適切に対応するものとする。

1. ボランティアの受け入れ等

県及び国、関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受け入れに際しては、被ばくに留意し、老人介護や外国

人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2. 国民等からの義援物資、義援金の受け入れ

(1) 義援物資、義援金の受け入れの基本方針

県は、個人からの義援物資は原則として受け入れず、個人に対しては、義援金での支援をお願いするものとする。

(2) 義援物資の受け入れ

被災した県は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、市町村が受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を国の原子力災害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じて義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分に配慮した方法とするよう努めるものとする。

(3) 義援金の受け入れ

義援金の使用については、県が義援金収集体と配分委員会を組織し、市町村とも十分協議の上、定めるものとする。その際、配分方法を工夫する等して、出来る限り迅速な配分に努めるものとされている。

第12節 行政機関の業務継続に係る措置

- (1) 県は、県の庁舎等の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知するものとする。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては児童生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。
- (2) この場合において、県は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。
- (3) 県は、緊急事態応急対策実施区域を含む市町村の区域内の一部が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれ、かつ当該市町村の庁舎等が当該地域に所在する場合、当該市町村が当該指示等を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。なお、境港市役所の機能移転について、県の庁舎で当初の受け入れを行うこととする。

第13節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故について、防災関係機関は次により対応するものとする。

- (1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じ、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- (2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

- (3) 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。
- (4) 県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示、又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第4章 複合災害対策

第1節 基本方針

本章は、複合災害時の体制及び災害応急対策について定めるものである。

複合災害時における防護措置は、人命の安全確保を最優先とし、第3章の防護措置を基本とし、避難経路、避難手段、避難先等への影響を考慮した防護措置を複合的な事態に対応しつつ迅速かつ同時並行的に行う。

第2節 複合災害に備えた体制の整備

1. 災害対策本部の体制

県は、複合災害においては、状況が流動的であることから、あらかじめ定めた避難計画を基礎として、状況に応じた対応をするとともに、原子力災害と自然災害の発生を想定し、両災害に共通する情報収集、意志決定、指示・調整について一元化を図り、迅速かつ的確な対応を行う。

2. 応急体制の整備

県は、国と連携し、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

また、災害発生に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じる等、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

3. 緊急時モニタリング体制の整備

県は、自然災害等による道路等の被災、固定観測局や資機材等の被災及び要員の不足等に備えて、耐震性が確保された固定観測局の整備や電源及び通信の強化、可搬型モニタリングポストの設置等の代替手段の検討や活動体制等の整備に努めるものとする。

また、緊急時モニタリングに支障がないよう、欠測が発生した場合を想定した固定観測局への可搬型モニタリングポストの設置やモニタリングポストの非常用発電機への燃料補給等の訓練を平素から行い、実効性の確保に努めるものとする。

4. 複合災害を想定した訓練

県は、複合災害を想定した訓練を行い、関係機関間の連携強化と結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しを行うものとする。

第3節 屋内退避、避難等の防護措置の実施

1. 屋内退避、避難等の対応方針

(1) 自然災害と原子力災害との複合災害時を想定した屋内退避・避難の基本的な考え方

複合災害が発生した場合においては人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、放射線防護の原則に基づき、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動等をとることを基本とする。

具体的には、避難が必要となった場合であっても、大雪・台風等により気象庁（鳥取地方気象台）から警報等が発表され、外出することで命に危険が及ぶような場合に

は、無理に避難せず、安全が確保されるまでは屋内退避を優先する。その後、天候の回復等により安全の確保ができた場合は避難を実施する。

この基本的な考え方は、平素から住民等に対する普及と啓発を継続的に行うことはもとより、災害が発生した場合においても、原子力防災アプリ、あんしんトリピーナビ、ホームページ、テレビ、ラジオ等により、優先すべき行動等の周知を図ることとする。

(2) 初期対応段階での避難等の検討

複合災害時には、屋内退避、避難等に時間を要するなど、避難の困難性が増すことが予想されるため、県は、関係周辺市町と連携して、防護措置について先行的な検討を行うものとする。

また、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、災対法に基づき、県、関係周辺市町の独自の判断で避難指示を発出するものとする。その際には、国と緊密な連携を行うものとする。

(3) 被災状況に応じた屋内退避、避難等の検討

避難、屋内退避等の防護措置は、第3章第4節を基本とした上で、複合災害時ににおける道路や避難施設等の被災状況に応じて、屋内退避、避難等を検討するものとする。

(4) 複合災害により屋内退避等ができない場合の考え方

① 地震との複合災害の場合

地震により家屋の倒壊、相次ぐ余震の発生等により家屋による屋内退避が困難な場合には、コンクリート屋内退避施設、関係周辺市町の近隣の指定避難所等にて、まずは屋内退避を実施するものとする。その上で、仮に、近隣の避難所に収容できない場合には、地震による影響がない避難所を、UPZ内外を含め選定し、避難させるなど、状況に応じ柔軟に対応するものとする。

なお、避難及び屋内退避に当たっては、避難経路の閉塞、地震火災の発生等にも留意し、避難経路の選定、避難誘導等を行うものとする。

② 地震火災との複合災害の場合

地震火災により建物内に留まることが危険な状態となり、屋内退避が困難になった場合には、延焼の可能性がある建物から避難する必要があるため、指定緊急避難場所として指定されている学校のグラウンドや公園等に避難するものとする。

その後、消火活動等により火災に対する安全が確保された後に、地域の放射線量や避難手段確保状況等を踏まえつつ、計画上の避難先への避難や一時移転を実施するものとする。

③ 津波との複合災害の場合

津波警報等の発表により避難指示が発出されている場合には、津波による人命へのリスクを回避するため、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難するものとする。

その後、当該津波避難指示の解除等津波に対する安全が確保された後に、地域の放射線量や避難手段確保状況等を踏まえつつ、計画上の避難先への避難や一時移転を実施するものとする。

④ 大雪・台風等との複合災害の場合

大雪・台風等により人命へのリスクが極めて高い場合には、自宅等の安全が確保できる場所で屋内退避するものとし、原子力災害に対する避難行動よりも大雪・台風等に対する避難行動を優先するものとする。

その後、天候の回復等により大雪・台風等に対する安全が確保された後に、地域の放射線量や避難手段確保状況等を踏まえつつ、計画上の避難先への避難や一時移転を実施するものとする。

2. 避難誘導時の配慮

(1) 危険箇所の情報提供

県は、住民等の避難誘導に当たっては、関係周辺市町及び受入市町村と協力し、複合災害時の建築物、ブロック塀等の倒壊や道路の冠水等による事故等の危険性について、十分注意するよう、周辺住民、自主防災組織、消防機関及び県警察への情報の提供に努めるものとする。

(2) 関係機関等の協力

県は、関係周辺市町が行う要配慮者及び一時滞在者の避難誘導に際しては、周辺住民、自主防災組織、消防機関及び県警察等の協力を得ながら、避難等が確実に行われるよう配慮するものとする。

3. 広域避難体制

(1) 避難所等の被害状況把握

県は、複合災害時に避難所等の被害が想定されるときは、関係周辺市町を通じて、その状況を迅速に把握するものとする。

(2) 避難先の多重確保

県は、事前に定めた避難先が自然災害により避難者の受け入れをできない場合、県内の予備の避難先において受け入れの調整を行うものとする。

また、県内の予備の避難先で受け入れができない場合は、災害等発生時の広域支援に関する協定等を締結している県外自治体と調整の上、避難先を決定する。

(3) 避難経路

避難経路については、あらかじめ計画した避難経路を通ることとするが、道路の被災状況に応じて対応するものとし、必要に応じて道路啓開の実施や代替経路の設定、陸路以外での避難などの対応を検討するものとする。その際、国の支援が必要であると判断した場合には、国の原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。

(4) 避難先での地域コミュニティの維持

県は、避難先について、地域コミュニティの維持に着目し、努めて同一地区を同一地域内にまとめて指定するよう関係周辺市町に助言するものとする。

(5) 避難等の長期化による物資の確保等

県は、関係周辺市町及びその他防災関係機関と協力し、退避・避難の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、家庭動物（ペット）のためのスペースの確保について対策を実施する。

(6) 避難所における情報提供

県は、関係周辺市町と協力し、避難所等において情報を的確に住民に伝達するものとする。

(7) 応急仮設住宅の供給

県は、関係周辺市町と協力し、災害のため、住家が全焼、全壊、流失、又は住家に直接被害がなくても長期にわたり自らの住家に居住できない場合で、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅を供給する。

第4節 屋内退避時における物資の備蓄・供給体制

県は、複合災害時においては、人命の安全確保を最優先に、差し迫った危険に対する避難等を優先して実施するものとし、避難等が適切に行えるよう、県はあらかじめ物資等の備蓄を行うとともに、屋内退避中に物資が枯渇する場合に備え、物資の備蓄・供給体制を整備する。

なお、万が一原子力災害による屋内退避中に、物資の枯渇によりその継続が困難となった場合には、人命の安全確保を最優先とする観点から、その区域における放射線量等を考慮しつつ、近隣の安全が確保できる場所やあらかじめ定められている避難先へ速や

かに移動し避難することとする。

第5節 緊急輸送活動体制の確立

1. 代替輸送道路の確保

県は、複合災害時の道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定されるときは、関係周辺市町、受入市町村、県警察、道路管理者、指定地方行政機関等と協力し、道路の通行状況等について迅速に情報を収集するとともに、必要に応じて迂回路の設定、避難経路の変更、道路啓開等を行う。

2. 車両等の確保等

県は、関係周辺市町、受入市町村及びその他防災関係機関と協力し、状況の進展に備えて即時に対応できるよう、車両等を確保・待機させるなどの対応を行うものとする。

3. 代替輸送手段の調整

県は、災害の状況を勘案し、海上輸送やヘリコプター輸送等も含めた輸送手段の調整を行うものとする。

第6節 救助・救急、消火及び医療活動

1. 原子力災害医療活動

県は、関係周辺市町、消防機関、県警察等と連携し、複合災害時の救助・救急、消火活動により、要員や資機材が不足する場合は、広域的な応援を要請するとともに、必要に応じて国に対し広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置を要請するものとする。

県及び被災地の医療機関は、原子力災害拠点病院を中心として医療活動を行うものとする。その際、災害拠点病院やDMA T等が行う災害医療活動等と緊密に連携する。

また、県及び原子力災害拠点病院は、状況に応じて、原子力災害医療派遣チーム等の派遣を要請するものとする。

2. 安定ヨウ素剤

県は、複合災害時の道路や搬送手段の被災状況を勘案し、安定ヨウ素剤の搬送計画を作成する。

第7節 住民等への的確な情報伝達活動

1. 原子力発電所情報の定期的な広報

県は、国、関係周辺市町と連携し、複合災害時の初動期においては、原子力発電所に異常がない場合でも、その旨を定期的に広報するものとする。

2. 情報伝達手段の確保

県は、防災行政無線、広報車、原子力防災アプリ、ホームページ、ソーシャルメディア（SNS）、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送等といった情報伝達手段それぞれの特性及び耐災害性を把握し、複合災害時に特定の情報伝達手段の機能喪失が想定されるときは、必要に応じて代替手段を選択し、確実に情報が伝達できるよう努めるものとする。

3. 広域的な情報提供

県は、事故の影響が広域的に及ぶときには、必要に応じて、事故の状況等について、県内全市町村、中国地方知事会構成県、関西広域連合に速やかに連絡するものとする。

第5章 感染症流行下における対策

第1節 基本方針

新型コロナウイルスのような感染症の流行下またはこれを超えるような感染症の蔓延時における原子力災害については、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。このため、第3章の防護措置を基本としつつ、自然災害とパンデミックが重なった場合を想定し、情報収集、意思決定、指示・調整を一元化し、各対策を可能な限り両立させ、感染症流行下における原子力災害対策に万全を期するものとする。

なお、感染症はウイルスの種類、変異等により感染特性が異なることから、国による国内症例の評価・分析結果や国の基本的対処方針などに基づき、県は、市町村と連携して適切に対応するものとする。

第2節 感染症流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方

1. 全般

当時の状況と当該時点における国の原子力災害対策本部の決定事項並びに国及び県の感染症防止対策に則して対応することを基本とし、「防護措置」と「感染症対策」を可能な限り両立させ、感染症拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行うものとする。

感染症下における防護措置の実施に際しては、感染症の拡大防止のため、複合リスク・ガバナンスとして専門家の助言、保健所との連携等、専門家間のコミュニケーションを確保するものとする。

2. 基本的考え方

- (1) 人命の安全確保を最優先とし、感染症対策と放射線防護を判断するものとする。この際、感染症の重症化に留意するものとする。
- (2) 感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行うものとする。
- (3) 全面緊急事態に至った後は、放射性物質による被ばくを避けるため、放射性物質の放出に関する情報が得られない場合においても換気を行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うように努めるものとする。
- (4) 自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合は、あらかじめ準備をしているUPZ外の避難先へ避難するものとする。
- (5) UPZ外の避難先へ避難する場合は、密閉・密集・密接（以下「3つの密」という）を避けて避難することとするが、人命の安全確保を最優先とする場合は、一時的に定員を超えることも検討するものとする。
- (6) 放射性物質の放出情報は、感染症対策の観点から行う換気の安全的実施に影響するため、関係機関への連絡及び住民への周知を確実に行うものとする。
- (7) 各種防護措置の実施においては、ドライブスルー方式を用いる等可能な限り接触することなく対応できるよう努めるものとする。
- (8) 避難所における感染症防止対策は、基本的に自然災害の場合と原子力災害の場合と

で異なることはなく、関係機関とともに連携して取り組むものとする。

第3節 感染症流行下における体制の整備

1. 感染症対策

各種防護措置において、感染症の流行下における原子力災害の発生も想定し感染症対策について検討し、訓練等において検証しておくものとする。

また、マスクの着用、手指洗浄（消毒）等の行為や消毒液、間仕切りの設置等について、共通となる基準をもって、現場で混乱の生じないように留意するものとする。

さらに、不特定多数の者が触れる共用部分には、消毒液等を適切に配置するものとする。

2. 感染症流行下における安定ヨウ素剤の事前配布

感染症流行下での安定ヨウ素剤の事前配布に当たっては、感染回避のため、時限的・特例的な対応として、原子力災害対策指針および「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の範囲内で、以下の対策を推進するものとする。

- (1) 安定ヨウ素剤の効能・効果を考慮し、事前配布対象者は40歳未満の住民、妊婦、授乳婦、および育児希望の女性に限定するよう努めるものとする。
- (2) 感染拡大防止の観点から、安定ヨウ素剤の事前配布に係る事務を対面で行う場合には、マスクの着用、手指洗浄（消毒）、換気等の感染症対策を実践するものとする。
- (3) 対応を遠隔でも実施できる手法などを検討するものとする。

3. 避難車両の確保

県は、感染の疑いのある者とそれ以外の者が、それぞれ混在して乗車しないよう可能な限り分けること、及び車内の3つの密を避けるため避難車両の追加の確保を行うものとする。

4. 避難所の確保

県は、避難所での3つの密を避けるため、避難先自治体との調整、予備避難所及び県有施設の活用により複数の避難所を確保する。また、住民に分散避難についても周知するものとする。さらに避難所の確保が必要な場合は、広域避難に係る応援協定締結先及び国に対して必要な避難所の確保を依頼するものとする。

また、県は、必要に応じて避難先自治体と協議し、特定の避難者（感染の疑いのある者、宿泊療養している軽症者や無症状者等）の専用の避難所及びホテル旅館等の避難所を検討するものとする。

5. 感染症流行下における訓練

県は、感染症流行下を想定した訓練を行うものとする。なお、感染症流行下での訓練については、原子力災害時の避難における感染症防止対策の検証だけでなく、参加者の感染防止にも留意するものとする。

このため、感染症の拡大防止の観点から基本的事項を重視した訓練項目を精選し、対処能力の練度の維持を目的とした基本的訓練を主体に行うものとする。

6. 感染症流行下での避難に必要な物品の備蓄

原子力災害時における避難については、広域的な避難及び多数者避難となることから、防護資機材の需要が急激に増加し、調達が困難になることが予想されるため、県は、感染症下の原子力災害時において被ばくの可能性のある環境下で緊急事態応急対策に従事する者や避難所において必要となりかつ調達が困難になると想定される資機材を

適切に備蓄するものとする。

なお、感染症対策の資機材については、感染症下において避難所に緊急配備できるようにしておくものとする。

第4節 感染者等対応の基本的考え方

1. 感染者の対応

(1) 入院している感染者

病院に入院している感染者については、病院で行われる防護措置により対応されるものとする。

(2) 宿泊療養又は在宅療養している軽症者や無症状者

宿泊療養又は在宅療養している軽症者や無症状者については、自家用車又は県の準備する車両にてU P Z外の宿泊療養施設等に避難することを優先し、やむを得ない場合は一般の避難所に設けた専用室に避難した後、対応可能な宿泊療養施設等に避難するものとする。

2. 濃厚接触者及び感染の疑いのある者の対応

濃厚接触者及び感染の疑いのある者については、自家用車による避難を優先するものとし、やむを得ず一般避難者と同じ避難バスに同乗する場合には、座席を空けるなど、可能な限り3つの密を避けるようにする。

また、避難所では一般避難者とは区画を分けるように努めるものとし、避難先地域に専用の避難所が設けられている場合は、専用の避難所に避難するものとする。

3. 健康確認の実施

避難実施のあらゆる段階で健康確認等を実施することにより、感染の疑いのある者とそれ以外の者を可能な限り分け、避難中及び避難先での感染防止を図るものとする。

4. 感染者等の避難に関する情報の共有

県は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、在宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

県及び市町村は、避難に際して感染者等に関する情報を適切に共有するものとする。

第5節 感染症流行下における防護措置

1. 共通

防護措置の実施に際しては、避難者等の感染防止のため3つの密を避けるとともに、被ばくの可能性のある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の感染症対策を徹底する。この際、非接触型及び短時間での対応に留意するものとする。

住民に対しては、安定ヨウ素剤の緊急配布、避難及び避難退域時検査の際に、事前の検温の実施、マスクの着用などの必要な感染症対策について事前に周知を行うものとする。

2. 屋内退避における対応

(1) 基本的考え方

屋内退避では3つの密を避けるとともに、放射性物質による被ばくを避けることを

優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないものとする。

(2) 医療機関や社会福祉施設等での屋内退避

医療機関や社会福祉施設等での屋内退避については、放射性物質が放出される事態に至るまでの、時間的な余裕が見込まれる場合は換気を行うこととし、県及び市は当該施設に対して換気に関する情報を迅速かつ的確に伝達するものとする。

(3) コンクリート屋内退避施設

コンクリート屋内退避施設については、避難指示等が発出される前から屋内退避者の救出を進め、UPZ外の避難所へ輸送するものとする。

(4) 避難所の追加確保

県は、追加の避難所、予備避難所及び県外の避難所について追加確保を行い、避難所等の変更を迅速かつ的確に住民に伝達するものとする。

(5) 分散避難

県は、UPZ外のホテルや旅館、親戚・知人宅等への分散避難についても検討し、必要な場合は住民に分散避難による屋内退避や避難について周知を行うものとする。

3. 一時集結所における対応

一時集結所においては、施設内での受付及び待機を基本とし、動線を分けるなど3つの密を避ける対策を行うものとする。

受付において、避難者を自己申告及び健康確認等により感染の疑いのある者とそれ以外の者とを可能な限り分けるものとする。

感染の疑いのある者については、避難車両に乗車するまでは、別部屋など物理的に隔離された方法で待機し、避難バス、可能ならば別に用意する避難車両で避難し、避難退域時検査会場で健康確認を行い、その結果に基づき対応するものとする。

4. 避難車両における対応

県は、乗務員及び同乗者の感染防止に留意する。避難では、窓を閉める等を行い、全面緊急事態に至った後は、原則換気を行わないものとする。ただし、国又は県等からの換気の指示が確認できた場合は、この限りではない。

感染の疑いのある者については、避難退域時検査会場まで避難し、そこでの健康確認の結果に基づき対応するものとする。

(1) 自家用車による避難

避難前に健康確認を実施し、避難に際してはマスクの着用及び手指消毒を実施するものとする。健康確認の結果、感染の疑いのある者がいる場合は同乗しないものとする。

(2) バスによる避難

県は、乗務員に対して個人用防護具を配布し、乗務員は着用するものとする。

乗務員は、車内での感染防止のため、避難者のマスク着用と手指消毒、乗車定員の制限、感染の疑いのある者の車内隔離を行うものとする。

放射性物質の放出情報が得られるまでは、換気を行わないものとする。

避難用のバス車両が十分に確保されている場合は、感染防止のための車内養生を行う。この場合、多くの時間と労力を必要とするので、実施に際しては状況をよく判断して適切に計画するものとする。

(3) その他補完的手段による避難

補完的手段の派出機関が別に定める対応によるものとし、この他バスによる避難を基準に対応するものとする。

5. 安定ヨウ素剤の緊急配布場所における対応

広い場所での配布や、配布に要する時間の短縮、避難者が避難車両から降車せずに受

け取ることが可能な配布方法（車両内配布やドライブスルー方式）により3つの密を避け、配布による接触機会を減らすことに留意するものとする。

6. 避難退域時検査会場における対応

県は、動線の分離、感染の疑いのある者の待機場所の設置及び3つの密対策の徹底並びに感染の疑いのある者の健康確認が出来る体制を整えるものとする。住民検査及び簡易除染については、バックグラウンド値等に留意しつつ、屋外での検査を基本とするものとする。

避難退域時検査会場では、避難退域時検査にあわせて健康確認等を行い、避難退域時検査済証と健康確認書（検温、健康状態の確認結果を記載）を発行するものとする。

感染の疑いのある者については、健康確認の結果、検査の必要があると認められた場合は、隔離された待機室で待機し、県が準備した専用車両で設置されている検査待機場所に移動するものとする。

7. 避難所における対応

県は避難所の感染症対策で必要となる資機材を緊急配備する。避難所における感染症防止対策については、基本的に、自然災害の場合と原子力災害の場合とで同一の対応をとるものとする。

第6節 被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の感染症対策

1. 感染症対策

被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者は、常に感染症の危険性があることに注意して、健康管理やマスク着用を徹底する等感染症対策を行い個人及び第三者への感染を防止するものとする。

2. 個人用防護具の備蓄

県は、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者が必要とする個人用防護具を見積り、配備計画を作成した上で備蓄するものとする。

第7節 住民等への的確な情報伝達活動

感染症流行下においては、避難等における感染防止に関する注意事項及び避難所の変更等に関する情報を迅速かつ的確に伝達するものとする。

- (1) 県及び市は、分散避難についても呼びかける。避難等の前に、検温等の健康確認やマスク着用等の注意事項をあらかじめ広報するものとする。
- (2) 県及び市は、放射性物質放出の情報を住民に迅速かつ的確に伝え、屋内退避や避難中の住民が換気のタイミングを間違わないようにするものとする。
- (3) 避難所等の変更情報を住民に迅速かつ的確に伝え、避難における混乱を防止するものとする。

第6章 武力攻撃事態等における対応

第1節 基本方針

原子力発電所に対するいかなる武力攻撃等も国連憲章、ジュネーブ諸条約第1追加議定書等の国際法及びIAEA憲章の違反である。

その上で、原子力発電所に対する武力攻撃等については、安全保障体制と事業者規制の両面から安全が確保されることになっている。

万が一原子力発電所への武力攻撃等（武力攻撃原子力災害）が発生した場合は、基本的には地域防災計画（原子力災害対策編）の定めと同様の措置を講ずるが、県は国民保護計画に基づき、関係機関と連携し、適切に対処する。この際、武力攻撃事態等が認定されるまでは地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、実状に応じた切れ目のない対応を行う。

第2節 武力攻撃事態等に係る対応

1. 平素からの備え

県は、関係機関と連携し、必要な情報を確保するとともに、実動組織と緊密な連絡をとりつつ、専門的知見に基づき、国民保護計画との整合について、不断の点検と必要な訓練を行う。

2. 武力攻撃事態等における対応

（1）弾道ミサイル及び航空攻撃への対応

県は、地域防災計画等により、原子力災害対策指針の考え方にに基づき対応するが、UPZで先に行われる屋内退避の一律的な対応ではなく、武力攻撃により県民に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響を低減するための防護措置を行うため、国と連携し、実状に応じた防護措置を行うものとする。

（2）武力攻撃事態前の対応

県は、災害対策本部を設置し、関係機関と連携し、必要な準備と対応を行う。

危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対応が必要になる場合等国の指示を待ついとまがない場合は、必要に応じて速やかに実状に応じた避難等の防護措置を指示する。

また、必要な場合は、国及び原子力事業者に対して、原子炉の運転停止を要請するものとする。

（3）武力攻撃事態等に係る対応

県は、武力攻撃事態等においては、国から国民保護対策本部設置の指定があった場合は、災害対策本部を速やかに県国民保護対策本部に移行し、円滑な対応を行う。

この際、関係機関と密接に連携し、武力攻撃に対する専門的知見に基づき、地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域住民避難計画を準用して迅速かつ的確な国民保護措置を行う。

その他モニタリング等の必要な措置を地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域住民避難計画の定め例により行う。

（4）住民等への情報提供

県は、住民等に対して国民保護措置に関する正確で、かつ、十分な情報を提供し、県民の不安と混乱を防止する。

3. 緊急処理事態における対応

武力攻撃事態等における対応に準じて行う。

4. 体制の確保等

県は武力攻撃事態等の認定までの間は、必要な場合、災害対策本部を設置し、災対法により対応するものとし、武力攻撃事態等が認定された場合は、県国民保護対策本部を速やかに設置し、切れ目なく必要な国民保護措置を行う。

この際、災害対策本部に自衛隊等の連絡官その他必要な隊員の派遣の要請を行う。

5. 訓練の実施

県は、関係機関と連携し国民保護訓練との有機的な連携に配慮した実践的訓練を実施するとともに、訓練後は事後評価を適切に行い、国民保護計画との整合性の確認及び避難計画等への反映を行う。

特に、状況不明下による初動において、事態のいかんにかかわらず、災害対策基本法による措置と国民保護法による措置がリンクできて、迅速かつ的確な対応を行うことができるよう、武力攻撃原子力災害への対処について、地域防災計画（原子力災害対策編）の定めと同様の措置を講ずることができるよう訓練するものとする。

第7章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

県は、市町村が避難区域等の設定の見直し及び解除等を行った場合には、その旨の報告を受けるものとする。

県は、警戒区域や避難指示区域等が引き続き指定される間は、県警察等関係機関と協議し、盗難防止対策、区域内の治安の確保等に努めるものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

県は、国、市町村、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第5節 各種制限措置等の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

県警察は、必要に応じて、実施した交通規則の解除を行うものとする。

第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の総括の下、関係省庁及び原子力事業者等と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。

なお、県は、環境放射線モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言等を踏まえ、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

第7節 災害地域住民に係る記録等の作成

1. 災害地域住民の記録

県は、市町村が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力するものとする。

2. 影響調査の実施

県は、必要に応じて農林水産業等の受けた影響について調査するものとする。

3. 災害対策措置状況の記録

県は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。

第8節 被災者等の生活再建等の支援

- (1) 県は、国及び市町村と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。
- (2) 県は、国及び市町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- (3) 県は、市町村と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。
- (4) 県は、避難を余儀なくされた住民や事業者、出荷制限等により生活に支障が生じた生産者などの被害者が行う原子力損害賠償請求について必要な支援を行う。

第9節 風評被害等の影響の軽減

県は、国及び市町村と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、それらの放射線測定による安全性評価や広報活動を行うものとする。

県は、国及び市町村と連携し、避難者に対する差別、偏見、いじめの発生防止の対策を行うものとする。

第10節 被災中小企業等に対する支援

県は、国、市町村と連携し、必要に応じて設備復旧資金、運転資金の貸付のほか、代替施設の紹介、復旧に向けた研究開発・販路開拓等に係る助成、地方税の軽減制度の創設や徴収緩和措置の適用等、きめ細やかな支援に努めるものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第 11 節 心身の健康相談体制の整備

県は、国と連携し、環境放射線モニタリングに加え、個人の被ばく線量の推定を行い、それらの結果に基づいて、適切な防護措置と除染措置を実施するものとする。また、健康状態を把握するための長期的な健康評価を検討するものとする。

県は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び関係周辺市町とともに、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

第 12 節 物価の監視

県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。

第 13 節 復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災した県、業界団体等に必要な働きかけを行う等、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

別紙 1 原子力災害時の災害対応体制の基準（島根原子力発電所）

種別	本部等の設置体制		配備の基準	配備要員	主な対応	オフサイトセンター等への派遣
	本部	支部				
注意体制	原子力安全対策課の職員及び関係課の職員	－	1．中国電力(株)から「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保に関する協定」第10条に基づいた連絡を受けたとき 2．島根県松江市で震度5弱又は5強の地震の発生 3．国又は中国電力(株)から情報収集事態の連絡があったとき	関係課(室)においてあらかじめ定められた職員	関係各課(室)においては、必要に応じ、次に掲げる対応を実施する。 ・関係各課(室)においては、環境放射線の監視体制を強化する ・関係各課(室)においては、警戒体制配備に対する準備を行うものとする。 ・安全協定第11条に基づく立入調査	【立入調査】 1．西部総合事務所の職員 2．原子力安全対策課の職員
警戒体制	鳥取県災害警戒本部 本部長：危機管理部長 副本部長：次長 事務局：原子力安全対策監、原子力安全対策課、危機対策・情報課、危機管理政策課、消防防災課及び別途危機管理部長が指示する応援職員	西部総合事務所 (環境建築局)、	1．中国電力(株)から「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保に関する協定」第10条に基づいた連絡を受け、危機管理部長が警戒体制をとる必要があると認めたとき 2．国又は中国電力(株)から警戒事態の連絡があったとき 3．島根県松江市で震度6弱以上の地震の発生 4．島根県松江市沿岸を含む津波予報区において大津波警報が発令	関係課(室)においてあらかじめ定められた職員	・県モニタリング本部の設置 ・安全協定第11条に基づく立入調査	【OFC派遣】 1．西部総合事務所の職員 2．危機管理部長の指示を受けた職員
非常体制 (1)	鳥取県災害対策本部 【事務局】 危機管理部の職員及び別途危機管理部長が指示する応援要員	鳥取県現地災害対策本部 鳥取県災害対策本部地方支部 【事務局】 マニユアルであらかじめ定められた職員	1．中国電力(株)から異常情報の通報を受け、知事が災害対策本部体制をとる必要があると認めたとき 2．国又は中国電力(株)から施設敷地緊急事態の連絡があったとき	関係課(室)においてあらかじめ定められた職員	・E M C の設置 ・原子力災害医療派遣チームの派遣要請 ・保健医療福祉対策本部の設置 ・各部(局)は防災活動に従事するものとし、直接関係のない職員にあっては、部(局)長の指示に従い、いつでも防災活動に従事できるよう待機するものとする。 ・安全協定第11条に基づく立入調査	【現地災害対策本部】 副知事は、現地災害対策本部長として西部総合事務所へ移動 【OFC】 1．政策統轄監は、現地事故対策連絡会議参加要員としてOFCに移動 2．消防防災課長（連絡調整要員） 3．西部総合事務所の職員であらかじめ定められた職員（連絡調整要員） 4．その他、あらかじめ定められた機能グループ要員等

非常体制 (2)			1．国又は中国電力(株)から全面緊急事態の連絡があったとき 2．内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき 3．知事が必要と認めたとき	全職員	県関係の全職員をもって防災活動に従事するものとする。 【国の対応】 原子力緊急事態宣言(原災法第15条) 原子力災害対策本部設置(東京) 本部長＝内閣総理大臣 【OFC】 原子力災害現地対策本部設置 本部長＝内閣府副大臣(又は政務官) 原子力災害合同対策協議会	【OFC】 1．政策統轄監は、原子力災害合同対策協議会に参加 2．消防防災課長(連絡調整要員) 3．その他、あらかじめ定められた機能グループ要員等
-------------	--	--	--	-----	--	---

別紙 2 原子力災害時の災害対応体制の基準（人形峠環境技術センター）

種別	本部等の設置体制		配備の基準	配備要員	主な対応	オフサイトセンター等への派遣
	本部	支部				
注意体制	原子力安全対策課の職員	－	1．人形峠環境技術センターから環境保全協定第9条に基づいた通報を受けたが、警戒体制又は非常体制配備の必要がないと危機管理部長が認めたとき 2．三朝町又は岡山県鏡野町で震度5弱又は5強の地震の発生 3．国又は人形峠環境技術センターから情報収集事態の連絡があったとき	関係課（室）においてあらかじめ定められた職員	関係各課（室）においては、必要に応じ、次に掲げる対応を実施する。 ・関係各課（室）においては、環境放射線の監視体制を強化する ・関係各課（室）においては、警戒体制配備に対する準備を行うものとする。 ・環境保全協定第10条に基づく現地確認	【現地確認】 原子力安全対策課の職員
警戒体制	鳥取県災害警戒本部 本部長：危機管理部長 副本部長：次長 事務局：原子力安全対策監、原子力安全対策課、危機対策・情報課、危機管理政策課、消防防災課及び別途危機管理部長が指示する応援要員	中部総合事務所（環境建築局）、	1．人形峠環境技術センターから環境保全協定第9条に基づいた通報を受け、危機管理部長が警戒体制をとる必要があると認めたとき 2．三朝町又は岡山県鏡野町で震度6弱以上の地震の発生 3．国又は人形峠環境技術センターから警戒事態の連絡があったとき	関係課（室）においてあらかじめ定められた職員	・県モニタリング本部の設置 ・環境保全協定第10条に基づく現地確認	【OFC派遣】 1．中部総合事務所の職員 2．危機管理部長の指示を受けた職員
非常体制 (1)	鳥取県災害対策本部 【事務局】 危機管理部の職員及び別途危機管理部長が指示する応援要員	鳥取県災害対策本部 本部地方支部 【事務局】 地方支部運営マニュアルであらかじめ定められた職員	1．人形峠環境技術センターから異常情報の通報を受け、知事が災害対策本部体制をとる必要があると認めたとき 2．国又は人形峠環境技術センターから施設敷地緊急事態の通報があったとき	関係課（室）においてあらかじめ定められた職員	・E M C の設置 ・原子力災害医療派遣チームの派遣要請 ・保健医療福祉対策本部の設置 ・各部（局）は防災活動に従事するものとし、直接関係のない職員にあつては、部（局）長の指示に従い、いつでも防災活動に従事できるよう待機するものとする。 ・環境保全協定第10条に基づく現地確認	【OFC】 1．消防防災課長（現地事故対策連絡会議構成員） 2．中部総合事務所の職員であらかじめ定められた職員（連絡調整要員） 3．あらかじめ定められた職員（O F C 機能グループ要員）

【国の対応】

施設敷地緊急事態の発生通報

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部設置関係省庁事故対策連絡会議（東京）

職員のO F C への緊急派遣

【O F C 】

現地事故対策連絡会議

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部設置

緊急時モニタリングセンター設置

非常体制 (2)			1．国又は人形峠環境技術センターから全面緊急事態の連絡があったとき 2．内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき 3．知事が必要と認めたとき	全職員	県関係の全職員をもって防災活動に従事するものとする 【国の対応】 原子力緊急事態宣言(原災法第15条) 原子力災害対策本部設置(東京) 本部長＝内閣総理大臣 【OFC】 原子力災害現地対策本部設置 本部長＝内閣府副大臣(又は政務官) 原子力災害合同対策協議会	【OFC】 1．副知事(原子力災害合同対策協議会構成員) 2．消防防災課長(連絡調整要員) 3．あらかじめ定められた職員(OFC機能グループ要員)
-------------	--	--	--	-----	---	---

別添1-1

原子力事業者、国、地方公共団体が探ることを想定される措置等(1/2)
(発電用原子炉(島根原子力発電所2号炉))

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

[illegible]

別添1-2

原子力事業者、国、地方公共団体が関与することを想定される措置等(1/2)
(発電用原子炉(島根原子力発電所1号炉))

注)本イメージは各主体の一般的な行動を示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		UPZ(約3km) ※島根県地域防災計画(原子力災害対策)で規定する区域				UPZ外 ※防護措置や協力が必要と判断された範囲に限る。			
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
緊急事態区分	警戒事態	事 業 者	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-
		公 共 地 方 団 体	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・緊急モニタリングの準備	-	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	-	-
		国	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	-	・地方公共団体への参集要請 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの準備のための調整	-
	(「だまし、放し、金100万条の股事通敵」にすまぬ等する準備を合意した)	事 業 者	・要員追加参加	・国及び地方公共団体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	・緊急時モニタリングの準備及び支援	-
		公 共 地 方 団 体	・要員追加参加 ・国及び他の地方公共団体へ直接要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避準備	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	-
		国	・要員追加参加 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・地方公共団体に屋内退避準備を指示	・地方公共団体への参集要請 ・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備及び支援	-
	(「原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用」)	事 業 者	・要員追加参加	・国及び地方公共団体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	-
		公 共 地 方 団 体	・要員追加参加	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難区域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等)	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難区域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等)への協力
		国	・要員追加参加 ・現地追加派遣の実施	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・地方公共団体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・地方公共団体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・地方公共団体に避難、一時移転、避難区域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等)を指示	・地方公共団体への参集要請 ・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・地方公共団体に避難、一時移転、避難区域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等)への協力を要請

原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2)
(発電用原子炉(島根原子力発電所1号炉))

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

			UPZ(概ね5km) ※島根県地域防災計画(原子力災害対策)で規定する区域				UPZ外 ※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。				
			体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
O I L	O I L 1	事業者 原子力 電力	-	・国及び地方公共団体 へ通報	-	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力	-	-	-	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・(近) 甲状腺被ばく線量モニタ リングへの協力	-
		公共地 方公 共団 体	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの 実施	【避難】 ・避難の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングの実施	-	-	-	【避難】 ・(近) 避難の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・(近) 甲状腺被ばく線量モニタ リングの実施	【避難】 ・(遠) 避難の受入れ
		国	-	・地方公共団体への情 報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・地方公共団体に避難の実施(移動が困 難な者の一時避難を含む)を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニ タリングの実施を指示	-	・地方公共団体への情 報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	-	【避難】 ・避難範囲の決定 ・(近) 地方公共団体に避難の 実施を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・(近) 地方公共団体に甲状腺被ば く線量モニタリングの実施を指示	【避難】 ・(遠) 地方公共団体に避難受 入れを要請
	飲食物に 係るスクリー ニング	事業者 原子力 電力	-	・国及び地方公共団体 へ通報	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの 実施及び支援	-	-
		公共地 方公 共団 体	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの 実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定	-	・住民等への情報伝達	-	-	-
		国	-	・地方公共団体への情 報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決 定 ・地方公共団体に個別品目の放射性物質 の濃度測定を指示	-	・地方公共団体への情 報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・地方公共団体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	-
	O I L 4	事業者 原子力 電力	-	・国及び地方公共団体 へ通報	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 避難退域時検査及び簡易除染への協力	-	-	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 避難退域時検査及び簡易除染への協力	-
		公共地 方公 共団 体	-	・住民等への情報伝達	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 避難退域時検査及び簡易除染の実施	-	・住民等への情報伝達	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 避難退域時検査及び簡易除染への協力	-
		国	-	・地方公共団体への情 報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 避難退域時検査及び簡易除染の指示	-	・地方公共団体への情 報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 避難退域時検査及び簡易除染の指示	-
	O I L 2	事業者 原子力 電力	-	・国及び地方公共団体 へ通報	-	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力	-	-	・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・(近) 甲状腺被ばく線量モニタ リングへの協力	-
		公共地 方公 共団 体	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの 実施	【一時移転】 ・一時移転の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングの実施	-	・住民等への情報伝達	-	【一時移転】 ・(近) 一時移転の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・(近) 甲状腺被ばく線量モニタ リングの実施	【一時移転】 ・(遠) 一時移転の受入れ
		国	-	・地方公共団体への情 報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・地方公共団体に一時移転の実施を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニ タリングの実施を指示	-	・地方公共団体への情 報提供 ・報道機関等を通じた情 報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・(近) 地方公共団体に一時移転の 実施を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・(近) 地方公共団体に甲状腺被ば く線量モニタリングの実施を指示	【一時移転】 ・(遠) 地方公共団体に一時移 転の受入れを要請
	O I L 6	事業者 原子力 電力	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		公共地 方公 共団 体	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質 の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質 の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	-
		国	-	・地方公共団体への情 報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・個別品目の放射性物質 の濃度測定結果の収 集・分析 ・個別の放射性物質の 濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・地方公共団体に飲食物摂取制限の実施 を指示	-	・地方公共団体への情 報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・個別品目の放射性物質 の濃度測定結果の収 集・分析 ・個別の放射性物質の 濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・地方公共団体に飲食物摂取制限の実施を指示	-

別添1-3

原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2)
(その他の原子力施設(人形峠環境技術センター))

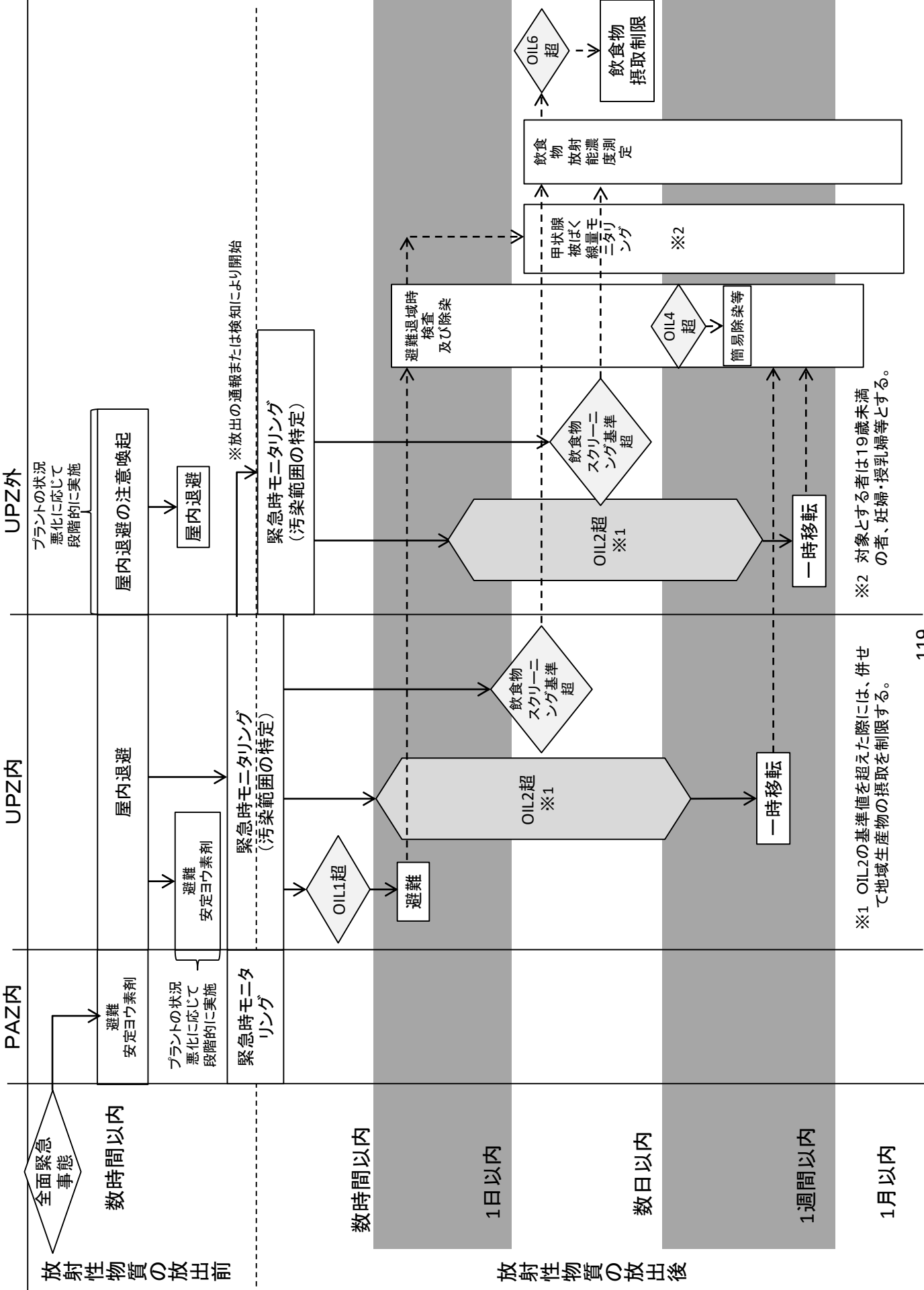
施設敷地内で防護措置が必要となるような事象の発生に備え、国、原子力事業者等の関係機関と情報連絡、住民等への迅速な情報提供、緊急時モニタリング等の施設周辺地域における対応に係る体制を構築し、事故の発生又は災害時には必要に応じて、防護措置を発動する。

			当該原子力事業所が所在する地方公共団体等 (原子力施設近傍における重点的な対応) ※地域の実情に応じ、隣接市町村を含む。			
			体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
緊急事態区分	警戒事態	事業所 事業者力	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	—
		公共地 地方団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの準備	—
		国	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	—
	(原災法10条の施設敷地緊急事態に該当する場合を除く。ただし、全面緊急事態に該当する場合は採用。)	事業所 事業者力	・要員追加参集	・国及び地方公共団体へ通報	・敷地境界のモニタリング ・緊急時モニタリングの準備及び支援	—
		公共地 地方団体	・要員追加参集 ・国及び他の地方公共団体に応援要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	—
		国	・要員追加参集 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	—
	(原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用。)	事業所 事業者力	・要員追加参集	・国及び地方公共団体へ通報	・敷地境界のモニタリング ・緊急時モニタリングの実施及び支援	—
		公共地 地方団体	・要員追加参集	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	—
		国	・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	—

原子力事業者、国、地方公共団体が探ることを想定される措置等(2/2)
(その他の原子力施設(人形峠環境技術センター))

			当該原子力事業所が所在する地方公共団体等 (原子力施設近傍における重点的な対応) ※地域の実情に応じ、隣接市町村を含む。			
			体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
O I L	O I L 1	事 原 業 者 力	-	・国及び地方公共団体へ 通報	-	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングへの 協力
		公 共 地 方 団 体	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの 実施	【避難】 ・避難の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングの 実施
		国	-	・地方公共団体への情報 提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・地方公共団体に避難の実施(移動 が困難な者の一時退避を含む)を指 示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・地方公共団体に甲状腺被ばく線量 モニタリングの実施を指示
	飲 食 物 に 係 る ス ク リ ー ン ン グ 基 準	事 原 業 者 力	-	・国及び地方公共団体へ 通報	・緊急時モニタリングの 実施及び支援	-
		公 共 地 方 団 体	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの 実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測 定
		国	-	・地方公共団体への情報 提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範 囲の決定 ・地方公共団体に個別品目の放射 性物質の濃度測定を指示
	O I L 4	事 原 業 者 力	-	・国及び地方公共団体へ 通報	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 避難退域時検査及び簡易除染への 協力
		公 共 地 方 団 体	-	・住民等への情報伝達	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 避難退域時検査及び簡易除染の実 施
		国	-	・地方公共団体への情報 提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 避難退域時検査及び簡易除染の指 示
	O I L 2	事 原 業 者 力	-	・国及び地方公共団体へ 通報	・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングへの 協力
		公 共 地 方 団 体	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの 実施	【一時移転】 ・一時移転の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングの 実施
		国	-	・地方公共団体への情報 提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・地方公共団体に一時移転の実施 を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・地方公共団体に甲状腺被ばく線量 モニタリングの実施を指示
	O I L 6	事 原 業 者 力	-	-	-	-
		公 共 地 方 団 体	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質 の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施
		国	-	・地方公共団体への情報 提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・個別品目の放射性物質 の濃度測定結果の収集・ 分析 ・個別の放射性物質の濃 度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・地方公共団体に飲食物摂取制限 の実施を指示

別添2 防護措置実施のフロー図



※1 OIL2の基準値を超えた際には、併せて地域生産物の摂取を制限する。

※2 対象とする者は19歳未満の者、妊婦・授乳婦等とする。

別添 3 島根原子力発電所及び人形峠環境技術センターに係る各緊急事態区分を判断する EAL

1. 沸騰水型軽水炉に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

※島根原子力発電所 2 号炉に適用

警戒事態を判断する EAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の 1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定（炉規法第 43 条の 3 の 24 に規定する保安規定をいう。）で定められた数値を超える原子炉炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。 ④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑤ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 15 分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が 3 時間以上継続すること。 ⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。 ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 6 号）第 38 条第 4 項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 10 号）第 37 条第 4 項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑩ 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成 24 年文部科学省・経済産業省令第 4 号）第 2 条第 2 項第 8 号に規定する重要区域をいう。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑪ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉炉冷却系障壁が喪失すること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑫ 当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。	緊急事態区分における措置の概要 体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

⑬ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合。 ⑭ 国のオンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑮ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑯ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	
--	--

施設敷地緊急事態を判断するEAL	
緊急事態区分における措置の概要	
① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。 ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。 ⑤ 非常用直流母線がなくなった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 ⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。 ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

	の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。
緊急事態区分における措置の概要	全面緊急事態を判断するEAL
PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。	① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 ⑥ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 ⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 ⑨ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。 ⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑪ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。

	⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づき緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。
--	---

2. 原子炉の運転等のための施設

※島根原子力発電所 1 号炉及び人形峠環境技術センターに適用

(原子力災害対策指針における各緊急事態区分を判断する EAL の枠組み 1. ～ 8. までは掲げるものを除く)

警戒事態を判断する EAL

	緊急事態区分における措置の概要
① 当該原子力事業所所在市町村（三朝町含む。）において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波警報が発表された場合。 ③ 国のオンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ④ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断する EAL

	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要なる住民避難等の防護措置を行う。U P Z のみが設定される場合は、U P Z 内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断する EAL

	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

別添 4 O I L と防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を用途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40, 000 cpm※3 (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線：13, 000cpm※4 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※2)	1 日内を用途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※2)	数日内を用途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
				1 週間内を用途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
			放射性ヨウ素	300Bq/kg
			放射性セシウム	200Bq/kg
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg
			ウラン	20Bq/kg
				100Bq/kg

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる O I L の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には O I L の初期設定値

は改定される。

- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 $120\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約 $40\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E AのG S G - 2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 I A E Aでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。